

令和3年度 国の施策に対する

重点提案・要望

令和2年6月

千葉県

提案・要望

千葉県政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。特に令和元年房総半島台風・東日本台風及び10月25日の大雨への対応におきましては、多大なる御支援をいただき、深く感謝申し上げます。

本県においては、令和元年房総半島台風などの一連の災害からの一日も早い復旧・復興を図っていく必要があります。また、急速な少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、経済・社会のグローバル化など、時代の変化にも即応していくことが強く求められています。

こうした中、災害への対応については、「千葉県災害復旧・復興に関する指針」に基づき、被災者の生活と暮らしの再建及び農林水産業や商工業などの地場産業の力強い復活を図るとともに、災害に強い千葉県づくりにオール千葉で取り組んでいるところです。

また、時代の変化に対しては、東京湾アクアライン、圏央道、成田国際空港、幕張メッセや風光明媚な観光資源、全国に誇れる農林水産物などの本県の宝に磨きをかけ、次世代を担う若者が活躍できる環境・基盤づくりを進めており、こうした本県が持つ可能性を最大限に生かした取組こそが、本県のみならず我が国全体を大きく発展させ、次の時代への飛躍につながるものと確信しております。

このような観点から、来年度に向け、本県の県政運営上、国との連携が特に重要な事項に関する提案・要望を取りまとめました。

国の施策立案に当たり、本提案・要望の趣旨を実効性ある形で反映していただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

令和2年6月

千葉県知事

森田 健作

目次

1 防災対策の推進

- (1) 令和元年房総半島台風などを踏まえた災害対応力の強化等 …………… 1
 - ① 風害対策及び大規模停電対策の充実強化
 - ② 被災者生活再建支援制度の適用対象区域の見直し及び支給対象の拡大
 - ③ 業務継続性確保のための非常用電源の整備
 - ④ 水道施設・工業用水道施設における停電対策・浸水対策の強化に向けた支援の拡充
 - ⑤ 医療機関等の復旧と防災力の強化への支援
 - ⑥ 公立学校施設及び社会教育施設の復旧に係る支援の拡充
 - ⑦ 災害時における県内企業の事業継続や被災企業の早期復旧に向けた支援
 - ⑧ 土砂災害対策の推進
 - ⑨ 災害に強い森林づくりの推進
 - ⑩ 水防災意識社会再構築ビジョン等の取組実施に係る地方負担の軽減
 - ⑪ 死者・行方不明者の氏名公表の基準策定
- (2) 自助・共助・公助が一体となった地域防災力の向上 …………… 18
 - ① 地震・津波対策に係る防災環境の整備
 - ② 市町村の消防広域化に対する支援の拡充
- (3) 災害に強い社会基盤の整備 …………… 21
 - ① 河川・海岸等における津波・耐震・水害対策の推進
 - ② 国の直轄事業化導入による千葉港海岸船橋地区の高潮及び耐震化対策の促進
 - ③ 水門操作に係る安全性の確保の推進
 - ④ 道路ネットワークの機能強化
 - ⑤ 医療機関の耐震化の促進
 - ⑥ 私立学校施設の耐震化の促進
- (4) 放射性物質に対する県民の安全・安心の確保 …………… 31
 - ① 福島第一原子力発電所事故に伴う除染により生じた除去土壌の処分に関する早急な対処及び国による万全の財政措置
 - ② 事故由来放射性物質を含む廃棄物の処理
 - ③ 東京電力福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の取扱い
 - ④ 子ども被災者支援法に基づく基本方針に係る施策の着実な実施

2 暮らしの安全・安心

- (1) 治安基盤の強化 …………… 36
- (2) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における安全・安心の確立及び円滑な交通輸送の実現 …………… 37
- (3) 地方消費者行政充実のための国の支援 …………… 39
- (4) 新たな過疎対策法の制定 …………… 41

3 医療・福祉の充実

- (1) 医療の充実 43
 - ① 医師の養成・確保対策の推進
 - ② 医療体制の充実
 - ③ 将来の医療需要に対応した医療機能の確保促進
- (2) 国民健康保険の持続可能な安定的運営に向けた財政基盤の確立 49
- (3) 介護人材の確保・定着対策の推進 51

4 環境対策の推進

- (1) 印旛沼・手賀沼流域の水環境保全対策の推進 53
- (2) PCB廃棄物の適正処理の推進 56
- (3) 地球温暖化対策の推進強化 59
- (4) 再生可能エネルギーの適切な導入等に向けた制度設計と運用 61

5 子育て支援の充実

- (1) 保育所等の施設整備と運営に対する財源措置及び保育士の確保 ... 64
- (2) 子どもの医療費助成制度の創設 67
- (3) 児童虐待防止体制の充実 68

6 教育現場等への支援の充実

- (1) 新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための教職員等の体制強化 70
- (2) 学校施設の整備に必要な財源の確保と学校機能の強化 73
- (3) 私立学校の運営等に対する支援策の充実 75

7 成田国際空港の機能強化及び観光立県の推進

- (1) 成田国際空港の更なる機能強化と利便性の向上等 77
- (2) 観光立県の実現に向けた外国人旅行者誘致及びM I C Eの推進 ... 82

8 産業振興と雇用・就業支援の充実

- (1) 京葉臨海コンビナートの国際競争力・防災力等の強化に関する支援等の拡充 84
- (2) 一般海域における洋上風力発電の適切な導入等に向けた制度設計と運用 86
- (3) 地域経済を支える中小企業・小規模事業者支援策の充実 89
- (4) 働き方改革の積極的な推進 92

(5) 外国人材の受入れ・共生への対応	94
①外国人材の適正・円滑な受入れ	
②多文化共生社会の実現	

9 農林水産業の振興

(1) 力強い産地づくりのための支援	97
① 飼料用米等の安定生産の推進と支援制度の見直し	
② 有害鳥獣等の対策強化	
③ スマート農林水産業の普及促進と漁業における労働力不足への対応の強化	
④ 東京湾を「豊かな海」とするための取組の強化	
⑤ C S F ワクチン接種体制の見直し	
(2) 農林水産物、食品等の輸出に対する支援	107
(3) 国際的な経済連携における農林水産業への十分な配慮	108
(4) 水産資源の適切な管理	109
① T A C 法に基づく太平洋クロマグロの漁獲管理に関する円滑な運用と支援策の充実	
② サンマ・サバなどの国際水産資源の管理強化	

10 活力ある県土の基盤づくり

(1) 首都圏中央連絡自動車道の建設推進	112
(2) 北千葉道路の早期整備	114
(3) 第二東京湾岸道路を軸とした新たな規格の高い道路ネットワークの早期具体化	116
(4) 国道16号千葉柏道路の早期具体化	117
(5) 高規格幹線道路等のネットワーク機能の充実	118
・ 東京外かく環状道路の建設推進	
・ 富津館山道路等の4車線化	
・ 京葉道路の渋滞対策の推進	
・ 東京湾岸道路の整備推進	
・ 国道51号の整備推進	
・ 銚子連絡道路や長生グリーンラインなどの幹線道路網の整備促進	
・ 重要物流道路に係る地方公共団体への支援等	
(6) 千葉港港湾計画に基づく埠頭再編等の推進	123
(7) 社会資本整備の推進と適正な維持管理	126
① 地域の活力向上のための道路整備や交通安全対策等の充実	
② 連続立体交差事業の推進	
③ 河川管理施設の適正な維持管理・更新の推進	
④ 利根川及び江戸川の治水対策の推進	
⑤ 社会資本の整備や老朽化対策等の推進	
(8) 九十九里浜における侵食対策の推進	135

(9) 水道事業の統合・広域連携の推進に向けた支援の拡充について……	137
(10) 公共交通機関の充実・確保	139
① J R 京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線との相互直通運転 の実現及び J R 京葉線の輸送力増強	
② 東葉高速鉄道・北総鉄道の経営安定化に向けた支援の充実	
③ ホームドアの整備による転落防止対策の促進	

11 地方分権の推進	146
-------------------	-----

【参考】

災害に強い千葉県づくりに向けた要望事項について	149
東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を通じた 本県の更なる発展に向けた要望事項について	150

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進

(1) 令和元年房総半島台風などを踏まえた災害対応力の強化等

提案・要望先 内閣府、経済産業省、
国土交通省
県担当部局 防災危機管理部

【提案・要望事項名】 ① 風害対策及び大規模停電対策の充実強化【新規】

【具体的な提案・要望内容】

- 1 地球温暖化により、増加が懸念される猛烈な台風に対する調査研究を充実・強化し、科学的知見を踏まえた対策を、国の主導により講じるとともに、技術的、財政的措置を検討するなど、風害対策の充実を図ること。
- 2 国等が行っている検証を踏まえ、大規模停電対策を防災基本計画に盛り込むこと。
- 3 県内ガソリンスタンドにおける自家発電機の設置を促進するため、国の補助制度を拡充すること。

【直面している課題・背景】

- 令和元年房総半島台風では、これまでにない暴風により、大規模停電や甚大な住家被害等が発生した。風害想定の実現性は、検証会議でも指摘されているところであるが、県として行うには、知見が十分ではない。
令和元年房総半島台風をはじめとする一連の災害の教訓を踏まえた対策の実施は喫緊の課題であることから、早急な国の対応が必要である。
気象庁では、令和元年房総半島台風・東日本台風のデータを収集しているが、その目的は、地球温暖化などの影響により、将来の台風がどうなるかといった気候変動の研究のためである。
また、風害想定については、国での所管が決まっていないことから、国が実施する動きもない。
- 現在、大規模停電対策について、防災基本計画に盛り込まれていない。
令和元年房総半島台風をはじめとする一連の災害の教訓を踏まえた対策の実施は喫緊の課題であることから、早急な国の対応が必要である。
国では、送電鉄塔等の倒壊原因を究明・検証し、技術基準の見直しの必要性を含めた検討や、停電復旧の情報把握、公表のあり方等の検証を行い、また、東京電力も停電原因を究明し、対策を今後生かしていくとしている。

なお、国は、防災基本計画に、究明・検証の結果を反映させるかについては、明らかにしていない。

- 災害時にも地域住民への燃料供給を行う「住民拠点SS」の重要性が改めて明らかになったものの、その数は、県内ガソリンスタンドの約10%程度と十分に整備されていない。

令和元年房総半島台風をはじめとする一連の災害の教訓を踏まえた対策の実施は喫緊の課題であることから、早急な国の対応が必要である。

【参考】給油所の状況（平成31年3月31日現在）

	役割	千葉県内	全国
給油所総数		1, 125	30, 070
住民拠点SS	災害時に被災地住民への燃料供給の役割を担う	109	3, 498
中核SS	災害時に災害対応車両への優先給油の役割を担う	42	1, 629
小口燃料配送拠点	災害時に医療機関等の重要インフラへ燃料配送を行う	7	472

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進

(1) 令和元年房総半島台風などを踏まえた災害対応力の強化等

提案・要望先 内閣府
県担当部局 防災危機管理部

【提案・要望事項名】

- ② 被災者生活再建支援制度の適用対象区域の見直し及び支給対象の拡大
【新規】

【具体的な提案・要望内容】

被災者生活再建支援制度の適用範囲について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、法に基づく支援が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと。

また、被災者生活再建支援制度の支給対象を「半壊」まで拡大するとともに、支給対象の拡大に伴う財政支援措置を講ずること。

【直面している課題・背景】

- 現行の被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）では、その適用範囲は、市町村又は都道府県単位で一定数以上の被害があった場合とされている。
- そのため、平成25年9月の竜巻被害においては、同一の竜巻による一連の被害でありながら、全壊世帯が10世帯以上であった埼玉県越谷市では支援法が適用され、一方、全壊世帯が1世帯であった野田市では支援法が適用されないという不均衡が生じた。
- さらに、令和元年房総半島台風からの一連の災害では、市町村における被害世帯数が適用要件を満たした市町村から順次支援法を適用し、最終的に県内で100世帯以上の全壊被害があったため、県内全域に支援法を適用した。（下記参照）

しかしながら、県内全域に制度が適用できなかった場合、全壊被害が1世帯程度であった市川市や流山市などは対象外となり、同じ災害で同じような住宅被害を受けながら、居住する市町村によって支援が受けられないという不均衡が生じる場所であった。
- 今後、台風の大型化に伴い、広範囲にわたる風害によって散発的に全壊被害が発生する可能性も高まっており、一部地域が適用対象となった場合は、全ての被害区域が支援の対象となるよう適用要件を見直す必要がある。

- また、平成30年11月に全国知事会が公表した「被災者生活再建支援制度の見直し検討結果報告」によると、半壊世帯の損害を算出すると1,000万円程度の損害が発生している状況にあり、半壊世帯は、法が支給の対象とする「生活基盤に著しい被害」を受けている可能性が高いとの検討結果が示されており、支給対象を「半壊」まで拡大するなど被災者に寄り添った支援が求められる。

【参考1：令和元年房総半島台風等における支援法の適用状況】

- ・令和元年 9月27日 館山市、南房総市及び安房郡鋸南町に適用
- ・令和元年10月 2日 鴨川市、君津市、富津市、及び匝瑳市に適用
- ・令和元年10月 8日 市原市及び富里市に適用
- ・令和元年10月15日 県内全域に適用

【参考2：被災者生活再建支援制度に係る要望及び国の見直しの検討状況】

一定規模以上の自然災害でありながら、居住する市町村の違いにより法に基づく平等な救済がなされないという制度上の問題について、全国知事会や本県単独で見直しを要望してきたところであり、国や都道府県により構成される「被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議」が令和元年6月に設置されたところであるが、未だ結論は出されていない。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進

(1) 令和元年房総半島台風などを踏まえた災害対応力の強化等

提案・要望先 内閣府、総務省、経済産業省
県担当部局 防災危機管理部

【提案・要望事項名】 ③ 業務継続性確保のための非常用電源の整備 **【新規】**

【具体的な提案・要望内容】

各自治体が自家用発電機の導入等停電対策を早期かつ計画的に取り組めるよう、緊急防災・減災事業債等の国の財政的支援をより一層充実・強化すること。

【直面している課題・背景】

- 令和元年房総半島台風等による風水害により、県内全域で大規模かつ長期にわたる停電が発生し、県民生活に甚大な被害が生じた。
- 災害対応拠点となる自治体庁舎をはじめ避難所等における非常用電源の確保が喫緊かつ重要な課題であることが強く認識されたことから、災害発生時等に備え、各自治体が自家用発電機の導入等停電対策を早期かつ計画的に取り組む必要がある。
- 非常用電源の整備は、緊急防災・減災事業債の対象事業であり、より一層の充実・強化を行うための県から市町村に対し助言を行っているが、「緊急防災・減災事業債」の事業期間は令和2年度までとなっており、国の財政的支援が不可欠である。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進

(1) 令和元年房総半島台風などを踏まえた災害対応力の強化等

提案・要望先 厚生労働省、経済産業省
県担当部局 総合企画部、企業局

【提案・要望事項名】

- ④ 水道施設・工業用水道施設における停電対策・浸水対策の強化に向けた支援の拡充 【新規】

【具体的な提案・要望内容】

- 1 水道施設における停電対策・浸水対策を強化するための国庫補助制度である、「水道施設機能維持整備費」事業については、令和2年度までの時限の措置とされていることから、令和3年度以降も継続すること。
- 2 同事業について、取水施設のみの整備についても補助対象に加えるなど、対象施設の拡充を行うとともに、補助率の引き上げも行うこと。
- 3 工業用水道事業費補助金について、補助率の一層の引き上げを行うこと。

【直面している課題・背景】

(水道事業)

- 県内水道事業体の非常用発電設備の整備状況は、令和元年9月時点で必要とする施設(910施設)のうち約38%(349施設)、浸水想定区域内(41施設)で浸水対策が講じられている施設(13施設)は、32%に留まっており、こうした中、令和元年房総半島台風等においては、大きな断水被害が発生したところである。
- 各事業体においては、非常用発電設備の整備及び浸水災害への対策に取り組んでいるところであるが、施設整備に伴う設計業務に多くの時間を要することなどにより、令和2年度中の整備が困難な事業体がある。
- また、令和2年2月に当該補助制度における対象施設が拡充されたものの、浄水場に水を送るために必要な取水施設のみの整備や、山間部など、倒木による停電リスクが高く、給水車での給水も困難な地域に多くある小規模な浄水場(断水影響戸数2千戸未満)への整備は補助対象外とされている。

- なお、停電対策については補助率1／4とされているが、非常用発電設備の整備には建屋建設等の付帯工事が必要となり、多額の費用を要することから、事業体の負担を軽減するためには、補助率を引き上げる必要がある。

(工業用水道事業)

- 工業用水道事業費補助金において補助率30%以内とされており、整備促進に支障がある。

【参考】

(水道事業)

1 県内事業体における非常用発電設備の整備状況（令和元年9月県調査）

施設数	自然流下方式による 給水の可否		非常用発電設備 の状況	
	1,033	可	123	
否		910	有	349 (38%)
	無		561 (62%)	

※施設数：取水場や浄水場及び配水池等、水を供給するために必要な施設の合計

※自然流下方式：高低差を利用し、ポンプ等の動力を使用することなく水を供給する方式

2 県内事業体における浸水対策の実施状況（令和元年9月県調査）

施設種別	浸水想定区域に位置 している施設数	浸水対策の有無	
		あり	なし
取水・導水施設	21	7 (33%)	14 (67%)
浄水施設	8	3 (38%)	5 (62%)
配水池等	12	3 (25%)	9 (75%)
合計	41	13 (32%)	28 (68%)

3 国庫補助制度の概要（令和2年度までの時限事業）

ア 補助率

停電対策：1 / 4、浸水対策：1 / 3

イ 採択基準

次のいずれにも該当する事業であること。

①資本単価が、水道事業 90 円 / m³以上、水道用水供給事業 70 円 / m³であること。

②次のいずれかに該当する事業であること。

(1) 基幹となる浄水施設が、自然流下方式による施設運転が不可能であり、運転用の自家発電設備が整備されていない場合に実施する非常用自家発電設備等の整備。

(2) 基幹となる浄水施設が、浸水想定区域内等に位置し、浸水災害により給水停止のおそれが高い場合に実施する浸水災害への対策工事。

(3) 停電、土砂災害、浸水災害いずれの事象によっても給水停止のおそれがない基幹となる浄水施設の下流にある配水池・ポンプ場を実施する停電対策及び、浸水災害への対策工事。

※基幹となる浄水施設

病院等の重要給水施設に至るルート上の施設であり、かつ断水影響戸数が2千戸以上である施設（断水影響戸数2千戸以上の浄水場が存在しない事業体は、当該事業体の最重要施設（1施設））。

(工業用水道事業)

1 工業用水道事業費補助金の概要

ア 補助率

100分の30以内

イ 採択基準

《改築事業》

次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 工業用水道施設更新・耐震・アセットマネジメント指針等に基づく更新・耐震・耐水化等計画を策定し、それを実施するものであること。
- (2) 前項の工業用水道を改築する事業にあつては、工期が10年以下であり、かつ、補助対象総事業費が20億円以上のものであること。ただし、平成27年度に交付された改築事業であつて、補助対象総事業費に含まれた事業に限る。

《強靱化事業》

以下の(1)①から⑥までのいずれかに該当する工業用水道事業を営む事業者が、(2)①及び②の要件に該当する施設の更新・耐震・耐水対策等を行う事業を対象とする。

- (1)
 - ①給水開始年度が古く、施設の老朽化が進んでいる事業
 - ②施設更新・耐震化対策による費用対効果が高い事業
 - ③耐震化率が低く、早急に耐震化対策を進める必要がある事業
 - ④浸水想定区域内に位置し、浸水被害により給水停止のおそれが高い事業
 - ⑤土砂災害警戒区域内に位置し、土砂災害により給水停止のおそれが高い事業
 - ⑥自然流下方式による施設運転が不可能であり、運転用自家発電設備の整備の必要性が高い事業
- (2) 経済産業省で策定した施設更新・耐震対策指針等に基づき
 - ①更新・耐震・耐水対策等の必要性が高いと判断される施設であること。
 - ②経営効率化策を含んだ更新・耐震・耐水化対策等実施の裏付けとなる経営計画を策定していること。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進

(1) 令和元年房総半島台風などを踏まえた災害対応力の強化等

提案・要望先 厚生労働省
県担当部局 健康福祉部

【提案・要望事項名】⑤ 医療機関等の復旧と防災力の強化への支援【新規】

【具体的な提案・要望内容】

- 1 発災前に土嚢の設置など被害軽減策を講じる必要性が生じる場合等があり、設置した土嚢の撤去等の現状復帰を含め、その際に活用できる補助制度を創設すること。また、分娩を取り扱う有床診療所を含め、政策医療に関わる医療機関の復旧に係る経費を幅広く対象とするとともに、確実に予算を措置すること。
- 2 災害に対する備えとして医療施設の非常用自家発電設備整備を促進するため、「医療提供体制施設整備交付金」における「非常用自家発電設備及び給水設備整備事業」の補助制度について、拡充（補助基準額、対象となる施設等）を図ること。特に、首都直下地震など大災害に対する懸念が高まっている状況を踏まえ、災害拠点病院を補完する地域の2次救急医療機関の災害医療体制の整備に対し、災害拠点病院と同様に非常用電源や給水設備の財政支援措置を創設すること。
- 3 災害時における連絡手段確保に向け、医療機関に対し衛星電話の設置を促進するため、国における補助制度を創設すること。また、広域災害救急医療情報システム（EMIS）のような、無床診療所においても活用しやすい簡易なシステムを別途、構築するなど、被災状況を広く迅速に把握できる手法を検討し、実施すること。

【直面している課題・背景】

- 本県の医療機関は令和元年房総半島台風等により、甚大な被害を被った。一方、発災前に土嚢の設置などにより、被害が軽減できた医療機関があった。災害復旧費については、対象が政策医療に関わる医療機関に限定されていることから、甚大な被害を受けた医療機関であっても補助を受けることが出来ない状況にある。また、現在補助金交付に向けた手続きを行なっているところであるが、補助金の交付が縮小する等した場合、県内の医療体制に大きな影響を与えることから、確実に予算措置がなされる必要がある。

○ 県内の多くの医療機関は医療機能を維持する程度の非常用自家発電設備を有しておらず、経費等の問題から今後も整備を進めるのが難しい状況である。「非常用自家発電設備及び給水設備整備事業」の対象施設となっているのは、令和元年度時点で災害拠点病院、救命救急センター、周産期母子医療センターのみとなっており、それ以外の医療機関についても整備を進めるため、制度の拡充が必要である。

○ 災害時は、災害拠点病院だけでなく地域全体で対応することが求められるため、本県では、災害拠点病院や2次救急医療機関が連携して災害医療体制を整備しているが、災害拠点病院以外には補助制度がない。

○ 災害時においては複数の通信手段を確保しておくことが求められるが、医療機関における衛星電話保有状況は低い状況であるため、設置を促進するため補助制度の創設が求められる。

また、現在、無床診療所の情報収集にあたっては各地区医師会を通じて情報を収集するしかなく、無床診療所から被災状況を発信できるシステムもないため、無床診療所を対象とした情報収集手段の構築が求められる。

【参考1：災害復旧費補助金申請状況について】

対象機関	政策医療に関わる医療機関
申請機関	17施設
申請金額 (総額)	390,426,895円
対象経費	建物・建物附属設備、医療用設備等の復旧費用

【参考2：非常用電源の整備状況について】

	調査数	回答数	整備済
病院	289	277	248
有床診療所	156	144	67
透析実施無床診療所	66	63	8
計	511	484	323

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進

(1) 令和元年房総半島台風などを踏まえた災害対応力の強化等

提案・要望先 文部科学省
県担当部局 教育庁

【提案・要望事項名】

⑥ 公立学校施設及び社会教育施設の復旧に係る支援の拡充 **【新規】**

【具体的な提案・要望内容】

被災した公立学校施設（学校給食共同調理場を含む）及び社会教育施設等の復旧に係る補助制度を拡充すること。

【直面している課題・背景】

- 防災基本計画第3章第2節には「国、地方公共機関及び地方公共団体は、被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から可能な限り改良復旧等を行うものとする。」との記載があるが、公立学校施設災害復旧費国庫負担事業等の現行制度では、原則、原形復旧に限られており、改良復旧が実施できない。
- 災害時には、多くの公立学校施設や社会教育施設等が避難所や緊急避難場所として指定されている実態を踏まえ、避難所等として指定された公立学校施設等がその機能を十分に発揮できるように、必要な改良復旧が行えるように補助制度の拡充を図る必要がある。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進

(1) 令和元年房総半島台風などを踏まえた災害対応力の強化等

提案・要望先 経済産業省
県担当部局 商工労働部

【提案・要望事項名】

- ⑦ 災害時における県内企業の事業継続や被災企業の早期復旧に向けた支援 **【新規】**

【具体的な提案・要望内容】

被災した中小企業等の事業再建に向け、新たな予算措置を待つことなく、迅速かつ柔軟に支援が行われるよう、災害対応を目的とした複数年度で使える制度を構築するなど、新たな支援スキームを確立すること。

【直面している課題・背景】

- 令和元年房総半島台風・東日本台風及び10月25日の大雨により、これまでにない被害が発生し、本県経済を支える中小企業においても大きな被害が発生するなど、産業活動にも極めて深刻な影響を及ぼしている。

- 県では、各種経営相談や専門家派遣、補助金等による支援を行っているが、災害時においても迅速かつ柔軟な支援が行われるよう、予算措置を要しない新たな制度の構築など国の施策の更なる充実が必要である。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進

(1) 令和元年房総半島台風などを踏まえた災害対応力の強化等

提案・要望先 国土交通省

県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】 ⑧ 土砂災害対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 都道府県が実施する基礎調査に係る国費率の引き上げを図ること。2 土砂災害防止に向けての技術的支援を講じること。 |
|--|

【直面している課題・背景】

- 土砂災害防止法に基づく土砂災害防止の対策を講じるため、県が地形や土地の利用状況などを調査する基礎調査を実施し、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を土砂災害警戒区域等として指定している。
- 千葉県では、土砂災害のおそれがある箇所が約1万1千箇所と多いため、がけ地の人家が多い箇所や崩落履歴がある箇所などの基礎調査を優先的に進め、令和元年度末に完了したことから、令和3年5月末までの区域指定の完了を目指して取り組んでいる。
- また、令和2年度以降は、既に区域指定がなされた箇所において、地形の改変等が行われているかどうかを確認し、必要に応じて区域指定の変更行うことや、区域指定を予定していない箇所でも土砂災害が発生したことから、今後は、数値標高モデル等の高精度な地形情報を用いて対象区域を抽出し、引き続き基礎調査を実施する必要がある。
- 基礎調査に要する費用については、その3分の2を県が負担しており、県の負担が大きいことから、基礎調査の迅速で確実な進捗を図るため、さらなる財政支援が必要である。
- また、高精度な地形情報を用いて抽出を行うにあたり、国の技術的支援及び助言が必要である。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進

(1) 令和元年房総半島台風などを踏まえた災害対応力の強化等

提案・要望先 農林水産省

県担当部局 農林水産部

【提案・要望事項名】 ⑨ 災害に強い森林づくりの推進

【具体的な提案・要望内容】

災害に強い森林づくりを推進するため、山地災害対策及び海岸保安林の再生整備に必要な予算措置を講じること。

【直面している課題・背景】

- 昨年、本県を直撃した複数の台風により、県内各地で山地崩壊が多数発生し、順次、復旧工事を行っているところであるが、近年多発している集中豪雨等により新たな崩壊が懸念されることから、県民の生命・財産を守るため、現在、着手率が47%にとどまっている山地災害危険地区における治山事業の確実な実施が課題となっている。
- また、海岸保安林には津波の減災効果が認められており、県では東日本大震災による津波等で被災した海岸保安林の復旧を進めているが、将来予想されている大規模地震による津波から地域住民を守るため、潮害や松くい虫の被害等により荒廃している約200haの海岸保安林の復旧を早期に完了させる必要がある。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進

(1) 令和元年房総半島台風などを踏まえた災害対応力の強化等

提案・要望先 国土交通省
県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】

⑩ 水防災意識社会再構築ビジョン等の取組実施に係る地方負担の軽減

【具体的な提案・要望内容】

県が実施する水防災意識社会再構築ビジョン等に基づく取組（浸水想定区域図の作成等）に係る技術的支援及び財政支援を講じること。

【直面している課題・背景】

- 本県では、国が進めている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、「千葉県大規模氾濫に関する減災対策協議会」を設定し、令和3年度までの5ヶ年間で実施する取組を推進しているところである。
- 水害リスクを的確に把握するために、水防法に基づき、水位周知河川において、想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域図を公表しており、今後は水位周知河川以外にも対象を拡大することとしている。
また、高潮についても東京湾沿岸において、想定し得る最大規模の高潮を前提とした高潮浸水想定区域図を公表したところである。
今後、千葉東沿岸においても高潮浸水想定区域図を公表するとともに、両沿岸において高潮特別警戒水位の設定や水位周知海岸の指定を行う必要があることから、継続した技術的支援及び財政支援が必要である。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進

(1) 令和元年房総半島台風などを踏まえた災害対応力の強化等

提案・要望先 内閣府
県担当部局 防災危機管理部

【提案・要望事項名】 ⑪ 死者・行方不明者の氏名公表の基準策定 **【新規】**

【具体的な提案・要望内容】

死者・行方不明者の氏名公表の取扱いについては、円滑な救助・救急活動の実施や被災者のプライバシー保護の観点から、法令等によりその根拠を明確にしたうえで、全国統一的な公表基準を作成すること。

【直面している課題・背景】

- 各都道府県及び市町村の個人情報保護条例の多数において、行方不明者の生命・身体を保護するために必要である場合には、氏名を公表することができるかとされているが、一方で、家族・親族の心情への配慮も重要であるから、家族・親族の同意も公表の条件とすべきとの考えもあり、その際の家族・親族の範囲や同意確認の方法等についても複数の意見がある。
- 一方、死者の個人情報については、多数の個人情報保護条例において、保護対象外とされているが、そもそも被災者の救助・救出に直結しない死者の氏名公表を都道府県が行う公益性があるのかとの指摘があり、また、行方不明者と同様に、遺族の心情に配慮する必要があることから、遺族の同意なく当該個人情報を公表することはできないとの意見もある。
- 以上の状況において、令和元年房総半島台風・東日本台風及び10月25日の大雨等、大規模災害の発生が相次ぐ中、各自治体間で死者・行方不明者の氏名公表に係る対応に差が生じており、氏名公表の在り方について、国による統一的な解釈の提示が不可欠である。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進

(2) 自助・共助・公助が一体となった地域防災力の向上

提案・要望先 内閣府、総務省、
国土交通省、文部科学省
県担当部局 防災危機管理部

【提案・要望事項名】 ① 地震・津波対策に係る防災環境の整備

【具体的な提案・要望内容】

- 1 S-net観測データの津波避難情報として配信等について財政的・技術的支援を図ること。なお、将来的には、国が責任をもってS-netのデータを活用したより詳細な地域ごとの津波浸水域・浸水深、到達時間等の詳細な津波情報の配信を推進すること。
- 2 防災の観点から、避難所・避難場所となる防災拠点や公共施設への無料公衆無線LANの一層の整備の促進を図るため、「公衆無線LAN環境整備支援事業」等の財政措置を継続・拡充すること。
- 3 「首都直下地震対策特別措置法」に基づき県と市町村が策定する「地方緊急対策実施計画」や「特定緊急対策事業推進計画」の推進を図るため備蓄倉庫の整備など緊急に実施しなければならない事業について、国の補助率の嵩上げなど具体的な財政上の措置を講じること。

【直面している課題・背景】

- 国は、東日本大震災を教訓に、千葉県から北海道の東日本沿岸の太平洋の海底に地震・津波計（S-net）を設置し、観測を開始した。

津波から身を守るためには、地震・津波発生時に自分自身で判断し、迅速かつ適切に避難行動を開始し、安全な場所に避難することが重要である。その際、詳細かつ正確な津波情報は、住民等の津波避難を支援し、津波被害を軽減させる。

しかしながら、現在の津波警報・注意報は、千葉県沿岸を千葉県九十九里・外房、千葉県内房、東京湾内湾の三分区で津波高と到達時間が発表されるが具体的な津波避難情報としては不十分である。

そこで、本県では、平成30年度にS-netの観測データを基に詳細な津波情報を沿岸市町村に配信する「千葉県津波浸水予測システム」を整備し令和元年度には配信市町村の拡大を行った。

- 公衆無線LANは、ICTインフラの中でも災害に強く、電話回線が輻輳（ふくそう）のために利用できない場合でも、効果的に情報を受発信できる通信手段であることから、避難所等の防災拠点において、公衆無線LAN環境を整備することは重要となっている。

国は、災害時において公衆無線LANによる情報伝達手段を確保するため、「防災等に資するWi-Fi環境の整備計画」を策定し、平成31年度までの整備目標数として約3万箇所を設定し、防災拠点となる避難所・避難場所等における整備を推進してきたが、整備の進捗に遅れが生じたことから、整備計画を2年間延長し、令和3年度までの整備計画に改定したところである。

本県においても、国の「公衆無線LAN環境整備支援事業」の活用等により、避難所・避難場所等における整備は着実に進んでいるが、一層の整備促進を図るためには、令和3年度についても、国による財政措置を継続するとともに、機器の設置に伴う運営費用も補助対象とする等の拡充が必要である。

- さらに、本県全域は、「首都直下地震対策特別措置法」に基づく緊急対策区域に指定され、地震防災対策を迅速に推進することが求められている。

しかしながら、同法では、都県や市区町村が「地方緊急対策実施計画」や「特定緊急対策事業推進計画」を作成し、必要な防災対策事業を実施していくこととなるが、事業の実施に必要な財政措置が講じられていない。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進

(2) 自助・共助・公助が一体となった地域防災力の向上

提案・要望先 総務省
 県担当部局 防災危機管理部

【提案・要望事項名】② 市町村の消防広域化に対する支援の拡充 **【新規】**

【具体的な提案・要望内容】

- 1 市町村の消防の広域化に係る国の財政支援制度の柱である緊急防災・減災事業債について、令和3年度以降も制度を継続すること。
- 2 消防用車両等の整備に係る緊急防災・減災事業債の適用にあたっては、現在、広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図るものに限定されている。消防の広域化をより一層促進するため、今後は広域化推進期限までに行われる広域化において、広域消防運営計画に基づく消防用車両等の整備全般に適用範囲の拡大を図ること。

【直面している課題・背景】

- 人口減少や高齢化が進展していく中、多様化・大規模化する災害や事故に対応していく上で、消防の広域化による消防力の充実・強化は、最も有効な手段とされている。
- 特に、組織管理や財政運営面で厳しいとされる小規模な消防本部の広域化については、最優先で取り組まなければならないが、受け入れる自治体側のメリットの説明が求められている。
- しかし、広域化関連事業に対する財政措置は広域化に伴い必要となる消防署所の増改築費や広域化に伴い効率化・機能強化を図る消防用車両等の整備など極めて限定的であり、本県で広域化を検討している自治体のメリットはほとんどない。

【参考：国の指針に基づく広域化対象市町村の考え方】

原則指定	特定小規模消防本部	消防吏員数50人以下	栄町
可能な限り指定	準特定小規模消防本部	消防吏員数100人以下	富津市、富里市
	小規模消防本部	管轄人口10万人未満	銚子市ほか 10市町※

※旭市、君津市、四街道市、袖ヶ浦市、匝瑳市、横芝光町、勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町（下線は一部事務組合）

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進

(3) 災害に強い社会基盤の整備

提案・要望先 国土交通省、農林水産省
県担当部局 県土整備部、農林水産部

【提案・要望事項名】① 河川・海岸等における津波・耐震・水害対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 津波・耐震対策については、港湾、海岸、河川、漁港等の多くの施設の早急な整備が必要であり、多大な事業費を要することから、必要な予算措置を講じること。
- 2 普通河川における津波・耐震対策について、ゲートや機場等の付帯施設も含めて、財政的支援を可能とするような仕組みを早急に講ずること。
- 3 令和元年10月25日の大雨による被害等を踏まえ、県管理河川における治水計画の見直しや抜本的な治水対策、内水氾濫対策の強化など、水害対策を一層推進させるために必要な予算の確保を継続的に行うこと。

【直面している課題・背景】

- 東日本大震災により河川・海岸等に大きな被害を受けた本県は、九十九里沿岸をはじめとする各地域の津波対策について見直しを行い、その結果を踏まえて順次整備事業を進めているところである。また、これに併せて各種施設の耐震対策にも取り組んでいる。
- 津波・耐震対策のためには、港湾・海岸・河川・漁港等の多くの施設において整備が必要となる。復興事業終了後においても堤防の被覆化、水門・陸閘の自動化や遠隔化、九十九里沿岸以外の津波対策など、今後も多くの予算を必要としていることから、事業費をどのように確保するかが大きな課題である。
- 市町村が管理する普通河川においては、法定河川ではないため、国の財政支援の対象とならないことから、多くの予算が必要となる津波・耐震対策の実施に支障を来している。
- 令和元年10月25日の大雨により、本県の多くの河川が氾濫したことや、近年、甚大な被害を引き起こす台風や集中豪雨などが頻繁に発生していることを踏まえ、治水計画の見直しや抜本的な治水対策の実施など河川整備の一層の推進が求められている。本県の河川整備率は約58%（平成30年度末時点）となっており、今後も河川整備が必要であることから、継続的な

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進

(3) 災害に強い社会基盤の整備

提案・要望先 国土交通省

県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】

② 国の直轄事業化導入による千葉港海岸船橋地区の高潮及び耐震化対策の促進

【具体的な提案・要望内容】

千葉港海岸船橋地区は、ゼロメートル地帯を背後に抱えており、浸水想定区域内には市役所や消防本部などの防災施設や、国道・駅などの主要交通施設が存在するため、高潮による被害を受けた場合、市民生活に甚大な影響が及ぶ。

水門、排水機場及び護岸の耐震性を確保するにあたり、大規模で高度な技術を要する箇所については、直轄事業として早急に整備を図ること。

【直面している課題・背景】

- 千葉港海岸船橋地区では、背後地の都市化が進展し企業の立地及び人口の集積化が顕著かつ公的重要施設の立地も図られているところだが、背後にゼロメートル地帯を抱えているため、高潮から人命や財産を防護する海岸保全施設の重要性が非常に高い地区となっている。
- 防護区域には、住宅地だけでなく市役所、消防本部等の官公庁施設をはじめ、主要交通施設、大型商業施設があり、人口集積度が高いため、被災した場合には社会経済活動に重大な影響を及ぼす。
- しかしながら、多くの海岸保全施設が昭和40年代に築造され老朽化や地盤沈下が著しいことから、耐震性の確保を含め早急な施設改修が喫緊の課題となっている。
- 地元では、地域住民による促進協議会が立ち上げられ、「防災・減災についてのシンポジウム」が開催されるなど、地域の関心も非常に高い。
- また、当地区の水門や排水機場は大規模な施設であるとともに、漁船等の交通量も多く、年間稼働日数が200日以上となる状況下での整備となり、高度な技術が求められる。
- 現在、本県にて高潮対策事業を実施しているが、水門、排水機場及び護岸の大規模改修には膨大な事業費及び高度な技術力が必要なため、直轄事業として早急な対応が必要である。

【参考】千葉港海岸船橋地区 直轄事業化箇所図



令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進

(3) 災害に強い社会基盤の整備

提案・要望先 国土交通省
県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】③ 水門操作に係る安全性の確保の推進

【具体的な提案・要望内容】

津波被害を最小限に抑えるため、津波発生時に迅速、かつ、確実に水門を閉鎖し背後地の浸水被害を防止するとともに、水門操作員の安全を確保するため、既設の水門の自動閉鎖や遠隔操作等の改良を速やかに行う必要があることから、国として海岸保全施設と同様に河川の既設水門の改良について、財政支援を講じること。

【直面している課題・背景】

- 東日本大震災において、水門の閉鎖作業に携わった消防団員等が相次いで津波に巻き込まれ尊い命を落としたことから、現状では、水門操作の確実性と作業の安全性が確保されているとは言い難い。また国は、「津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）」を平成23年6月24日に施行し、「海岸及び津波の遡上が予想される河川の水門等について、津波が到達する前の自動的な閉鎖又は遠隔操作による閉鎖などの改良」を規定したところである。

県では、復興事業を活用し、河川、海岸に設置されている水門等の自動化や遠隔監視等の改良に一部着手している。

しかし、他の水門等の改良を推進するための国の財政支援は、海岸保全施設等に限られ、対策の完了までには長期間を要することから、財政支援が必要である。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進

(3) 災害に強い社会基盤の整備

提案・要望先 国土交通省

県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】 ④ 道路ネットワークの機能強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 首都圏における緊急輸送道路の基幹として、広域的な救援・救護活動や救援物資の輸送等に重要な役割を担う首都圏中央連絡自動車道などの高規格幹線道路網の整備を推進すること。
- 2 緊急輸送道路網など地域防災力の強化に資する道路ネットワークの整備や橋梁の耐震補強、無電柱化、道路法面の防災対策等を推進するとともに、必要な予算の確保を図ること。
- 3 国土強靱化地域計画に基づき確実に事業を実施できるよう、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策後においても、対象事業を拡大するとともに、その後も必要な予算を別枠で確保すること。

【直面している課題・背景】

- 東日本大震災では、高規格幹線道路等は、救援・救護活動の輸送等に大きな役割を果たし、その重要性が再認識されたところである。切迫する首都直下型地震等の大規模な災害から県民の生命・財産を守り、被害を最小限にとどめるとともに、高速道路の代替性や多重性を確保し、緊急事態における対応力の向上を図るためには、圏央道など高規格幹線道路網の整備推進を図る必要がある。
- 近年の災害の激甚化により全国で甚大な被害が頻発している状況を踏まえ、県においても、災害に強い道路の整備を進めるため、これまで以上に、緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震補強、道路法面の防災対策等に取り組んでいく必要がある。
- また、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を活用し集中的な対策に取り組んでいるところであり、3か年緊急対策の対象事業を拡大するとともに、その後においても、必要な予算・財源を安定的に別枠で確保し、継続的に推進していく必要がある。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進

(3) 災害に強い社会基盤の整備

提案・要望先 厚生労働省

県担当部局 健康福祉部

【提案・要望事項名】 ⑤ 医療機関の耐震化の促進

【具体的な提案・要望内容】

災害に対する備えとして医療施設の耐震化を進めるため、現在の「医療提供体制施設整備交付金」における「医療施設等耐震整備事業」の補助制度について、「医療施設耐震化臨時特例交付金」に準じた見直し（補助基準額、対象床面積、基準単価及びI s 値の引き上げ、病床削減要件等）を図ること。

【直面している課題・背景】

- 本県の病院の耐震化については、これまで「医療施設耐震化臨時特例交付金」を活用して進めてきたところであるが、当該交付金は平成27年度で終了し、令和元年9月時点で県内病院の耐震化率は約77%にとどまっている。
- 現在の「医療施設等耐震整備事業」では、補助対象がI s 値0.4未満の二次救急医療施設、I s 値0.3未満の病院などに限られていることから、耐震性が不十分とされるI s 値0.6未満であるにもかかわらず、整備事業の対象とならない医療機関があり、耐震化が進んでいない。
なお、過去事業である「医療施設耐震化臨時特例交付金」では、I s 値0.6未満の二次救急病院も対象としており、二次救急病院の耐震化が進んでいた。
- 令和元年度に基準額が増額されたものの、事業者からは耐震化に係る費用と基準額が見合っていないとの意見もあり、これも整備が進まない要因の1つとなっている。

【参考1：医療提供体制施設整備交付金及び医療施設耐震化臨時特例交付金について】

	医療提供体制施設整備交付金 (医療施設等耐震整備事業)	医療施設耐震化臨時特例交付金 (平成27年度に終了)
補助実績 (件)	H26:1 (②)、H27:1 (③)、H28:1 (②) H29:0、H30:0 ※公立は対象外	H25:5、H26:6、H27:2 (すべて②) ※公立も対象
対象	①Is 値 0.6 未満の救命救急センター等 ②Is 値 0.4 未満の二次救急医療施設 ③Is 値 0.3 未満の病院	耐震性が不十分であると証明された 建物又は Is 値 0.6 未満の建物 ①災害拠点病院・救命救急センター ②二次救急病院
基準面積 及び単価 ・補助率	①2,300 m ² ×41,700 円/m ² (※) (※) 補強が必要と認められるもの ②、③2,300 m ² ×197,900 円/m ² 補助率はいずれも 1/2	①8,635 m ² ×276,000 円/m ² 補助率 0.7 ②8,635 m ² ×165,000 円/m ² 補助率 0.33~0.6 ※病床削減等の補助要件あり

【医療施設耐震化臨時特例交付金 別表補助基準等】

区分	基準額	補助対象経費	補助率
A 耐震化整備指定医療機関のうち、災害拠点病院または救命救急センター	1 病院あたり 8,635 m ² ×276 千円 (基準面積) (基準単価)	未耐震の災害拠点病院、救命救急センターが行う耐震化を目的とした、新築、増改築、耐震補強に要する工事費又は工事請負費	0.7
B 耐震化整備指定医療機関のうち、知事が特に必要と認める二次救急医療機関	1 病院あたり 8,635 m ² ×165 千円 (基準面積) (基準単価)	未耐震の二次救急医療機関が行う耐震化を目的とした、新築、増改築、耐震補強に要する工事費又は工事請負費	0.6
C 耐震化整備指定医療機関のうち、知事が必要と認める二次救急医療機関	1 病院あたり 8,635 m ² ×165 千円 (基準面積) (基準単価)	未耐震の二次救急医療機関が行う耐震化を目的とした、新築、増改築、耐震補強に要する工事費又は工事請負費	0.33
D 平成24年度以降に耐震化整備指定医療機関に指定された二次救急医療機関	1 病院あたり 8,635 m ² ×165 千円 (基準面積) (基準単価)	未耐震の二次救急医療機関が行う耐震化を目的とした、新築、増改築、耐震補強に要する工事費又は工事請負費	0.5

【医療施設耐震化臨時特例交付金 交付条件 (病床削減要件)】

(第6条(1) 抜粋)

病床過剰地域において医療機関の新築建替えを行う場合は、整備区域の病棟の病床数を10%以上削減し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。

病床非過剰地域において医療機関の新築建替えを行う場合は、当該医療機関の病床利用率について、過去3ヵ年(平成21年度までに知事が補助事業を実施すると決定した医療機関にあっては、平成18年から平成20年)の病床利用率の平均が80%に満たなければ、整備区域の病棟の病床数を千葉県医療審議会病院部会の意見を聴いたうえで削減割合を決定し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。

【参考2：耐震状況調査(R1.9.1現在)全289病院のうち耐震性がない病院67の内訳】

	全て耐震性なし	一部耐震性なし	耐震診断未実施
救命救急センター (1)		1 (0.3未満)	
二次救急病院 (34)	0 (0.4以上)	14 (0.4未満5、0.4以上9)	20
それ以外の病院 (32)	2 (0.3未満1 0.3以上1)	8 (0.3未満3、0.3以上5)	22

・本調査は厚生労働省が実施しており、具体的な病院名の公表を予定していない(国も非公表扱い)

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進

(3) 災害に強い社会基盤の整備

提案・要望先 文部科学省
県担当部局 総務部

【提案・要望事項名】 ⑥ 私立学校施設の耐震化の促進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 私立学校施設の耐震化に必要な予算（非構造部材やブロック塀等も含む）を十分確保すること。また予算の確保にあたっては、次の点に留意すること。
 - ・ 国庫補助率の引き上げを行うこと。
 - ・ 補助単価を実情に見合った単価に引き上げること。
- 2 令和2年度までとなっている高等学校等の耐震改築事業費補助制度を恒久化すること。

【直面している課題・背景】

- 私立学校施設は、幼児・児童・生徒が一日の大半を過ごすとともに、非常災害時には、地域住民の避難所としての役割を果たしていることなどから、私立学校施設の安全確保は喫緊の課題となっている。
- 千葉県の私立学校における平成31年4月1日現在の耐震化率は、87.5パーセントとなっており、特に私立幼稚園の耐震化率は82.7パーセントと低く、取組が遅れている。未耐震となっている幼稚園では、財政規模が小さく、事業費の目途が立たない園が多いため、補助制度の一層の拡充が必要である。
- 認定こども園や保育所に対する補助率は原則1/2であるのに対し、私立学校の耐震化に対する国の補助率は原則1/3となっており、学校法人の負担が大きいことから均衡を図る必要がある。
- 国の耐震改築における補助単価については、年々増額されているところであるが、実際の改築単価とは乖離が大きく、私立学校の負担が大きくなっている。
- 耐震改築事業補助制度は、当初小中高等学校を対象として、平成26年度から平成28年度まで臨時措置され、その後平成30年度と令和2年度までの2年間ごとに延長措置されているが、各学校において計画的に事業を実施するためには期限設定のない事業の恒久化が必要である。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進

(4) 放射性物質に対する県民の安全・安心の確保

提案・要望先 環境省
県担当部局 防災危機管理部

【提案・要望事項名】

- ① 福島第一原子力発電所事故に伴う除染により生じた除去土壌の処分に関する早急な対処及び国による万全の財政措置

【具体的な提案・要望内容】

除染等の措置により生じた除去土壌の処分については、国が放射性物質汚染対処特措法に基づく基準を早急に策定するとともに、同法の基本方針で示す最終処分場の確保等を責任を持って行うこと。

また、策定された基準に従い自治体が行う処分に係る費用については、国が負担すること。

【直面している課題・背景】

- 「放射性物質汚染対処特措法」では、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国が必要な措置を講じ、除染により生じた除去土壌の処分については、環境省令で定める基準に従うこととされた。
しかしながら、処分の基準が未だ策定されず、各自治体が大量の除去土壌を一時保管せざるを得ない状況となっている。
- また、同法の基本方針で、国が責任を持って行うとされている最終処分場の確保等は実現していない。
- 処分基準に従い、除去土壌を一時保管している自治体が行う処分に係る費用については、国が負担する必要がある。

【参考1：国の除去土壌処分基準の検討状況】

平成29年9月から「除去土壌の処分に関する検討チーム」により、埋立の処分方法について検討されており、平成30年夏から茨城県東海村及び栃木県那須町で埋立処分の実証事業が行われ、その結果を踏まえ、施行規則及びガイドラインを作成するとされている。

令和元年5月、実証事業の中間取りまとめが公表された。

【参考2：県内の除去土壌（96,882 m³、1,673箇所）の保管状況】

	保管量	箇所数		保管量	箇所数
松戸市	5,997 m ³	291	我孫子市	13,592 m ³	174
野田市	5,434 m ³	25	鎌ヶ谷市	566 m ³	13
佐倉市	1,668 m ³	23	印西市	7,994 m ³	278
柏市	45,899 m ³	614	白井市	663 m ³	27
流山市	15,068 m ³	228			

※ 各施設内や、市が設置した仮置き場などに、保管されている。

※ 県保管分（約7,000 m³）は、各施設の所在市の保管量に含まれている。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進

(4) 放射性物質に対する県民の安全・安心の確保

提案・要望先 環境省、農林水産省

県担当部局 環境生活部、農林水産部、県土整備部

【提案・要望事項名】 ② 事故由来放射性物質を含む廃棄物の処理

【具体的な提案・要望内容】

- 1 市町村等が保管している指定廃棄物を、国の責任において、安全・安心かつ速やかに処理を行うこと。なお、指定廃棄物の保管費用等は、国が引き続き、責任をもって負担すること。
- 2 放射性物質濃度が8,000Bq/Kg以下の廃棄物の処理方法や、その安全性について、国民に広く説明を行うなど、廃棄物の処理が円滑に進むよう対策を講ずること。

【直面している課題・背景】

1 指定廃棄物について

- 国は、福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質を含む廃棄物について、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく取組を進めているところである。
- しかし、指定廃棄物の処理については、長期管理施設の詳細調査候補地が提示されたものの、調査に入れない状況であり、県民の不安はまだまだ払拭されていない。

2 放射性物質濃度が8,000Bq/Kg以下の廃棄物について

- 放射性物質濃度が8,000Bq/Kg以下の廃棄物については、一定の処理基準を守った上で、既存の最終処分場で安全に処分できるとされている。
- しかし、現状は周辺住民の不安などにより、依然として最終処分が難しい状況であり、特に農林業系副産物は、生産者の敷地に保管されている事態が長期化している。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進

(4) 放射性物質に対する県民の安全・安心の確保

提案・要望先 経済産業省
県担当部局 防災危機管理部、農林水産部

【提案・要望事項名】

- ③ 東京電力福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の取扱い 【新規】

【具体的な提案・要望内容】

- 1 多核種除去設備（ALPS）等の処理水の取扱いについては、国の小委員会の報告書において、水蒸気放出に比べると海洋放出が確実に実施できる方法としているが、関係者の意見を丁寧に聞き、理解と納得が得られない中で、拙速に方針を決定しないこと。
- 2 トリチウムに関する正確な情報を国内外へ広く発信し、農林水産物の市場価格の下落や買い控え並びに観光客の減少などを防止する具体的で実効性のある風評被害対策をしっかりと行うこと。

【直面している課題・背景】

- 現在、廃炉作業が進められている東京電力福島第一原子力発電所では、多核種除去設備（ALPS）で処理された処理水を敷地内に設置されたタンクに保管しているが、このままでは2022年に満杯になる見込みである。
- このため、国では多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会で処理水の処分方法について検討を重ねてきたところであり、令和2年2月10日に検討結果を報告書として公表をした。
- この報告書では、地層注入、水素放出、地下埋設、水蒸気放出、海洋放出の5つの処分方法が検討され、規制的、技術的、時間的な観点や実績の有無などから水蒸気放出及び海洋放出が現実的な選択肢としたところである。
- 仮に処理水が福島県沖に海洋放出された場合、現在も続く農林水産物の買い控えや市場価格の下落などといった、風評被害の上乗せや輸出制限の拡大が想定される。
- 観光業については、観光客の減少といった風評被害も懸念される。
- また、経済産業省としては「今後、政府として、本委員会の報告書を踏まえ、地元をはじめとした幅広い関係者の意見を聞きながら、処分方法のみならず、併せて講ずるべき風評被害対策についても検討していく」（HP抜粋）こととしている。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

1 防災対策の推進

(4) 放射性物質に対する県民の安全・安心の確保

提案・要望先 環境省
県担当部局 健康福祉部

【提案・要望事項名】

④ 子ども被災者支援法に基づく基本方針に係る施策の着実な実施

【具体的な提案・要望内容】

子ども被災者支援法に基づく基本方針により、疾病罹患動向の把握など具体的な取組を、国の責任のもと、着実に実施すること。

【直面している課題・背景】

- 平成24年6月に制定された「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」に基づき、国は平成25年10月に「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)を閣議決定した。
- この基本方針により、国は放射線による健康への影響調査、医療の提供等について、福島県及び福島近隣県の被ばく線量の推計・把握・評価を行うこととされ、さらに平成27年8月に基本方針が改定され、福島県及び本県を含む福島近隣県における疾病罹患動向の把握等に取り組むとされた。
- 本県では、汚染状況重点調査地域である9市のうち、6市において住民の健康影響への不安軽減のため、甲状腺検査等が実施されている。
- 国は「福島県内外での疾病罹患動向の把握に関する調査研究」を平成27年度より実施しているところであり、今後とも本調査及びその結果を踏まえた取組が進められていくことが必要である。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

2 暮らしの安全・安心

(1) 治安基盤の強化

提案・要望先 警察庁、総務省、
国土交通省、財務省
県担当部局 警察本部

【提案・要望事項名】 治安基盤の強化

【具体的な提案・要望内容】

1 激甚化、長期化する災害等への対応

緊急輸送道路等の安全かつ円滑な交通の確保に向け、災害に強い道路環境の整備のための財政基盤を充実すること。

2 多様化する警察事象への対応

(1) サイバー空間の脅威に的確に対処するため、人的・物的基盤を強化すること。

(2) 我が国を取り巻く国際情勢の変化に対応し、テロ等の事態対処能力を強化するため、人的・物的基盤を強化すること。

【直面している課題・背景】

1 激甚化、長期化する災害等への対応

令和元年房総半島台風を始めとした一連の台風被害やこれまでの災害における教訓を踏まえ、長期電源喪失に伴う信号機滅灯対策として、自動起動式電源付加装置の整備を一層推進することが必要

2 多様化する警察事象への対応

○ 社会の機能を麻痺させるサイバーテロや、機密情報を窃取するサイバーインテリジェンスなど、複雑・巧妙化するサイバー空間における脅威に的確に対応するため、捜査活動等に欠かせない解析技術の一層の高度化と人材育成が必要

○ ISIL (いわゆるイスラム国) が我が国をテロの標的として繰り返し名指するなど、我が国に対する国際テロ等の脅威が高まっていることから、AIなどの先進的技術の研究開発を一層推進し、より高度な事態対処能力を備えていくことが必要

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

2 暮らしの安全・安心

(2) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における安全・安心の確立及び円滑な交通輸送の実現

提案・要望先 内閣官房、警察庁、国土交通省
県担当部局 警察本部

【提案・要望事項名】

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における安全・安心の確立及び円滑な交通輸送の実現

【具体的な提案・要望内容】

- 1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の安全かつ円滑な進行と良好な治安の確保に向け、ソフトターゲットにおける先進的な警備システムの導入や民間警備員の配置等の働き掛けを行うとともに、官民合同による訓練などを推進し、警戒警備に万全を期すこと。
- 2 大会関係者等の円滑な輸送と都市活動の安定を確保するため、交通需要マネジメントを展開すること。

【直面している課題・背景】

- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、県内の幕張メッセ及び釣ヶ崎海岸が競技会場となるほか、成田国際空港を利用して本県には、多くの要人、選手団、外国人観光客等の来訪が見込まれる。

また、県内各地では事前キャンプや関連イベントの開催など、本大会開催前からパラリンピック終了まで、長期間かつ広範囲にわたる警戒警備に万全を期すためには、警察の総力を挙げた対応が不可欠であるが、警察による対応には限界がある。

そのため、大会の安全かつ円滑な進行と良好な治安の確保に向け、競技会場だけでなく、「ソフトターゲット」と呼ばれる不特定多数の者が集まる大規模集客施設や公共交通機関等において、先進的な警備システムの導入や民間警備員の運用、官民合同による訓練の実施などが必要である。

- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会期間中は、一般交通に加え大会関係車両がORN（オリンピック・ルート・ネットワーク）を走行することにより、平時に発生している渋滞がさらに延伸することが予想されており、県内関係者からも心配する声が出ていることから、十分な時間をもって大会に向けた準備を進める上でも、より詳細かつ早急な情報提供が必要となる。

さらに、本県は、成田国際空港をはじめとする物流の基点となる国際海空港を擁することから、大会関係者及び観客の安全で円滑な輸送とあわせて、物流を含めた都市活動の安定を確保するため、国、都及び組織委員会が連携し、交通需要マネジメントを強力に推進していく必要がある。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

2 くらしの安全・安心

(3) 地方消費者行政充実のための国の支援

提案・要望先 内閣府
県担当部局 環境生活部

【提案・要望事項名】 地方消費者行政充実のための国の支援

【具体的な提案・要望内容】

- 1 県民が安全で安心な消費生活を送ることができるよう、県及び市町村の消費生活相談体制の維持・拡充等に向けた支援を行うために必要な財源を確保すること。
- 2 相談員の資質向上、及び新たな相談員確保のため、引き続き、地方の実状に即した実効性のある支援を行うこと。

【直面している課題・背景】

- 情報化社会の進展や急速に進む高齢化など、経済・社会が変化する中、消費者問題は多様化・複雑化し、被害が深刻化している。特に、高齢者からの相談が増えており、県及び市町村に寄せられる消費生活相談の5割近くを占めるなど、地域におけるきめ細やかな対応が必要となっている。
- このため、本県では地方消費者行政推進交付金等を活用し、消費生活相談窓口の設置や拡充、消費生活相談員等のレベルアップなどに取り組んできた結果、市の消費生活センターの設置数は、平成20年度の17箇所から31箇所に増加するなど、着実に成果を上げてきたところである。
- しかしながら、消費生活相談員の配置がないなど相談体制が不十分な市町村も依然として多い状況であり、相談体制が整備されている市町村も含め、相談体制の整備促進や維持・拡充をしていく必要がある。
- このような状況の中、平成30年度以降、国の交付金が削減され続けている状況で、相談日の縮小を検討せざるを得ないなど現行の相談体制の維持すら困難になるといった深刻な声が多く市の町村から上がっている。
- また、国が実施している相談員向けの研修については、開催地が限られていることから、遠隔地の市町村や相談員の人数が少ない市町村では、国の研修に参加させることが困難な状況が続いており、相談員の資質向上に支障が生じている。

- 更には、全国的にも新たに相談員を目指す人材が不足しており、県内市町村でも相談員の人材確保に苦慮している現状であることから、相談員を目指す人材が増えるような広報啓発や、人材確保に資する新たな方策を、国全体として実施していくことが必要である。
- 以上から、相談体制の確保や拡充、消費者の自立を支援するための消費者教育の推進などの事業の継続的な実施に必要な財源の確保と、地方の実状に即した、新たな相談員の確保と資質向上のための実効性ある支援を要望する。

【参考：地方消費者行政強化交付金の状況

(平成29年度までは地方消費者行政推進交付金)】

	当初予算 (一般会計)	補正予算
平成27年度	30億円	20億円
平成28年度	30億円	20億円
平成29年度	30億円	12億円
平成30年度	24億円	11.5億円
令和元年度	22億円	11.5億円
令和2年度	20億円	

※実際の執行額は、当初予算に前年度の補正予算を合わせた額

例：令和2年度執行額 31.5億 (当初20億+前年度補正11.5億)

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

2 暮らしの安全・安心

(4) 新たな過疎対策法の制定

提案・要望先 総務省

県担当部局 総務部

【提案・要望事項名】 新たな過疎対策法の制定 **【新規】**

【具体的な提案・要望内容】

- 1 現行の過疎地域自立促進特別措置法の失効後においても、地域の実情を十分に反映した過疎対策を一層充実強化していくため、令和3年度を初年度とする新たな立法措置を講ずること。
- 2 新法においても、人口要件は長期スパン、中期スパンの両面で算出するとともに、高齢化率や少子化に伴う生産年齢人口比率などにも着目し、現行法に規定する「みなし過疎」、「一部過疎」の特例措置についても引き続き講ずること。

【直面している課題・背景】

- 過疎対策については、昭和45年「過疎地域対策緊急措置法」の制定以来4次にわたる特別措置法により、過疎地域の社会基盤整備、地域資源や創意工夫を活かした自立促進が着実に図られるなど、一定の成果を上げているが、過疎地域においては、若年層の地域外流出、それに伴う人口減少や高齢者比率の増加が続いており、これらを起因とする基幹産業である農林水産業の低迷や、住民の身近な「足」である公共交通等の確保など様々な課題への対応が必要不可欠となっている。
- 過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食糧・水の供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。過疎地域が果たしているこのような多面的・公共的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。
- これらの状況を踏まえ、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」の失効後においても、地域の実情を十分に反映した過疎対策を一層充実強化していく必要がある。

- 特に、長期にわたり大きな人口減少を呈している市町村はもとより、比較的最近において大きな人口減少を生じている団体もまた同様に深刻な過疎問題を抱えているほか、合併前の旧市町村地域においても、社会経済及び生活環境の整備が他地域に比べ未だ低位にあることから、新法においても措置を講じる必要がある。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

3 医療・福祉の充実

(1) 医療の充実

提案・要望先 総務省、文部科学省、厚生労働省
県担当部局 健康福祉部

【提案・要望事項名】 ① 医師の養成・確保対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 医師確保対策について、県が地域の実情を踏まえて主体的に実施できるよう、地域医療介護総合確保基金等の財政措置の拡充と柔軟な運用を行うとともに、将来にわたって十分な財源を確保すること。
- 2 要望のある自治体については、自治医科大学の入学枠が3名以上となるよう、入学定員の増員をさらに図ること。
- 3 令和4年度以降の医学部の臨時定員増について、県の実情を踏まえた地域医療対策協議会における協議の結果を尊重し、恒久定員内の地域枠の設置を要件とすることなく地域枠の申請を認めること。
- 4 臨床研修の定員について、平成29年度に新設された医学部で新たな卒業生が輩出されていく本県の特殊な事情に鑑み、本県分の定員の上限設定にあたっては上乘せを行うなど必要な配慮を行うこと。
- 5 医師の地域偏在対策について、医師少数区域への医師派遣の実施を地域医療支援病院や特定機能病院等の指定の要件とするなど、実効性のある仕組みを構築すること。
- 6 医師の診療科偏在対策について、専門研修の領域別・都道府県別の定員設定を行うよう日本専門医機構に強く働きかける等、実効性のある仕組みを構築すること。
また、新専門医制度について、県の意見を制度運営に反映するとともに、専門医情報データベースの利用権限を県に与えるなど必要な情報が速やかに提供されるよう、日本専門医機構に積極的に働きかけること。
- 7 医師の働き方改革について、地域医療に支障が生じないよう、関係者と十分調整した上で制度を構築するとともに、医療機関や県の取組を支援し、診療報酬の改善や国民に対する上手な医療のかかり方に関する啓発を行うなど、国も役割を積極的に果たすこと。

【直面している課題・背景】

- 本県においては、医師数の多寡を示す医師偏在指標が全国38位である等、医師の絶対数の不足及び産科などの診療科偏在や地域偏在も続いていることから、医師の養成・確保は喫緊の課題となっている。
- 国においては、地域医療構想の実現、医師の偏在対策、医師の働き方改革を相互に関連するものとして、都道府県に対し各施策の実行と進捗管理を求めており、それに対応するためには、国からの十分な財政支援措置、人的支援、技術的支援が欠かせない。
- 医師数の増加や偏在是正対策に大きな役割を果たしている医学部地域枠設定のための臨時定員増について、国は、「恒久定員内での5割程度の地域枠等の設置」を新たに条件として課した。本県の地域医療対策協議会においても、地域で必要な医師を確保するために地域枠医師への期待は大きく、今後もその確保が重要である。その際、多くの都道府県にとって実現可能性が見込めない厳しい条件を設定することは、必要な取組を後退させることにつながる。
- 各都道府県における臨床研修医の募集定員数は、国が設定しているところ、令和2年度研修開始者について国が設定した本県の定員数は、県内各病院からの要望数の合計数を下回っていた。こうした状況の中、令和4年度から新たに県内の医学部附属病院（本院）が基幹型臨床研修病院として臨床研修の開始を予定しており、本県の定員数の設定に当たっては、特別な配慮が必要である。
- また、短期的な地域偏在対策として、医師少数区域等でのインセンティブとなる認定制度が創設されたが、現状では対象が極めて限定的であり、実効性を高める必要がある。
- 診療科偏在の是正に向けて、令和2年度の専門研修開始者から、一部の都道府県・診療科の募集定員についてシーリングが設定されたが、偏在解消が一層促進されるよう、さらなる取組が必要である。
- 専門医制度の仕組みが円滑に運用されるためには、地域医療へ配慮した養成プログラムであることや、専門医を適正に配置させることが重要である。医療提供体制の確保に重大な影響を与える場合には、国が都道府県の意見を聴いた上で、機構に意見できることとされているが、機構には意見を反映させる努力義務が課せられているに過ぎないことから、都道府県の意見がしっかりと反映されるよう実効性のある仕組みが必要である。
- 医師の時間外労働に対する上限規制が令和6年度から開始され、国では、必要な法改正を行い、都道府県が関与する仕組みを整えようとしている。県としては、働き方改革の推進と地域医療の確保が両立されるよう、医療機関への支援等の取組を加速させる所存であるが、そのためには国からの十分な支援が欠かせない。また、都道府県と医療関係者だけの取組では限界があることから、国の制度的な対応や、広く国民に向けた啓発等、国においても積極的に対応していただく必要がある。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

3 医療・福祉の充実

(1) 医療の充実

提案・要望先 厚生労働省、総務省
県担当部局 健康福祉部

【提案・要望事項名】② 医療体制の充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 救命救急センター等に対し、運営の実態に見合った地方交付税や補助金等の財政支援措置の充実を図ること。
- 2 ドクターヘリについて、出勤の実績に見合った財政支援措置と、運航に必要な備品等も補助の対象となるよう、制度の拡充を行うこと。
加えて、国において行われているドクターヘリの夜間運航に対する検討を進め、必要な施策を推進すること。
また、夜間や悪天候時に運行が行えないドクターヘリの機能を補完するラピッドカーの整備や運行に必要な費用に対する財政支援措置の拡充を行うこと。
- 3 医療提供体制推進事業費補助金や医療提供体制施設整備交付金について、十分な予算の確保を行うこと。

【直面している課題・背景】

- 重篤救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センターは、専門知識を有する医師の配置や高度医療機器等の整備が必要であり、また、今後働き方改革によりさらに医師の増員が必要となり、より不採算事業となりやすい。また、小児・周産期医療などの不採算事業も同様である。
その運営に対して、補助金や地方交付税等による財政支援措置が行われているが、経営の実態に見合っておらず、病院の負担が課題となっている。
- ドクターヘリについて、令和元年度に基準額が増額されたものの、人件費の増や計器類の高騰等の実態に見合った運営費補助がなされていない。また、搭乗する医師・看護師が着用する装備、頻繁に入れ替えが必要な消耗品の整備等病院の負担が大きい。
- ドクターヘリとともに患者の円滑な搬送や現場での治療を行うためのドクターカー（ラピッドカー含む）を救命救急センターで有しているが、ラピッドカーなど補助金の対象になっていないものもある。

- ドクターヘリの夜間運航については、国における「救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会」で主に安全面での課題の検討がなされており、引き続きその検討状況を注視していく必要がある。

(検討会で議論されている主な課題)

- ・ 民間事業者に係る財政負担と要員育成に対する国レベルの支援が必要
- ・ 運航可能な最低気象条件が昼間より厳しい
- ・ 現場直近の着陸は安全確保が困難なため不可能
- ・ 騒音対策（夜間は地域住民への配慮がより必要） 等

- 医療提供体制の充実・強化を図るため、医療機関の運営費や施設・設備整備費に対し支援を行う「医療提供体制推進事業費補助金」等について、医療機関から申請のあった基準額を満たしておらず、県では申請のあった各事業に対する補助金を減額等している状況にある。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

3 医療・福祉の充実

(1) 医療の充実

提案・要望先 厚生労働省
県担当部局 健康福祉部

【提案・要望事項名】 ③ 将来の医療需要に対応した医療機能の確保促進

【具体的な提案・要望内容】

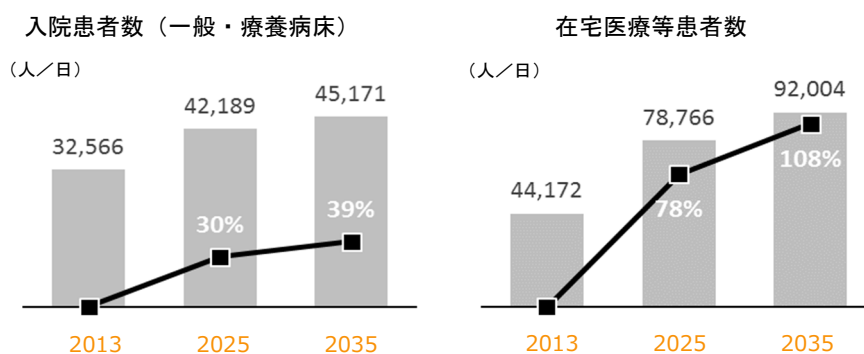
- 1 地域医療構想の実現を図るため、国においても引き続き、適切な診療報酬の設定等の総合的な取組を実施するなどの役割を果たし、在宅医療を含む医療提供体制の速やかな整備を推進すること。
- 2 医療機能別の入院患者数の推移や流出入の変化など、地域医療構想実現に向けた進捗状況の把握に必要なデータ提供を行うこと。
- 3 病床機能報告制度における病床機能について、より具体的かつ定量的な基準を定めること。

【直面している課題・背景】

- 平成25年度から令和7年にかけて、千葉県の上院患者数は約1.3倍、在宅医療等需要は約1.8倍に急増し、その後も令和17年頃まで増加が続くと見込まれる。急速な高齢化やそれに伴う医療需要の変化は今後も続くことから、特に増加が見込まれる在宅医療体制の整備が重要になる。
- このため、本県においては、平成27年度に地域医療構想を策定し、医療機関の自主的な取組を踏まえ、地域医療構想調整会議を活用した医療機関相互の協議により、その役割分担を促進するとともに、こうした取組を実効性のあるものとするため、地域医療介護総合確保基金を活用し、医療機関の役割分担の促進や在宅医療の推進に必要な補助や、在宅医療従事者を含む必要な医療従事者の確保・定着に取り組んでいる。
- 一方で、地域の医療提供体制は、診療報酬改定等の国の定める制度に大きく影響されることから、将来にわたって対応可能な医療提供体制を構築していくためには、医療機関の自主的な取組や基金での誘導だけでは限界がある。国では、医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進を重点課題とし、医療機能の分化・強化、連携と地域包括ケアシステムの推進等に向けた診療報酬の改定を令和2年度に行ったところであるが、引き続き、適切な診療報酬の設定等の総合的な取組を実施する必要がある。

- また、令和7年の必要病床数は、国から提供された平成25年の医療需要や患者流出入に基づき推計がされているが、その後の変化を把握するためのデータ提供はなく、病床機能報告制度だけでは進捗状況の検証が十分に行えない状況にある。
- さらに病床機能報告については、その報告基準は、年々具体化されているものの、十分に定量的とは言えない。

【参考1：医療需要の将来推計（千葉県）】



出典：千葉県保健医療計画

【参考2：令和7年における必要病床数と平成30年度病床機能報告の結果との比較（千葉県）】

病床機能	必要病床数(R7)	病床機能報告(H30)	差
高度急性期	5,650 床	6,888 床	1,238 床
急性期	17,851	23,764	5,913
回復期	15,260	5,769	▲ 9,491
慢性期	11,243	11,016	▲ 227
計（休棟等含む）	50,004	49,239	▲ 765

【参考3：平成25年と令和7年における機能別医療需要の比較（千葉県）】

病床機能	平成25年	令和7年	増減
高度急性期	3,636 人/日	4,364 人/日	728 人/日
急性期	10,598	14,014	3,416
回復期	9,758	13,790	4,032
慢性期	8,564	10,018	1,454
入院需要 計	32,556	42,186	9,630
在宅医療等の需要	44,172	78,766	34,594
【再掲】訪問診療	26,366	49,853	23,487

※ 平成25年は医療機関所在地ベース、令和7年は患者住所地ベースの集計

※ 令和7年の訪問診療の需要は、病床再編に伴う新たな需要2,372人/日を含む

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

3 医療・福祉の充実

(2) 国民健康保険の持続可能な安定的運営に向けた財政基盤の確立

提案・要望先 厚生労働省
県担当部局 健康福祉部

【提案・要望事項名】

国民健康保険の持続可能な安定的運営に向けた財政基盤の確立

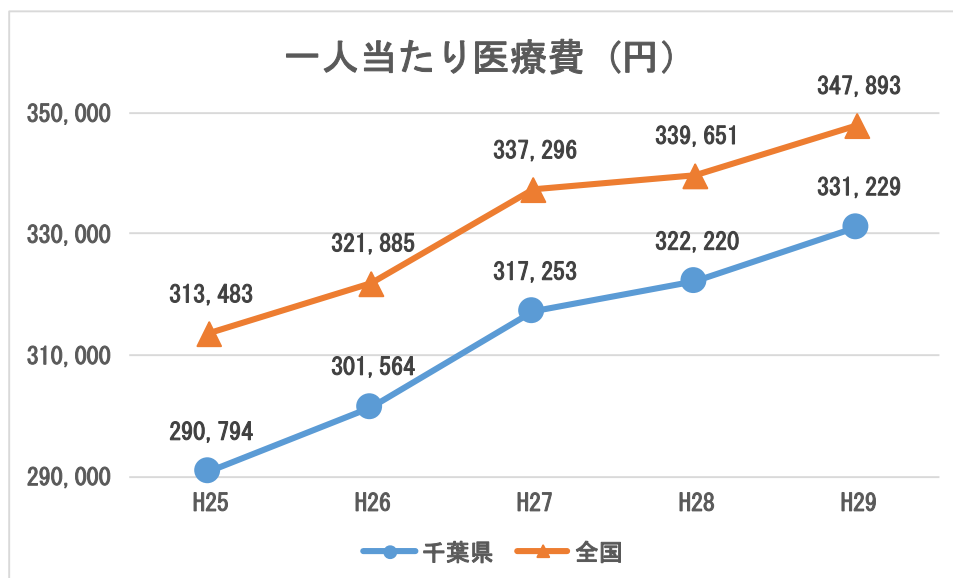
【具体的な提案・要望内容】

- 1 今後の医療費の増嵩を見据え、国民の保険料負担の平準化に向け、財政支援の方策を講じ、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度を構築するための財政基盤を国の責任において確立すること。
- 2 被用者保険と比べ、特に子育て世帯の保険料負担が重いことから、子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入など、子どもに対しても一律に適用されている保険料のあり方を見直すなどの措置を行うこと。
- 3 子ども医療費助成事業や重度心身障害者（児）医療費助成事業等の地方単独事業の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額調整措置を全面的に廃止すること。

【直面している課題・背景】

- 国が公費支援の拡充を行い、都道府県が財政運営の責任主体となる国保の広域化が平成30年度から実施されたが、他の医療保険制度に比べて、年齢構成が高いため医療費が高く、所得水準が低いため保険料負担が高い、国保の構造的な課題は全て解消したわけではない。
- 特に本県は、医療費が全国平均を上回る水準で伸びており、また高齢化が全国平均以上に進んでいることから、今後も同様の傾向が見込まれる。さらに近年における高額薬剤の使用増の影響などから、急速な国保財政の悪化が懸念される。
- また、国保は、被用者保険と異なり、保険料算定にあたり被保険者割を採用しており、所得のない子どもにも保険料は賦課されることから子育て世帯の保険料負担は重くなっている。
- 地方の自主的な取組を阻害するとして廃止を要望していた、地方単独事業にかかる国保の減額調整措置については、平成30年度から未就学児の医療費助成を対象とした措置は廃止されたものの、その他の措置は引き続き行われている。

【参考：国民健康保険一人当たりの医療費（全国、千葉県）】



(出典) 千葉県国民健康保険事業年報

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

3 医療・福祉の充実

(3) 介護人材の確保・定着対策の推進

提案・要望先 厚生労働省

県担当部局 健康福祉部

【提案・要望事項名】 介護人材の確保・定着対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

介護職員の処遇改善については、当該職員の給与改善に確実につながることが担保される仕組みを構築した上で、恒久的な制度として整備するとともに、国において必要な財源を措置すること。

【直面している課題・背景】

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年には、本県の介護職員は約2万8千人が不足すると見込まれており、介護人材の確保・定着は喫緊の課題となっている。
- 介護職員処遇改善加算については、累次の介護報酬改定において見直しが行われ、さらに令和元年10月からは、リーダー級の介護職員について、他産業と遜色ない賃金水準とするための新たな加算制度が創設されたところであるが、介護職員全体の給与水準の底上げとならず、事業所等では、必要な介護職員の確保が大変厳しい現状にある。

【参考1：介護従事者等の平均給与額の状況（月給・常勤の者）】

	平成30年9月平均給与額
介護職員	300,970円
看護職員	372,070円
生活相談員・支援相談員	321,080円
理学療法士等又は機能訓練指導員	344,110円
介護支援専門員	350,320円

※H30年度介護従事者処遇状況等調査、平均給与額は基本給（月額）＋手当＋一時金（4～9月支給金額の1/6）

【参考 2：千葉県内の事業所等における処遇改善加算の取得状況

(令和元年 9 月現在)】

届出の内容	事業所数	割合
対象事業所	3,735	100.0%
処遇改善 I (月額 37,000 円相当)	2,684	71.9%
処遇改善 II (月額 27,000 円相当)	165	4.4%
処遇改善 III (月額 15,000 円相当)	145	3.9%
処遇改善 IV (月額 13,500 円相当)	12	0.3%
処遇改善 V (月額 12,000 円相当)	7	0.2%
なし	722	19.3%

※キャリアパス要件や職場環境の整備状況により届出の内容が異なる。

【参考 3：千葉県内の事業所等における特定処遇改善加算の取得状況

(令和元年 9 月現在)】

届出の内容	事業所数	割合
対象事業所	2,994	100.0%
特定処遇改善 I	929	31.0%
特定処遇改善 II	1,049	35.0%
なし	1,016	34.0%

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

4 環境対策の推進

(1) 印旛沼・手賀沼流域の水環境保全対策の推進

提案・要望先 環境省、国土交通省
県担当部局 環境生活部、県土整備部

【提案・要望事項名】 印旛沼・手賀沼流域の水環境保全対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 印旛沼及び手賀沼流域下水道事業並びに関連する公共下水道事業を促進するために支援すること。
- 2 印旛沼流域及び手賀沼流域に係る河川環境整備事業を促進するために支援すること。
- 3 面源系からの発生源別負荷対策及び水質汚濁メカニズムの解明に関する調査研究の推進及び効果的な対策のための支援を行うこと。
- 4 印旛沼流域及び手賀沼流域において大量繁茂する水生植物（侵略的な外来植物を含む。）への対策について、財政支援制度を創設すること。

【直面している課題・背景】

1 水質改善に関する事項

- 印旛沼・手賀沼の水質は、「湖沼水質保全特別措置法」に基づく湖沼水質保全計画を7期にわたり策定し、これまで各種対策を推進してきたにもかかわらず、いまだ環境基準値を大幅に上回っている状況である。
- 印旛沼・手賀沼の水質汚濁は、生活系排水の流入のほか、市街地・農地等、面源系からの窒素・りんの入による富栄養化が大きな原因となっている。
- 湖沼水質保全計画においては、下水道の整備及び高度処理型合併処理浄化槽の設置促進等の生活排水対策のほか、植生帯の整備等による水質浄化対策、雨水浸透施設の設置や、環境にやさしい農業の推進などによる面源系負荷対策を推進しているが、今後もこれらの対策を継続の上、更なる取組の推進が必要である。
- これまでの対策により、沼に流入する汚濁負荷量は着実に削減されているものの、水質は横ばいの傾向が続いており、その水質汚濁メカニズムの解明に向けた調査研究も推進する必要がある。

- なお、印旛沼については、湖沼水質保全計画に加えて、印旛沼及び流域の水循環に関する「印旛沼流域水循環健全化計画」を平成22年1月に策定し、平成28年度には「第2期行動計画」を策定するなど、印旛沼の水質改善、自然環境の保全・再生及び地域の活性化の取組を推進している。

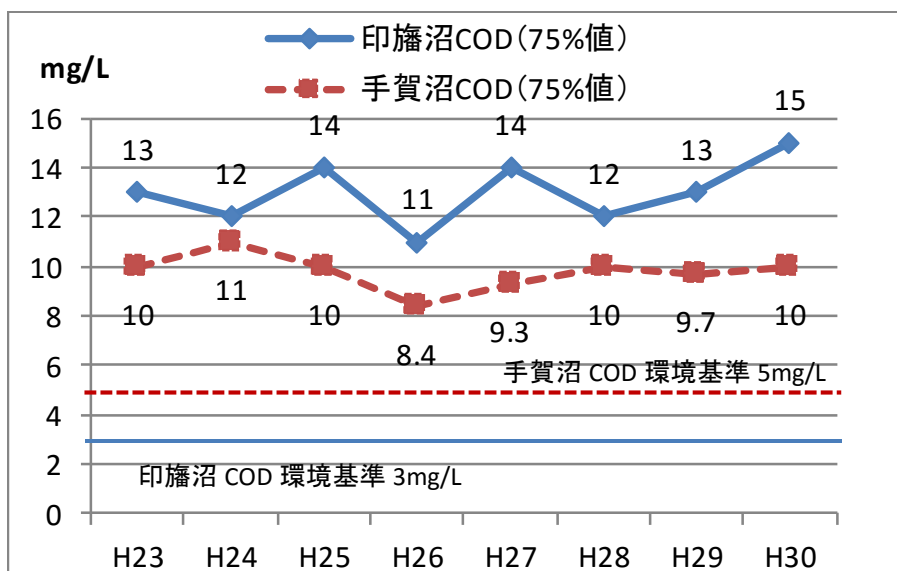
2 水生植物対策に関する事項

- 印旛沼・手賀沼とその流域河川において、オニビシやハスのほか、特定外来生物であるナガエツルノゲイトウなどの水生植物が大量に繁茂し、その面積は拡大を続けていることから、水質や生態系への影響の他、農業被害や治水の問題などが懸念されている。

県では印旛沼流域におけるオニビシやナガエツルノゲイトウの局所的な駆除を行っている。また、令和2年度から、手賀沼流域におけるナガエツルノゲイトウやオオバナミズキンバイの駆除に着手するものの、県の財政負担は大きく、国による支援が必要である。

- 環境省の「生物多様性保全推進支援事業」を活用した水生植物の駆除事例はあるが、事業期間は原則2年とされているほか、特定外来生物に該当しないオニビシやハスなどの駆除は対象となっていない。そのため、湖沼流域で大量繁茂する水生植物の駆除に向けた、国による財政支援が必要である。

【印旛沼・手賀沼の水質の状況】



【水生植物の繁茂状況】

(単位：㎡)

種類	繁茂域	H20	H27	H29	H30	R1
ナガエ ツルノ ゲイトウ	印旛沼 及び 流域河川	27,536	41,691	54,885	66,434	68,194
オニビシ	印旛沼	842,590	914,945	1,643,480	1,724,125	2,003,800
ハス	手賀沼	182,000	231,000	236,000	調査未実施	198,080
ナガエ ツルノ ゲイトウ	手賀沼 及び 流域河川	調査未実施	調査未実施	44,307	調査未実施	65,099
オオバナ ミズキン バイ	手賀沼 及び 流域河川	調査未実施	調査未実施	2,832	調査未実施	35,247

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

4 環境対策の推進

(2) PCB廃棄物の適正処理の推進

提案・要望先 環境省
県担当部局 環境生活部

【提案・要望事項名】 PCB廃棄物の適正処理の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 PCB廃棄物の処理が早期に完了できるよう、高濃度PCB廃棄物処理施設の能力向上や、無害化処理認定制度を活用した低濃度PCB廃棄物処理施設の整備について、さらに強化すること。
- 2 高濃度PCB廃棄物について、平成26年6月の国の基本計画の変更に伴い増加する処理費用の負担軽減措置を講じるとともに、低濃度PCB廃棄物について財政的な支援の仕組みを構築すること。
- 3 PCB廃棄物の処理期限後に生じる代執行による都道府県市の財政負担に対して、さらに財政措置を講じること。
- 4 未届出者の掘り起こし調査について、都道府県市への財政支援のさらなる拡充を行うこと。
- 5 使用中のPCB含有機器について、期限内処理の実現のために、関係省庁と連携し、早期の使用停止を促すこと。PCB廃棄物については、適正に保管し処理する必要があることを事業者に対し、広報をより効果的に実施すること。

【直面している課題・背景】

1 PCB廃棄物の処理体制の構築及び強化

- PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物については、法令による処理期限が令和9年3月まで延長されているが、保管中の漏えいリスク等があることから、可能な限り早期に処理を完了する必要がある。
- また、各都道府県・政令指定都市及び中核市（以下、「都道府県市」という。）が実施している掘り起こし調査及びPCB含有塗膜の有無調査により、高濃度PCB廃棄物、低濃度PCB廃棄物ともに処理量が増大するおそれがあり、処理体制の強化が必要である。

- 特に、令和元年12月の法令等の改正により、PCB濃度が5,000mg/kgを超え100,000mg/kg以下の可燃性の汚染物等が無害化処理認定施設の処理対象に追加されたことから、当該汚染物等を期限内に確実に処理できるだけの施設の整備が必要である。

2 PCB廃棄物の処理費用の負担軽減措置

- 国は法定計画である「PCB廃棄物処理基本計画」を平成26年6月に改訂し、当初中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）東京PCB処理事業所で処理予定だった本県を含む一都三県の高濃度PCB廃棄物の一部（安定器及び汚染物等）をJESCO北海道PCB処理事業所で処理することとなった。

そのため、収集・運搬委託費用や処分費用が高くなり、保管事業者への負担が増加している。特に収集・運搬委託費用は中小企業等に対する補助金である「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金造成事業補助金」の対象外であるため、収集・運搬委託費用に対する支援が一切なく、今後、適正処理の推進に支障をきたす恐れがある。

- また、支援の仕組みのない低濃度PCB廃棄物においても、分析費用や収集・運搬委託費用、処分費用に対して助成を行うなど、適正処理に向けた財政的な支援の仕組みの構築が必要である。

3 代執行費用のさらなる財政措置

- 平成28年5月の法改正により、使用中の高濃度PCB使用製品を所有する一部の事業者に対しても、高濃度PCB廃棄物と同様の義務等が措置され、加えて、都道府県市が事業者に対して行う代執行等に関する権限が強化された。そのため、PCB廃棄物の処理期限後には、代執行による新たな財政負担が生じる。

- 平成30年3月に国の代執行に対する財政的支援策により、処理費用のうち、75%はポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金から措置され、残り25%のうち、一部（現在のところ処理費用の20%分の予定）については、平成30年度以降に、総務省によって特別交付税措置がなされる予定である。

この措置により、都道府県市の費用負担は実質、処理費用の5%であることが示されたところであるが、PCB廃棄物の処理費用は高額となることから、都道府県市の財政負担は大きく、さらなる措置が必要である。

4 掘り起こし調査に係る財政支援のさらなる拡充

- 同計画では、届出されないまま保管されているPCB廃棄物を網羅的に把握するため、掘り起こし調査を都道府県市が行うこととされている。平成29年度、PCB使用蛍光灯安定器について調査方法が示されたが、調査対象が多く、調査等に伴う財政面等での負担が増加している。
- 平成29年12月に国の掘り起こし調査に対する財政的支援策により、掘り起こし調査等の各保管事業者に対する指導等の予算は地方交付税交付金の算定根拠の中で、「高濃度PCB使用製品等の調査経費」として、10,661千円（道府県における標準団体として人口170万人を設定して算出された額）が措置されるものとして示されている。
- 令和2年度PCB廃棄物等の掘り起こし調査の調査対象数は、約3万9千件と想定しており、所要額として49,000千円を計上している。しかし、調査経費として措置される地方交付税交付金は、およそ39,000千円程度と算定され、財政支援の拡充が必要である。

5 PCB廃棄物の適正処理の周知

- 使用中のPCB使用機器については、経済産業省が所掌する電気事業法により適正管理及び使用停止がなされるため、処分期間内の処分を実現するためには、省庁間連携を行ったうえで、使用中のPCB使用機器の早期使用停止を促す必要がある。
- PCB使用安定器の有無の確認について、平成31年2月及び令和2年1月に、PCB廃棄物の期限内処分に関するテレビCMによる広報活動が実施されたが、未だ把握していない事業者が多くいることから、引き続き広報活動を行う必要がある。

【参考：表 PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の処理期限】

分類	処理施設	処分期間	計画的処理完了期限
高濃度PCB廃棄物 (使用製品)のうち 廃PCB等及び廃変圧器等	JESCO 東京 PCB 処理事業所	令和4年3月31日 まで	令和5年3月31日
高濃度PCB廃棄物 (使用製品)のうち 安定器及び汚染物等	JESCO 北海道 PCB 処理事業所	令和5年3月31日 まで	令和6年3月31日
低濃度PCB廃棄物	無害化処理認定施設等	令和9年3月31日 まで	—

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

4 環境対策の推進

(3) 地球温暖化対策の推進強化

提案・要望先 環境省
県担当部局 環境生活部

【提案・要望事項名】 地球温暖化対策の推進強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 昨年、本県を含め全国各地で、記録的な暴風や大雨により甚大な被害が発生したが、気候変動の影響が世界各地で現われており、地球温暖化はまさに喫緊の課題である。国は、地球温暖化対策計画の目標を達成するため、一層効果的な施策を具体化し推進すること。
- 2 地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガスの排出抑制を図る「緩和」と、気候変動適応法に基づく気候変動影響による被害の回避・軽減を図る「適応」を地域でも推進していくため、国において十分な財源措置を講ずるとともに、地域気候変動適応センターの機能を実効性のあるものとするため、十分な技術的支援を行うこと。また、現在、国において議論されている炭素税を導入する場合には、税収入の一定割合を地方に移譲する仕組みを構築すること。

【直面している課題・背景】

1 脱炭素社会実現に向けての取組強化

- 2019年は、本県を含め全国各地で、台風等による暴風や大雨により、大規模な停電や洪水など甚大な被害が発生した。これは、地球温暖化の影響による気候変動の現れであると言われており、地球温暖化は、まさに一刻を争う深刻な事態となっている。
- 国は、地球温暖化対策計画で「温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26%削減、2050年までに80%削減」、2019年に閣議決定した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」においては、「今世紀後半のできるだけ早期に実質排出ゼロを目指す」としている。

- 2018年度の地球温暖化対策計画の進捗状況（2020年3月）では、「業務その他部門」、「家庭部門」の進捗状況は、半分近くがD評価（取組がこのままの場合には目標水準を下回る）となった。これらの部門では、現状の取組だけでは目標を達成することが難しいことから、国は更なる対策を検討する必要がある。また、2050年の目標達成の方策については削減根拠やプロセスが明確になっていないことから、これを実現させていくための制度設計と有効な施策を具体化し推進していくことが求められる。

2 地球温暖化対策に係る安定的な財源の確保と地域気候変動適応センターへの支援

- 国においては、地球温暖化対策のための税を財源として、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策などの施策を実施している。地球温暖化対策は、県域を越えて国民に広く便益をもたらすものであり、その対策の責務は、本来、国が負うべきである。
- 一方、温室効果ガスの排出抑制を図る「緩和」の推進においては、地域の特性を活かした再生可能エネルギーの活用、一層の省エネルギーの啓発など、地方公共団体がそれぞれの実情に応じて実施すべき施策もあることから、地方にも一定の役割が求められている。また、2018年12月に施行された気候変動適応法において、地域の状況に応じた「適応」の施策を推進することが地方公共団体の基本的役割とされ、地域における気候変動に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点として、地域気候変動適応センターを確保するよう努めることとされた。
- 県では、2016年9月に「千葉県地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出抑制に向けた取組を進めている。また、2018年3月に「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針」を策定し、2020年4月に千葉県環境研究センターを地域気候変動適応センターとして位置づけて、「適応」についても推進している。地方で取組を着実に進めるに当たっては、県民・事業者等の取組を後押しし、機運の醸成を図るための安定的な財源が必要である。さらに、地域気候変動適応センターの機能を実効性のあるものとするためには、国立環境研究所等の技術的支援が必須である。
- 2017年3月に国が発表した「長期低炭素ビジョン」においては、カーボンプライシング（炭素の価格付け）を主要な施策の方向性としている。2019年7月に、中央環境審議会地球環境部会の「カーボンプライシングの活用に関する小委員会」において、カーボンプライシングの活用の可能性に関する議論の中間的な整理がまとめられたところである。今後、仮に炭素税を導入する場合には、上記の国・地方の役割分担を踏まえ、地方での取組に係る財源が配分されることが必要である。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

4 環境対策の推進

(4) 再生可能エネルギーの適切な導入等に向けた制度設計と運用

提案・要望先 経済産業省、環境省

県担当部局 環境生活部、商工労働部

【提案・要望事項名】

再生可能エネルギーの適切な導入等に向けた制度設計と運用

【具体的な提案・要望内容】

- 1 再生可能エネルギーについては、令和4年度からの施行が予定される「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」等に基づき、国民や企業の負担軽減等にも配慮しながら、引き続き、最大限の導入促進を図ること。
- 2 太陽光発電施設については、地域とのトラブルを生じている例が散見されることから、事業計画策定ガイドライン等に基づき、国が責任をもって事業者を指導すること。
さらに、地域に配慮し責任ある長期安定的な事業運営を確保するため、地域住民との適切な関係構築のための手続きを義務付けるとともに、地盤の安全性の確保についても、具体的方法を法令に明記したうえでチェック体制を整備するなど、より実効性のある制度を早期に構築すること。
- 3 設備の更新や事業の終了により不要となった太陽光パネルについて、再利用可能なものについてはリユースを促進するとともに、廃棄するものについてはできる限りリサイクルを行うものとし、そのために必要な技術及び社会的システムを確立すること。また、発電事業者による発電設備の解体等積立金制度について、早期に法制化するとともに、当該積立金を利用して適正な処分等が確実に行われるための具体的な仕組みを構築すること。
- 4 再生可能エネルギーの導入実績を正確に把握するため、余剰電力買取制度における買取期間が終了する太陽光発電設備や、売電を行わない自家消費型の太陽光発電設備など、固定価格買取制度の対象外の再生可能エネルギー設備について、発電容量等の情報を国が把握し、地方公共団体に提供すること。

【直面している課題・背景】

1 過度な国民負担の抑制

- 地球温暖化対策の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択され、脱炭素社会への歩みが加速する中、エネルギーの分散確保や環境負荷の低減等の観点から、再生可能エネルギーの導入拡大が求められている。
- 一方、固定価格買取（F I T）制度創設以来、主に事業用太陽光発電への参入が急速に拡大した結果、買取費用を維持するための国民負担の増大が大きな課題となってきた。
- こうした状況を踏まえ、国においては、令和2年度から、入札対象の一層の拡大及びF I T価格の更なる引き下げを行うこととしている。
また、令和2年2月に閣議決定された改正F I T法案には、市場価格に一定の調整交付金（プレミアム）を上乗するF I P制度の導入等が盛り込まれており、令和4年4月1日からの施行が見込まれている。
- これらの取組を着実に実施することにより、今後も、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担抑制の両立を図るための検討が求められている。

2 事業適正化に向けた規制、指導

- 事業用太陽光発電の導入が進む中で、防災上・環境上の懸念をめぐり地域住民との関係が悪化するなどのトラブルが全国各地で生じている。F I T法を所管する国が、事業者を直接指導することにより、法やガイドラインに基づいた適切な事業実施、特に地域との関係構築についての実効性を確保していくことが必要である。
- また、今後F I T制度の見直しも行われる中で、改めて防災、環境上の懸念を地域に生じさせないように、事業適正化に向けた制度の見直しが必要である。
- 特に、隣接地に突如として計画されるなど、地域への説明不足によりトラブルを生じる例が多いことから、住民説明会の開催の義務付けなど、地域住民との適切な関係構築のための手続きが必要である。
- また、平成30年夏の西日本豪雨において、斜面に設置されたパネルの崩落などが発生したことを受け、土砂の流出防止措置を求めるなど、電気設備の技術基準の解釈の見直しが行われたが、実効性のある措置が行われるよう引き続き検討が必要である。

3 太陽光パネルの廃棄等への対応

- 太陽光発電パネルの寿命は25～30年とも言われており、将来、使用済みパネルの大量排出が想定されている。このため、リユース（使用できるものの再使用）、リサイクル（不要物を資源として再生利用）の仕組みを整え、可能な限り廃棄量を低減する必要がある。
- 適正な事業規律の確保のためにも有効であることから、国において、廃棄等にかかる費用の外部積立てを義務づける制度の構築に向け、法改正が予定されている。なお、事業者が倒産した場合などに、この費用を用いてどのように処分していくのか、具体的な仕組みが求められている。

4 自家消費等の再生可能エネルギー発電設備の把握及び情報提供

- F I T制度の前身の余剰電力買取制度において設置された施設が、2019年11月以降、順次、買取期間の終了を迎えている。国の調べでは、2019年11月及び12月だけで約53万件、2023年までの累計で約165万件に達する見込みである。
- これらの設備は、制度に基づく10年間の買取りが終了するに過ぎず、今後も継続して、再生可能エネルギーによる発電を行っていく役割が期待されている。また、はじめから自家消費を前提に、F I T等の制度の対象となっていない施設も少なからず存在する。
- 再生可能エネルギーの導入を進めるためには、導入実績を正確に把握することが不可欠であり、国において、制度対象外の施設についても、設備容量等を把握するとともに、自治体に情報提供するよう要望する。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

5 子育て支援の充実

(1) 保育所等の施設整備と運営に対する財源措置及び保育士の確保

提案・要望先 厚生労働省、文部科学省、内閣府
県担当部局 健康福祉部

【提案・要望事項名】

保育所等の施設整備と運営に対する財源措置及び保育士の確保

【具体的な提案・要望内容】

- 1 国は、待機児童解消のため、2020年度末までに32万人の受皿整備を行うとしてきたが、待機児童ゼロを実現し、これを維持するためには、保育需要の伸びに応じた更なる整備が必要である。ついては、保育所等施設整備に対する財政支援を継続し、充実させること。
- 2 施設整備に伴い必要となる保育士の確保に向け、処遇改善を図るため、保育士の給与が他の職種と比べ適切な水準となるよう公定価格の引上げを行うこと。
- 3 処遇改善のための研修受講にあたって、必要となる代替保育士の雇上げについて、十分な対応ができるよう公定価格の引上げを行うこと。
- 4 保育士等キャリアアップ研修の修了履歴の管理システムについて、国の責任において早急に整備すること。
- 5 保育士修学資金等貸付事業について、事業継続に十分な財政措置を行うこと。
- 6 1歳児や4・5歳児の職員配置基準を改善するとともに、事務員、調理員等の職員の配置について現場の実情を考慮し、公定価格に反映させること。
- 7 公定価格の地域区分等について地域の状況を反映した設定にすること。
- 8 地域の実情に配慮し、公立保育所等に係る経費及び幼児教育・保育の無償化への対応に要する地方負担について、十分な交付税措置を行うこと。

【直面している課題・背景】

- 本県では、待機児童の多い都市部を中心に施設整備を促進しており、国や県の補助金等を活用して、近年は5千～6千人規模の整備を実施し、平成27年度から令和元年度までの5年間で約2万7千人の定員増を行ってきた。

- しかし、令和元年10月1日時点の待機児童数は3,368人と、前年同期(3,369人)とほぼ変わらず、待機児童の解消には依然至らない状況であり、引き続き施設整備による定員増を図っていく必要がある。
- 施設整備の定員増に見合う数の保育士確保が必要となるが、保育士は他業種と比較し、依然、給与水準が低く平均勤続年数も短い傾向にあるため、保育士確保のためには処遇の改善が引き続き重要である。
- 平成29年度から、各都道府県において処遇改善の要件となるキャリアアップのための研修を実施することとされ、研修のカリキュラムや保育現場の実情を鑑みると、対象となる保育士全員が当該研修を修了するまでには、相当の期間を要する。その間研修代替の職員を確保するため、当初子ども・子育て支援の質的向上として掲げられた年間5日分の配置に伴う公定価格の早期拡充を求める。
- また、当該研修の修了履歴の管理は都道府県が行うとされており、国は平成29年度中にその管理システムを各都道府県へ配付するとしていたが、未だに配付されていない状況である。そもそも、保育士の研修修了履歴は当人の保育士登録情報と紐付けされるべきものであり、そのためには、全国統一の管理システムが不可欠である。

研修開始から3年が経過し、本県でも既に約1万3千人が本研修を修了しており、今後も増え続けることは確実であることから、一刻も早い修了履歴管理システムの整備を求める。

- 保育士修学資金等貸付事業については、平成29年1月の事業開始以来、貸付実績も順調に推移している。しかしながら、事業開始当初及び平成30年度の国の2次補正で国庫補助を受けた貸付原資が減少しつつある。令和2年度予算案で保育士修学資金貸付等事業が計上されているが、保育士不足を原因とする待機児童が未だ解消されない中、保育士確保・定着対策として有効な本事業の継続のための十分な財政措置を引き続き求める。
- 子ども・子育て支援の質的向上として新制度当初に掲げられた1歳児の職員配置の6対1を5対1に、4・5歳児の職員配置の30対1を25対1にすることについて、保育現場の環境改善と、保育士の定着確保のため早期に改善するよう求める。

その他、新制度移行及び幼児教育・保育の無償化に伴う事務量の増加や、アレルギー食対応等の業務量の増加に対応するため、事務員、調理員等を実情に応じて配置できるよう、公定価格への反映を求める。
- 保育所等運営費の給付においては、公定価格の地域区分が市町村ごとに設定されており、同規模であっても隣接区域との差が生じているところである。また、建物賃借料についても、地域によって負担が高額となっているなど、地域の状況を反映した区分の設定が求められている。

- 人口規模等から民間事業者を公募するには至らない地域などでは、公立保育所等の果たす役割が大きいが、公立保育所等の施設整備や運営に係る経費については、地方債又は一般財源で財源措置することとなっており、財政力が低い市町村は保育環境の改善が遅れることとなる。また、幼児教育・保育の無償化については、県及び市町村負担分についても国による確実な財源措置を求める。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

5 子育て支援の充実

(2) 子どもの医療費助成制度の創設

提案・要望先 厚生労働省
県担当部局 健康福祉部

【提案・要望事項名】

子どもの医療費助成制度の創設

【具体的な提案・要望内容】

国、県、市町村が一体となって次世代育成支援ができるよう、国において現物給付方式による子どもの医療費助成制度を創設すること。

【直面している課題・背景】

- 市町村が実施する子ども医療費助成事業に対しては、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減等、子育て支援の観点から、全都道府県で助成を行っている。
- しかしながら、財政事情や政策的な要素などから、自治体間で支払方法や対象年齢、自己負担金、所得制限等の制度内容が異なるため、保護者の不公平感や転居によって負担が増加することへの不満が生じている状況にある。
- 子どもの医療費助成は、子育て世代の保護者の要望が多く、また、次世代育成支援対策の一環として重要な制度である。さらに、市長会、町村会、市町村及び県議会すべての会派からも、制度の創設等について要望が出されている。

【参考：子ども医療費助成事業の概要】

子どもにかかる医療費から保険給付の額を控除した額について、その費用の全部又は一部を助成する経費を、実施主体の市町村に補助する事業。

実施主体	市町村（県単独事業）
負担割合	県 1/2、市町村 1/2（千葉市のみ県補助 1/4）
助成対象	入院：中学校3年生まで 通院：小学校3年生まで
自己負担	入院1日、通院1回につき 300円 (市町村民税所得割非課税世帯は無料)
所得制限	児童手当に準拠
H31当初予算額	67億円

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

5 子育て支援の充実

(3) 児童虐待防止体制の充実

提案・要望先 厚生労働省
県担当部局 健康福祉部

【提案・要望事項名】 児童虐待防止体制の充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 児童相談所における児童福祉司、児童心理司、保健師などの専門職員の配置について、人材の確保が非常に困難である状況に加え、国の児童福祉司の配置基準の見直し等により、更なる増員が必要である状況を鑑み、国の責任において、十分な人材の確保・育成対策及び財政措置を講じること。
- 2 児童虐待の未然防止のためには、子ども家庭相談の窓口となる市町村の体制強化が重要であることから、市町村における人材の確保や体制整備のための支援及び財政措置を講じること。
- 3 中核市における児童相談所の設置を促進するため、専門的人材の育成・確保や一時保護所等の整備に係る補助制度の充実など、必要な支援措置を講じること。
- 4 児童相談所における業務の効率化や適正の確保を図るため、情報共有の迅速化、ケースの効率的な進行管理、情報の高度利用等に資するICT化推進事業のより一層の充実を図ること。

【直面している課題・背景】

- 県では、平成29年度から児童福祉司や児童心理司等の児童相談所職員を計画的に増員しているところであるが、令和元年度からは、国の児童福祉司の配置基準が県民4万人に1人から3万人に1人に見直されたなど、更なる増員が必要となったことから、人材の確保が急務となっている。
- 平成30年度の児童虐待相談対応件数は7,547件で、平成25年度の4,561件と比較して約1.7倍となっており、児童福祉司等の職員の業務負担が増加し、事案のきめ細やかな対応が難しくなっており、業務執行体制の強化が課題となっている。

- 市町村は、県民にとって最も身近な子どもに関する相談の窓口であり、児童虐待を未然に防止するためには、支援が必要な子どもや子育て家庭に對し的確な支援が行き届くように、市町村の体制を強化する必要がある。
- 市町村は、母子保健法に基づく「子育て世代包括支援センター」を令和2年度末までに、児童福祉法に基づく「子ども家庭総合支援拠点」を令和4年度までに設置する努力義務があることから、人材の確保・育成や窓口の整備が急務となっている。
- 中核市における児童相談所設置の推進は、住民に最も身近な行政の強みを活かし、児童虐待の未然防止から虐待を受けた子どもの自立支援まで、切れ目のない一貫した支援を行うことが可能となるため、本県における虐待防止対策を充実させるうえでも極めて有効である。
- そのため、本県では、平成28年度から「県と中核市との児童相談所設置に関する意見交換会」を設置し、中核市である船橋市、柏市との意見交換を重ねるとともに、両市からの研修生を児童相談所に受け入れる等の支援を実施しており、平成31年2月には、両市が児童相談所の設置に向けた検討に着手することを表明した。
- 一方で、児童相談所の設置にあっては、児童福祉司や児童心理司などの専門職の確保や、整備に係る財源の確保が今後の大きな課題となっており、国においても支援を強化しているところではあるが、船橋市や柏市は更なる支援の強化を求めている。
- 児童相談所におけるICT化を推進し、情報共有の迅速化、ケースの特性を踏まえた進行管理、意思決定の支援や情報の高度利用等により適正な業務の執行を確保するため、現行の児童相談所の業務をサポートするシステムを抜本的に見直す必要がある。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

6 教育現場等への支援の充実

(1) 新学習指導要領の円滑な実施と学校における
働き方改革のための教職員等の体制強化

提案・要望先 文部科学省
県担当部局 教育庁

【提案・要望事項名】

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための教職員等の体制強化

【具体的な提案・要望内容】

1 教職員定数の改善及び充実

- (1) 学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、更なる教職員定数の改善に取り組むこと。
- (2) 改正された基礎定数についての算定基準をさらに見直すこと。
- (3) 少人数学級の拡大や様々な課題へ対応するための教職員配置を計画的かつ安定的に進めること。

2 専門スタッフ・外部人材の拡充

- (1) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置時間数の増加や配置校数の拡大に必要な予算を一層拡充すること。また、教育支援体制整備事業費補助金の補助率を1/2に引き上げること。
- (2) スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員の配置が促進されるよう、国の補助制度を拡充すること。

3 小学校英語教育推進のための国としての支援の充実

専科教員やALTの確保に対する予算措置の拡充を図ること。また、教員の研修の充実に関する予算措置の拡充を図ること。

4 栄養教諭等の配置促進及び食に関する指導のための施策の充実

食に関する指導の充実と栄養教諭等の配置促進による指導体制の強化を図ること。

【直面している課題・背景】

1 教職員定数の改善及び充実

- 生徒指導上の問題等が複雑化、多様化するなか、近年の教育行政には、学習指導要領の改訂に伴う授業時数や指導内容の増加等への対応、いじめ問題をはじめとした生徒指導への対応強化、通級指導教室の充実など特別支援教育の推進、新たな外国人材の受入れに伴う外国人児童生徒への日本語指導の

より一層の充実等、様々な課題への対応が求められており、これらの教育課題に対応するためには教職員定数を適切に措置する必要がある。

- また、平成29年度予算で基礎定数化されたものについては、学校現場の状況を踏まえると、国の基準では十分とはいえない。特に、「初任者研修体制の充実」においては、これまでも初任者4名に対して、1名の初任者指導教員を想定して加配要望してきたが、その数にも満たない状況であるにもかかわらず、1対6の割合で措置されることとなっており、初任者研修の体制及び水準の維持が危惧される。
- 平成23年度に小学校第1学年で1学級の標準を35人に引き下げた後は、法改正による学級編制基準の引き下げを見送っている。学級編制基準の引き下げを行うか、少人数学級が十分にできる加配の拡大を進めないと、少人数学級を推進することができない。

2 専門スタッフ・外部人材の拡充

- 本県ではこれまでに、中学校を中心にスクールカウンセラーを配置し、小学校には要請に応じ、派遣等により対応してきた。しかし、依然としていじめや不登校の早期発見、早期対応や暴力行為等の問題行動の低年齢化、加えて、虐待や発達障害への対応など、小学校へのスクールカウンセラー配置の要望は、より一層強くなっている。

また、高等学校についても、教育相談のニーズが高いにもかかわらず、全校配置ができず、未配置校からの要請に応じて配置校からスクールカウンセラーを派遣している状況にあり、十分な対応ができているとは言い難い状況である。

加えて、児童生徒の問題行動の背景には、児童生徒を取り巻く家庭環境等が影響している事案もあり、児童生徒の抱える問題に環境面からサポートするスクールソーシャルワーカーのニーズが高まってきている。

以上のことから、今後も専門的な支援・助言等を行うスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を拡充していく必要があることに加え、近年、頻発かつ大規模化する災害により、精神的な支援を要する児童生徒のケアを速やかに行わなければならない状況も発生していることから、配置促進のための国のさらなる財政支援が必要である。

- 文部科学省が公表した「教職員の業務実態調査（平成26年度）」によれば、小・中学校において、「国や教育委員会からの調査やアンケートの集計」、「児童・生徒、保護者アンケートの実施・集計」など、直接児童生徒の教育とは関係のない文書事務の負担感率が高い状況であるなど、教員の事務負担の軽減は、学校の業務改善を図る上では重要な課題である。

平成31年1月25日、中央教育審議会の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申においても、業務の役割分担・適正化

を着実に実行するための方策として、文部科学省には、授業準備や成績処理等を補助するスクール・サポート・スタッフの配置支援を行うことが求められるとされた。教員の事務負担を軽減することは、効果的な教育活動を行う上でも有効であり、本来は教員の業務だが、負担軽減が可能な業務については、「スクール・サポート・スタッフ」が担うよう、その配置を促進することが必要である。また、配置促進のためには国の財政的支援等の補助制度の拡充が必要である。

本県では、平成30年度から、文部科学省の補助制度を活用し、「スクール・サポート・スタッフ配置事業」をモデル事業として、小中学校20校、特別支援学校2校に、スクール・サポート・スタッフを配置し、その成果を検証したところであり、平成31年度は、小中学校110校、特別支援学校10校に配置を拡大した。スクール・サポート・スタッフの配置は、教員の事務負担の軽減に大きな効果が見られるものであり、さらに配置を進める必要があるが、人材確保に当たっては、国の補助制度の拡充が必要である。

- 令和元年度「教職員の働き方改革に係る意識調査（全校種）」によれば、月の残業時間が80時間を超える教職員の75%が、週休日3時間以上、部活動に従事しているなど、部活動顧問となった教員の負担は看過できない深刻な事態である。教員の負担軽減を図るためにも、部活動指導員の配置は重要であり、配置促進のためには国の財政的支援等の補助制度のさらなる拡充が必要である。

3 小学校英語教育推進のための国としての支援の充実

現状においても指導者が不足しているところに、授業時数が実質3倍になり、指導者不足を解消するには、市町村の負担が大きくなることが予想され、学校現場や市町村教育委員会から専科教員やALTの配置が要望として挙がっている。

指導者の要件については、専門性の確保上必要と考えるが、指導者の外部資格や指導経験年数、国籍等の要件緩和を行うことで、指導の充実がより図られると考える。

教科化により、読むこと・書くことに関する指導内容や指導時数が増えただけでなく、数値による評価も求められることから、今後も新学習指導要領に対応した教員の指導力向上に向けた研修の充実が必要であるとする。

4 栄養教諭等の配置促進及び食に関する指導のための施策の充実

今回改訂された学習指導要領においては「食育の推進」が、これまで以上に明確に位置づけられ、文部科学省からは、平成31年3月に「食に関する指導の手引き（第二次改訂版）」が出されている。本県においても、平成29年4月から「第3次千葉県食育推進計画」に基づいて学校給食及び食に関する指導の充実を図っているところである。栄養教諭を中核とした食に関する指導の充実に向けた施策が必要である。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

6 教育現場等への支援の充実

(2) 学校施設の整備に必要な財源の確保と学校機能の強化

提案・要望先 文部科学省
県担当部局 教育庁

【提案・要望事項名】 学校施設の整備に必要な財源の確保と学校機能の強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 国は、校舎等の大規模改造等の実施に必要な公立学校施設整備事業の予算の格段の充実を図ること。とりわけ、年度当初において十分に確保すること。
- 2 学校の質的向上を図るための空調設備の整備、トイレ改修などの事業や、避難所としての機能強化を図るための吊天井等非構造部材の耐震対策など防災に係る事業について、補助率の引上げや補助対象の拡充を図ること。併せて、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を延長し、引き続き予算を確保すること。
- 3 学校給食施設の整備に向け、地方の事業計画を踏まえて、必要な財源を確保すること。
- 4 使用しなくなった学校や余裕教室等の既存施設を活用した特別支援学校の新設、分校・分教室の整備に係る補助事業の補助率の引上げや、地方交付税措置の拡充を行うこと。

【直面している課題・背景】

- 国の令和元年度当初予算においては、8割を超える事業が年度当初に採択されたところであるが、空調設備の整備など採択されなかった事業もあり、学校施設の計画的な環境整備に支障が生じている。
- 学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としても使用される重要な施設であり、国においても、避難所となる学校施設の防災機能の強化を推進しているところである。自治体の整備計画を促進する観点からも、補助率の引き上げや下限額の引き下げなど、十分な財源措置を図ることが必要である。また、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」は、令和2年度までの事業であるが、それまでに非構造部材等の耐震対策、トイレ整備などに取り組むことが困難な自治体もある。

- 学校給食施設の整備に係る事業については、各地方公共団体が地域の実情を踏まえた事業計画を立てている。年度によっては不採択が採択を上回ることもある。また、国の補助率に対して地方の事業予算が上回ることから、財源の確保が必要である。

- 小・中学校の児童生徒数が減少する中においても、特別支援学校の児童生徒数は増加傾向にあり、引き続き過密状況への対応を要する地域があることから、引き続き施設の整備が必要である。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

6 教育現場等への支援の充実

(3) 私立学校の運営等に対する支援策の充実

提案・要望先 内閣府 文部科学省
県担当部局 総務部

【提案・要望事項名】 私立学校の運営等に対する支援策の充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 私立学校に対する経常費補助については、国の財源措置について更なる充実を図ること。
- 2 私立高等学校の授業料の実質無償化については、国において財源を確実に確保すること。また、地方自治体が独自に取り組んでいる保護者に対する学費等の負担軽減策に対しても、国の財源措置の充実を図ること。
- 3 私立幼稚園教員の処遇改善に係る支援制度については、保育園や認定こども園に対する国の処遇改善制度との均衡を図りながら、私立幼稚園が教員の処遇改善を確実に実施できるような制度の見直しを図ること。
- 4 幼児教育の無償化について、私学助成を受けている私立幼稚園では新たな事務負担が生じるとともに、市町村によって手続き・給付方法が異なるなど幼稚園の運営に影響が生じていることから、事務費などの財政的な支援を行うとともに、様式の統一化など制度の見直しを図ること。
- 5 幼児教育・高等教育の無償化に係る地方負担分については、十分な交付税措置を行うこと。また、高等教育の修学支援新制度に係る事務費については、令和2年度までとなっている補助金を恒久化すること。

【直面している課題・背景】

1 私立学校への経常費助成

- 国は、私立学校の振興を図り、私立学校の健全な経営等に資するため、都道府県が高等学校・中学校・小学校及び幼稚園を設置する学校法人の学校教育に係る経常的経費に対し補助する場合に、都道府県に対しその経費の一部を助成している。
- 千葉県では、国の標準単価に県独自の上乗せ額を加算し、生徒1人当たりの補助単価を充実させ、学校法人に補助しているが、私立学校の経常的経費も教育環境の改善を図るなど増加傾向にあり、十分とは言えないため、国の財源措置についても更なる充実が必要である。

2 私立高等学校の授業料の実質無償化

- 経済的理由により修学を断念する生徒を出さず、全ての意志ある生徒がどこに在住していても安心して教育を受けられるようにするため、令和2年4月から高等学校等就学支援金の支給上限額が引き上げられたが、引き続き、国において、無償化の財源を確保し、確実に実施する必要がある。
- また、県では、国の就学支援金に上乗せして授業料減免事業及び入学金軽減事業を全額県費で実施しているが、国における地方交付税措置の更なる充実が必要である。

3 幼稚園教員の人材確保支援

- 認定こども園や保育所の保育士等については、施設型給付費の中で毎年、処遇改善が図られている。一方で、私立幼稚園の教員については、平成29年度から国の補助制度が創設されたものの、通常の定期昇給分等を超えた部分に対する補助制度となっており、公費による支援に大きな差がある。
- 幼児期は人格形成の基礎を培うものであり、幼児教育の質の向上を保障するには、私立幼稚園における人材確保が極めて重要である。そのためにも教員の処遇改善を確実に実施できるような制度の見直しが必要である。

4 幼児教育の無償化に係る制度の見直し

- 幼児教育の無償化については、国の制度であるにもかかわらず、保護者への書類交付や、取りまとめた資料の市町村への提出など、私立幼稚園を経由する制度となっており、私立幼稚園にとっては新たな事務が発生していることから、必要な事務費などの財政的な支援が必要である。
- また、市町村ごとに様式や提出手続き、給付方法や給付時期が異なることから、複数の市町村から園児が来ている場合は事務が煩雑化することや、園への給付時期が一定ではなく、財政面での負担となっていることなどから、統一的な方法や、手続きの簡素化など制度の見直しを行う必要がある。

5 幼児教育・高等教育の無償化について

- 幼児教育・高等教育の無償化については、国の制度であり、消費税率の引き上げによる財源を活用し実施することとされているので、県負担分についても国による確実な財源措置を求める。
- また、高等教育の修学支援新制度に係る授業料等減免や機関要件の確認事務に要する費用については、制度開始の令和2年度までの2年間、事務処理体制の整備に必要なものとして補助金が交付されているが、制度が継続する限り措置が必要である。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

7 成田国際空港の機能強化及び観光立県の推進

(1) 成田国際空港の更なる機能強化と利便性の向上等

提案・要望先 法務省、国土交通省、総務省
財務省、農林水産省、文部科学省
県担当部局 総合企画部、農林水産部

【提案・要望事項名】 成田国際空港の更なる機能強化と利便性の向上等

【具体的な提案・要望内容】

1 成田国際空港の更なる機能強化と空港周辺の地域づくり

(1) 更なる機能強化に際し四者協議会で合意した事項

我が国の国際競争力の強化に向け、国がその必要性を表明した滑走路増設を含む成田国際空港の更なる機能強化の実施に当たっては、平成30年3月13日の国、千葉県、空港周辺9市町及び成田国際空港株式会社間での合意に基づき、以下の事項について、国の責任において確実に対応すること。

ア 更なる機能強化に併せた成田国際空港周辺地域の環境対策・地域共生策について、合意内容の着実な履行に配慮すること。

イ 更なる機能強化に当たっては、適切に地域住民への情報提供を行う等、住民の理解と協力を得ながら進められるよう配慮すること。

ウ 環境対策・地域共生策等の充実に図るための今後の財源確保について、空港会社が国に支払っている配当を原資とし、地域へ還元する仕組みづくりなど、あらゆる方策を講じること。

また、周辺対策交付金の配分に当たっては各市町の財政力指数等を勘案し柔軟な運用を可能にするなど、空港周辺地域全体の発展に配慮したものとすること。

エ 成田国際空港の更なる機能強化の効果を地域の全域に波及させるため、令和元年度に策定した成田空港周辺の地域づくりに関する「実施プラン」による空港周辺地域の地域振興の実現に真摯に取り組むこと。

(2) 成田国際空港を活用した卸売市場の輸出拠点化を進めるため、国においても輸出手続のワンストップ化に向けた取組を推進すること。

(3) 成田国際空港のアジアにおける国際拠点空港としての地位を維持・強化させるために、一層の配慮をすること。

(4) 成田国際空港が内陸に立地する大規模な国際拠点空港である性質に鑑み、その周辺地域の地域づくりに資する土地利用規制等のあり方について検討を進めること。

(5) 成田国際空港の更なる機能強化に伴い、空港周辺地域の取り巻く環境の変化により、成田財特法に基づく事業をはじめ、新たに生じる公共施設等の整備・更新等に当たっては、地元負担軽減に協力すること。

2 成田国際空港の利便性の向上

更なる機能強化の効果を発揮し、成長著しいアジア等世界の成長力を我が国に取り込むとともに、その効果を空港周辺地域はもとより県内外にしっかりと波及させるため、アクセスをはじめとする成田国際空港の利便性向上に関する取組を更に加速させること。

(1) 成田国際空港から県内外への交通アクセスを更に充実させ、空港周辺をはじめとする広域的な活性化も期待される首都圏中央連絡自動車道、北千葉道路、銚子連絡道路などの早期完成に向けた整備を促進すること。

(2) 成田・羽田両空港と新東京駅を直結する都心直結線の調査・検討について、関係者が協議する場を早期に設置し、成田空港と新東京駅との間のアクセス時間短縮することを最優先に検討を進めること。

また、長期的には、成田・羽田両空港間を結ぶリニアモーターカーについても、プロジェクトチームを立ち上げ、国策として、国において検討を開始すること。

(3) 空港利用者の快適性の向上のため、施設面の改善や人員の増員などにより、出入国審査手続等（C I Q）の更なる迅速化を図ること。

3 災害時における空港へのアクセス確保等

令和元年房総半島台風・東日本台風及び10月25日の大雨への対応と検証結果を踏まえ、災害発生時には状況に応じた最適な対応を行うとともに災害に強いアクセス整備を図ること。

なお、従来の想定を超える自然災害が増加していることから、今後の空港づくりに当たっては、こうした災害時における対応を強化すること。

【直面している課題・背景】

1 成田国際空港の更なる機能強化と空港周辺の地域づくり

- 首都圏の国際拠点空港である成田国際空港は、平成27年4月にLCC（格安航空会社）が入居する第3旅客ターミナルビルの供用を開始し、施設整備の面からも年間発着枠30万回化が完了した。また、高速離脱誘導路等

の整備や、ファーストレーンの導入など、空港の利便性・快適性の向上を目指した取組を進めるとともに、環境対策・地域共生策の充実などに積極的に取り組んでいるところである。

- 我が国においては、近年、訪日外国人旅行者数が著しく増加しており、令和元年には過去最高となる約3,200万人となった。引き続き更なる増加が見込まれており、今後とも増大する国際航空需要に対し、成田国際空港は的確に対応していく必要がある。
- また、アジアの主要空港との国際空港間競争が激しさを増す中で、成田国際空港は、我が国の国際競争力強化のために、アジア有数のグローバルハブ空港としての地位を確固たるものにすることが求められている。
- こうした中、国からは、滑走路の増設を含む成田国際空港の更なる機能強化が必要であるとして、成田国際空港に関する四者協議会の開催の要請があり、平成27年9月から具体的な検討が進められてきた。
- その後、住民説明会の開催などを経て、平成30年3月13日、国、千葉県、空港周辺9市町、成田国際空港株式会社の四者で、成田国際空港の更なる機能強化策の実施について合意した。今後は、この合意に際し締結された「成田国際空港の更なる機能強化に関する確認書」に基づき、滑走路の増設等とともに必要な環境対策等が実施される。
- このうち、「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法」に係る「基本方針」について、県は、平成30年12月18日に変更決定を行い、令和2年4月1日に都市計画変更の告示を行ったところである。
- また、空港周辺地域の東部・南部地域の自治体から、地域の均衡ある発展を強く求める声が寄せられていることを踏まえ、更なる機能強化の合意にあわせ、空港周辺地域の地域づくりの基本的な方向性や内容をまとめた「基本プラン」が策定された。
- 「実施プラン」については、四者でそれぞれ主体となって進めるべき地域活性化策を短期的に実行できる取組と中長期的に検討を進めるべき事項として整理し、3月の四者協議会で決定したところである。
- 今後は、この「実施プラン」に基づき、地域活性化策を実施するとともに、空港内外の整備の進捗等に応じ、関係機関と不断の見直しを行う、成長するプランとしていく。

- さらに、成田空港の更なる機能強化を最大限活かした周辺地域の活性化を実現するため、民間事業者の参入しやすい地域づくりを目指し、周辺地域の地域づくりに資する土地利用規制等のあり方をはじめとした規制緩和案の検討を行う。
- なお、空港周辺地域の公共施設やその他の施設の計画的な整備を推進するため、県や市町に対して、関連事業の補助金のかさ上げを行う、成田財特法については、新たに成田用水の改築事業を対象としたうえで、法期限を10年延長することを盛り込んだ改正法案が、平成31年3月に可決したところである。

引き続き、空港周辺地域における公共施設の計画的な整備を図るためにも、財特法の活用は重要な要素である。
- また、更なる機能強化においては、四者で合意したといえども、事業実施のための様々な調査や用地取得など、空港周辺地域の住民の理解と協力が引き続き必要なことから、適切な情報提供等を遺漏なく行う必要がある。
- 更に、成田市公設地方卸売市場については、成田空港近隣への移転・再整備を行っており、施設整備に当たっては、農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金を活用し、農林水産物輸出の拠点化市場として、令和3年度の開場に向けて事業を進めているところである。
- こうした中、農林水産物の輸出においては、通関手続や植物検疫、衛生証明書等の各種証明書など、煩雑な多くの手続や証明書の提出が求められ、こうした対応をワンストップで処理できることが、同市場が輸出拠点として機能するために欠かせないものである。
- 国は「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」に基づき、令和2年度から「農林水産物・食品輸出本部」を設置し、輸出拡大に向けた体制を強化するとともに、輸出証明書の申請・交付のワンストップ化等の実現に向けた予算を措置しており、同市場においても輸出拠点として、国の取組の推進に合わせて、ワンストップ化の機能を充実することが求められる。

2 成田国際空港の利便性の向上

- 一方、首都圏における航空需要に的確に対応し、我が国の国際競争力を強化するためには、成田・羽田両空港の一体的活用の推進により、首都圏における国際航空機能の最大化を図ることが重要である。

- そのためには、交通アクセスの一層の強化が必要であり、道路については、県内や首都圏各地と成田国際空港のスムーズな人・物の流れの強化及び災害時のアクセス強化のために整備が進められている首都圏中央連絡自動車道、北千葉道路、銚子連絡道路などの事業の早期進展が求められる。
- 成田空港への鉄道アクセスについては、平成22年に都心と成田空港間を36分で結ぶ成田スカイアクセスが開業するなど、着実に交通利便性の向上が図られているが、国において、両空港と東京都心を結ぶ鉄道アクセスを世界トップクラスの水準に引き上げるために、成田スカイアクセス等を既存ストックとして最大限活用する都心直結線の調査が進められている。
- この都心直結線は、「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」（平成28年4月20日 交通政策審議会答申）において、国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークとして、その意義が認められるとともに、都心部での大深度地下における施工を考慮した事業性の見極めや事業主体や事業スキーム等についての課題も示されている。
- 複数の都県を跨ぐ都心直結線について、このような課題に対応していくためには、今後、国の主導により、関係地方公共団体や鉄道事業者を含む関係者で協議していく場の設置が求められる。
- さらに、長期的には、両空港間に同一空港並みの利便性を実現させることが重要であり、そのためには両空港を約10分で結ぶリニアモーターカーが必要となる。このリニアモーターカーは、空港機能の一部と位置付けるべきものであり、速やかに検討を開始することが必要である。

3 災害時における空港へのアクセス確保等

- 令和元年房総半島台風の際には、成田空港の機能が正常である一方、空港へのアクセスが長時間遮断し、多くの滞留者が発生した。また、令和元年東日本台風の際には、着陸禁止措置を実施するなど、空港利用者に多大な影響が発生した。

成田空港では国内外から多数の利用者がいることから、災害発生時等における空港内の外国人を含む空港利用者への情報提供体制の強化、空港利用者に混乱をきたさない連絡体制や代替アクセスの確保等の対策を行う等、災害に強い空港へのアクセス整備は必要不可欠である。

令和2年1月31日には、更なる機能強化に係る航空法の変更許可が行われており空港整備が進むが、従来の想定を超える自然災害が発生していることから、こうした状況を踏まえ、空港周辺を含めた空港づくりを行う必要がある。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

7 成田国際空港の機能強化及び観光立県の推進

(2) 観光立県の実現に向けた外国人旅行者誘致及びMICEの推進

提案・要望先 国土交通省

県担当部局 商工労働部

【提案・要望事項名】

観光立県の実現に向けた外国人旅行者誘致及びMICEの推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 訪日プロモーション関連事業に関し、インバウンド需要の落ち込みが見込まれるため、諸外国の多様なニーズや現地目線に基づく情報の発信に努めるとともに、地域の特性などに配慮した重点的・効果的なプロモーションの展開、MICE誘致の国際競争力強化等により、インバウンド需要の回復及びそれに伴う訪日外国人消費額の増大に努めること。
- 2 観光客の誘客効果を、地方部にも、くまなく普及させるため、公衆無線LANなどの受入環境整備について対象市町村を拡大するなど、受入体制を更に促進すること。

【直面している課題・背景】

- 少子高齢化の進展により、我が国の人口が減少に転じた中、経済の活力を維持していく上で、経済効果の大きい国内外の観光交流人口の増大を図るための取組の重要性が高まってきている。
- 国においては、平成28年3月末に、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議において、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、そして、その後も見据えて、訪日外国人旅行者数について新たな目標を、2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とし、観光先進国に向け、万全の対策を講じることとした。
- そうした中、2019年の訪日外国人観光客数は、3,188万人と過去最高を記録したところであるが、インバウンド需要の落ち込みが見込まれるなど、本県をはじめ我が国を取り巻く厳しい問題も顕在化してきているところである。
- 本県ではこれまでも、外国人旅行者の誘致促進のための各種事業に取り組んでいるところであるが、今後、そうした取組を更に強化し、空港周辺や都市部地域だけでなく県内を広く周遊し、滞在の長時間化を進めていくためには、実際の受入れを担う、地方を主体とした国との連携事業の充実が必要である。

- また、日韓関係をはじめとする国際情勢の変化などによるインバウンド需要の落ち込みに対応するため、諸外国のニーズや現地目線に基づく正確な情報発信や地域の特性などに配慮した重点的・効果的なプロモーションの展開やM I C E誘致の国際競争力強化等により、インバウンド需要の回復及びそれに伴う訪日外国人消費額の増大に努めていく必要がある。
- 今後は、我が国を再訪する外国人観光客の行き先として、これまで訪れていない地方部も選択されることが期待される。

また、少子高齢化による人口減少に伴って、インバウンド効果を地方部においても確実に波及していく必要があることから、外国人観光客が地方部を含めてくまなく快適に旅行できるよう、国庫補助事業の対象市町村を拡大することなどにより、公衆無線LANなどの受入環境整備を更に促進する必要がある。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

8 産業振興と雇用・就業支援の充実

(1) 京葉臨海コンビナートの国際競争力・防災力等の強化 に関する支援等の拡充

提案・要望先 経済産業省、厚生労働省

県担当部局 商工労働部、防災危機管理部

【提案・要望事項名】

京葉臨海コンビナートの国際競争力・防災力等の強化に関する支援等の拡充

【具体的な提案・要望内容】

- 1 「石油コンビナートの生産性向上及び強靱化推進事業」は、製油所中心の支援にとどまっていることから、立地企業が実施する企業間連携・設備増強等の競争力強化に向けた取組や、生産施設・護岸等の強靱化に向けた取組に対し、石油産業以外の産業も対象とするなどの支援の拡充を図ること。
- 2 高度な知識や技術が要求されるコンビナートの保安・防災対策を担う人材を、事業者が育成・確保できるよう、必要な支援を行うこと。
- 3 製造現場における保安業務や生産管理の効率化・高度化を図るため、ドローンの活用に向けたガイドラインの改訂に加え、現場のニーズに即した防爆機器の導入が速やかに進むよう安全性を担保した上で型式検定の効率的な運用体制の構築などに取り組み、更なるI・T化の推進に努めること。

【直面している課題・背景】

- 京葉臨海コンビナートは、我が国経済を支える日本最大の素材・エネルギー産業の集積地であるが、近年、国際競争の激化等により、厳しい事業環境にさらされている。そのため、競争力強化に向けた設備投資や、災害時におけるサプライチェーンの確保・早期回復の観点から、コンビナート全体の耐震性・津波耐性等の強化が、重要な課題となっている。
- このような中で、国においては、「石油コンビナートの生産性向上及び強靱化推進事業」（令和2年度予算）により、コンビナートの生産性向上・強靱化に向けた支援に取り組んでいるところであるが、当該支援は、製油所を中心とした内容となっており、鉄鋼、石油化学産業等への支援としては十分とは言えない状況である。
- また、コンビナートの競争力強化や安全管理の徹底を図るためには、現場を支える人材の技術力や危機管理能力、マネジメント力の向上が不可欠であるが、団塊世代の退職に伴い長年培った経験や知見が十分継承されて

いないことが問題視されており、高度な知識や技術が要求されるコンビナートの保安・防災対策を担う人材の育成が喫緊の課題となっている。

- さらに、製造現場では、熟練従業員の減少に加え、プラント設備の高経年化も進み、重大事故の増加に対するリスクを抱えており、保安力の維持・向上に向けた取り組みが急務となっている。このような中、製造・保安現場において、データの効果的な収集・分析・活用などに資するセンサーやタブレット、ドローンなどのI o T機器の活用を進めることにより、設備の予期せぬ故障やヒューマンエラーの防止、安全かつ効率的な設備の保安点検等の実現が求められている。

- そこで、自主保安力と生産性の双方の向上に向け、これらの取り組みを進めるため、国が策定した「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン」をより活用しやすくするための更なる内容の進化に向けた改訂を行うことが必要になる。また、防爆性能を有するタブレットなどのI o T機器の更なる導入に向け、性能や価格などが製造現場の最新のニーズにあったものを速やかに活用できる環境づくりが必要であり、安全性を担保した上で型式検定の更なる効率的な運用体制の構築が必要になる。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

8 産業振興と雇用・就業支援の充実

(2) 一般海域における洋上風力発電の適切な導入等
に向けた制度設計と運用

提案・要望先 経済産業省、国土交通省

県担当部局 商工労働部、農林水産部、県土整備部

【提案・要望事項名】

一般海域における洋上風力発電の適切な導入等に向けた制度設計と運用

【具体的な提案・要望内容】

- 1 洋上風力発電の導入に当たっては、漁業者をはじめとする地域との協調・共生を確実に図っていくため、国は、責任をもって、発電設備の設置から撤去までの間を通じて事業者が地域と十分な調整を行うよう指導するとともに、適切な監督を行うこと。
- 2 国が行う促進区域の指定に当たっては、地域の意向を十分に尊重すること。
- 3 公募占用指針の策定や事業者の選定に当たっては、評価基準に係る都道府県知事の意見を可能な限り尊重すること。
- 4 発電事業の円滑な実施や地域経済への影響を踏まえ、メンテナンス時に使用する港湾についても、整備・維持管理のために格別の支援を行うこと。

【直面している課題・背景】

1 洋上風力発電の導入における地域との協調・共生について

- 洋上風力発電は、地球温暖化対策に有効であるとともに、関連産業への波及効果や地元産業への好影響が期待できる一方で、発電設備の至近距離では漁業操業が制限されるなど産業によっては影響を受けることも考えられる。
- また、発電設備は一度設置されると長期間の稼働が想定されることから、事業者は、漁業者をはじめとする地域との十分な協議・調整を行い、理解を得た上で事業に着手すべきである。また、国は、事業者が誠意をもって地域との協議・調整を行い、その結果を遵守するよう監督すべきである。

- この観点から、設置時期の調整や、設置後における地域との協調・共生策などについて、設置前に、地域と十分な協議を行うとともに、その着実な履行が求められる。また、発電設備の撤去に当たっては、発電設備の基礎部分に魚礁効果が確認されていることに鑑み、地域が望んだ場合には、漁業等に支障のない形状で設備の一部を残存させることも考慮すべきである。
- さらに、地域との調整を十分に行っていない事業者が、価格点のみを評価され選定されることも想定されるが、地域の理解を得ないまま発電設備を設置することは、地域経済・社会に負の影響を及ぼすのみならず、洋上風力発電そのものに対する不信感を抱かせる恐れがあることから、国が適切に指導・監督を行い、地域との協調・共生を確実なものとするべきである。

2 促進区域の指定について

- 促進区域は、国が協議会の意見を聴いた上で指定することとされているが、地域経済に与える影響が大きいことから、指定に当たっては、地域の意向を最大限尊重するとともに、地域との協調・共生策の具体的内容について地域の要望を十分反映できるような制度とすることが求められる。
- また、風車の基礎部分の構造は複数のタイプが開発されているが、支持構造物の存否は漁業への影響にも配慮し、場合によっては風車の具体的な設置場所や構造等の設置条件を設定することを認めるべきである。

3 公募占用指針の策定及び事業者の選定に係る都道府県知事の意見聴取について

- 地域経済への影響は、周辺の母都市の人口規模や産業構造によって異なるが、例えば、漁業が最大の産業である地域においては、漁業者との協調・共生が最重要である。
- 国が作成する統一的な公募占用指針の運用指針には、地域との調整の意義や重要性についても記載することが望ましい。また、促進区域ごとに作成する公募占用指針は、統一的な運用指針を基調としながらも、配点や失格要件等も含めて柔軟に検討し、地域の実情にあった指針とする必要がある。
- また、国が令和元年6月に決定した「運用指針」では、評価基準のうち、地域との協調・共生に関する事項については、地域の代表として都道府県知事の意見を参考聴取し、その結果も踏まえて評価を実施することが適切とされているが、洋上風力発電設備が地域に与える影響を考慮し、知事意見を最大限に尊重する必要がある。

4 メンテナンス港湾の整備支援について

- 洋上風力発電事業の円滑な実施にあたっては、発電設備の建設、運用時ともに、発電事業者が、効率的かつ安定的に利用できる港湾が必要となる。

- 特に、運用時に利用する港湾は、発電設備の運転期間である数十年間にあたって継続的に利用されることになるが、周辺には、維持管理のための人的・物的拠点等の設置が見込まれるなど、後背地への波及効果も含め、地域振興の核となることが期待される。

- 県内港湾では、洋上風力発電事業を契機として、港湾機能の強化や維持のための港湾施設の整備が必要となる場合が想定されるが、発電事業者が、事業の迅速な実施を希望する場合には、短期間での整備が必要となる。
また、港湾の継続的な利用のためには、波浪や漂砂などの自然的条件に対応した適切な管理が求められる。

- 以上のことから、維持管理に使用する港湾についても、整備・維持管理について、予算確保を含め、国による格別の支援を要望する。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

8 産業振興と雇用・就業支援の充実

(3) 地域経済を支える中小企業・小規模事業者支援策の充実

提案・要望先 経済産業省

県担当部局 商工労働部

【提案・要望事項名】

地域経済を支える中小企業・小規模事業者支援策の充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 中小企業の生産性向上のため、設備投資等を促進する支援策を継続するとともに、小規模事業者が事業の持続的な発展を図れるよう、地域での相談体制等を充実させること。
- 2 「地域中小企業応援ファンド」については、低金利下において運用益が減少していることから、果実運用型の基金事業の継続のみならず、従前と同規模で事業が実施できるよう、地方自治体への補助金制度創設などの方策を検討すること。
- 3 中小企業・小規模事業者の受注機会を増大させるため、全府省で連携して、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に定められた措置等を着実に推進すること。
- 4 中小企業の経営者の高齢化による廃業やそれに伴う雇用の損失は、地域経済における重要な課題であり、事業承継支援の取組をさらに強化するため、国の財政的支援を拡充・強化すること。
- 5 インボイス制度の導入に当たっては、企業に対して十分な広報・周知を行うとともに、中小企業・小規模事業者の経営に影響を及ぼさないよう必要な対策を講じること。
- 6 キャッシュレスの導入を希望する中小企業・小規模事業者に対し、端末の導入、運用・維持にかかる負担を軽減する等の支援を更に推進すること。
- 7 地域の特性を活かしながら、高い付加価値を創出する事業者の「地域経済牽引事業」を促進し、地域経済の更なる好循環・活性化を図るため、令和2年度末とされている「地域未来投資促進税制」の適用期限を延長すること。

【直面している課題・背景】

- 千葉県内にある約12万1千社の企業のうち99.8%は中小企業であり、まさに本県における地域経済の担い手となっている。国際情勢の影響による厳しい状況が続く中で、地域を支える中小企業・小規模事業者への事業の継続などへの支援が必要である。
- 中小企業の設備投資を促進する「ものづくり補助金」について、令和元年度から国において当初予算化されたことから、今後も切れ目のない措置を講じる必要がある。
また、経営資源の確保が困難な小規模企業が事業の持続的な発展を図るため、「よろず支援拠点」が行う「サテライト相談所」や「事業引継ぎ支援センター」等、今後も地域での相談体制が継続して整備されるとともに、相談員の増員による個別相談の充実等、支援体制の拡充が必要である。
- 本県では、「地域中小企業応援ファンド」及び「農商工連携型地域中小企業応援ファンド」について、基金事業の一部を県単独事業に振り替えて実施することとしたところである。しかしながら、低金利の影響により基金の運用益が約10分の1、農商工ファンドにおいては約30分の1まで減少している現状からも、新たに地方自治体への補助金制度を創設するなど、地方における中小企業支援事業の継続を図る必要がある。
- 地域経済の発展のためには、中小企業・小規模事業者に対する官公需の果たす役割は大きい。国の官公需契約比率は地方公共団体に比べ低いことから、今後も同比率の引き上げに向けて、全府省で連携して官公需施策を推進していく必要がある。
- 中小企業の経営者の高齢化が進む中、県内企業の約6割が後継者不在となっている。本県では地域一体となった事業承継支援を促進しているが、地域経済の活性化や雇用の維持のため、国の施策の更なる充実が必要である。
- 令和5年10月から導入される予定のインボイス制度については、中小企業の負担増や免税事業者が取引上不利になることなどを懸念する声が聞こえており、国においても様々な機会を捉えた広報・周知を実施する必要がある。

- キャッシュレス決済の導入は、中小企業・小規模事業者にとっても売り上げの拡大や、生産性の向上などにつながることを期待される一方で、端末導入時のコストや、支払サービス事業者への手数料負担などを考慮すると導入に踏み切れないという実情があることから、国を挙げて事業者の負担軽減を更に推進する必要がある。

- 地域未来投資促進法（平成29年7月31日施行）に基づき、事業者が作成する地域経済牽引事業計画については、令和元年度末までに、県内24計画を承認したところである。令和2年度末とされている地域未来投資促進税制の適用期間では、税制の適用を受けられない事業者も多く、引き続き、地域経済の好循環・活性化を図るため、適用期間を延長し、事業者の取組を促進していく必要がある。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

8 産業振興と雇用・就業支援の充実

(4) 働き方改革の積極的な推進

提案・要望先 厚生労働省、経済産業省
県担当部局 商工労働部

【提案・要望事項名】 働き方改革の積極的な推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 若者、女性、高齢者、障害者等誰もが意欲と能力を最大限に発揮できる職場環境を整備するとともに、企業の生産性と競争力を高めるため、助成金の拡充等、企業への支援策を講じること。
- 2 中小企業・小規模事業者への人材確保対策の支援を充実させること。
- 3 障害者雇用に対する企業の理解促進を図るとともに、障害者の一層の雇用拡大を図る取組を支援すること。

【直面している課題・背景】

- 少子高齢化の進行により生産年齢人口が減少し、企業における人材確保が困難となる中、働く人の希望をかなえるとともに、生産性を向上させるため、働き方改革を実現させる取組が求められている。
- 特に、中小企業・小規模事業者では、人手不足の解消が喫緊の課題となっており、人材・資金の余裕がないことが、働き方改革が進まない要因の一つとなっている。
- 日本商工会議所の調査では、働き方改革関連法への対応に当たっての課題として「業務量に対して人員が不足している」とする回答が上位を占める。また、経済団体等からも中小企業の人材確保支援の要望があることから、求職・求人マッチングの精度向上、採用・定着支援、魅力発信など、中小企業・小規模事業者に対する人材確保のきめ細かな支援が必要である。
- 障害者の就職意欲は年々高まっており、県においても、障害者が職業を通じ、誇りを持って自立した生活を送ることができるよう障害者雇用を促進しているところである。
- 令和元年6月1日現在の県内の民間企業における障害者の実雇用率は、2.11%と8年連続で過去最高を更新しているものの法定雇用率に達しておらず、法定雇用率達成企業の割合も51.6%と半数近くの企業が雇用率を達成していない状況となっている。

- こうしたことから、労働局とハローワークが連携して行う法定雇用率達成指導の強化、障害者就業・生活支援センター支援員の増員など就労支援体制の一層の充実を図るとともに、精神障害者等の雇用促進を図る地域独自の取組を支援するための制度の創設が必要である。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

8 産業振興と雇用・就業支援の充実

(5) 外国人材の受入れ・共生への対応

提案・要望先 法務省出入国在留管理庁

厚生労働省、経済産業省、

国土交通省、農林水産省

県担当部局 総合企画部、健康福祉部、

商工労働部、農林水産部、

県土整備部

【提案・要望事項名】 ① 外国人材の適正・円滑な受入れ

【具体的な提案・要望内容】

- 1 「特定技能」の在留資格制度を通じて優秀な外国人材を積極的に確保していくため、各地域や産業分野のニーズを踏まえつつ特定技能試験の受験機会を、国内外において十分に確保すること。
- 2 外国人材や受入れ事業者双方が利用しやすい制度となるよう、「特定技能」の在留資格の取得や変更について、要件や手続きを分かりやすく明確化するとともに、簡素化するよう努めること。
また、登録支援機関の登録に係る審査について、迅速に行うことができる制度・体制を構築すること。
- 3 外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図るため、各地域で国の地方支分部局と地方自治体、及び関係機関の役割を明確化するとともに、情報共有や相互連携を図る分野横断的な総合調整の場を国の主導により設置すること。

【直面している課題・背景】

- 本県における外国人労働者数は60,413人(令和元年10月末時点)で全国第7位と多い状況にあり、新たに設けられた特定技能の在留資格に対する期待は大きい。
- しかしながら、特定技能の資格で在留する外国人は、全国で初年度最大約4万7千人を受け入れる見込みであったのに対して、令和元年12月末現在1,621人、本県においても80人ととどまっており、見込みを大幅に下回っている。
- 背景としては、特定技能在留外国人の受入れに係る申請書類が多いこと、在留資格の取得まで手続きに時間を要すること、国内における試験が少ないことなどが指摘されているところである。

- このため、本制度を活用した優秀な外国人材のより一層の確保に向け、在留資格に関する手続等の明確化・簡素化を進めるとともに、各地域や産業分野のニーズを踏まえながら、国内外において受験機会を十分に確保していくことなどが必要である。

- 外国人材の受入れに関しては、令和元年12月に閣議決定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）」において、地方自治体等の役割も期待されていることから、法務省の総合調整機能の下、都道府県単位で、国、地方自治体及び関係機関が情報共有と相互連携を図っていくことが不可欠である。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

8 産業振興と雇用・就業支援の充実

(5) 外国人材の受入れ・共生への対応

提案・要望先 法務省、文化庁

県担当部局 総合企画部

【提案・要望事項名】② 多文化共生社会の実現

【具体的な提案・要望内容】

- 1 医療や防災、住宅等の広範な分野にわたる多文化共生施策を進める上で国や自治体の役割を明確にすること。また、各種行政・生活情報の多言語化や、各種相談窓口の多言語対応に対する財政措置を拡充すること。
- 2 新たに受け入れる外国人材や在留外国人に日本語学習の機会を提供するための公的な仕組みを構築すること。また、地域日本語教育の推進に向けた財政措置を拡充すること。

【直面している課題・背景】

- 本県在住の外国人は近年大きく増加し、今後更なる増加が見込まれる。
- 多文化共生施策について、外国人の急増に迅速かつ効率的な対応が可能となるよう、国と自治体の役割分担を明確化する必要がある。また、各種行政・生活情報の多言語化、各種相談窓口の多言語対応に対する財政措置が必要である。
- 日本語教育推進法が令和元年6月に施行され、国や地方公共団体、事業主の取り組むべき責務については明確化されたが、日本語教育を推進するためには、国が外国人に生活者として最低限度保障されるべき日本語教育の基準や財政負担等について定め、日本語教育の機会を提供する公的な仕組みを構築する必要がある。
また、地方公共団体が地域日本語教育の総合的な体制づくりを整備し、具体的な施策を実施するために必要な財政措置を拡充することが必要である。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

9 農林水産業の振興

(1) 力強い産地づくりのための支援

提案・要望先 農林水産省

県担当部局 農林水産部

【提案・要望事項名】 ① 飼料用米等の安定生産の推進と支援制度の見直し

【具体的な提案・要望内容】

- 1 農業者が、飼料用米をはじめとする新規需要米等の生産に将来にわたって計画的に安心して取り組めるよう、助成水準を維持すること。また、支援制度の恒久化を行うこと。
- 2 産地交付金について、都道府県の水田面積に応じた配分とすること。
- 3 本県の落花生は、食料自給率の向上に寄与する作物であるとともに安価な輸入品との競合による価格下落を受けやすい品目であることから、経営所得安定対策の対象作物とすること。

【直面している課題・背景】

1について

- 飼料用米等に対する支援は、数量払いの実施や複数年契約への助成など充実したものとなっているが、その継続性を不安視し、飼料用米等への取組を躊躇する農業者もみられる。

これら農業者の不安を払拭し、計画的に飼料用米等の生産に安心して取り組めるようにするためにも、助成水準の維持や支援制度の恒久化が必要である。

2について

- 産地交付金については、配分ルールが明確ではなく、本県への配分額は、水田面積に比して少ないため、十分な単価設定ができない状況にある。

3について

- 本県の落花生は、全国の収穫量の8割近くを占め、加工品の製造販売や観光など関連産業も多く、また、輪作作物としても広く栽培されている重要な作物であり、国が対象としている大豆の作付面積と比較すると落花生は約6倍となっている。また、子実のカロリーも大豆に比べ高いことなどから、食料自給率の向上に寄与する品目である。

- 生産条件の違いから輸入品とは大きな価格差があり、経営面では厳しい状況となっている。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

9 農林水産業の振興

(1) 力強い産地づくりのための支援

提案・要望先 環境省、農林水産省
県担当部局 環境生活部、農林水産部

【提案・要望事項名】 ② 有害鳥獣等の対策強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 鳥獣被害防止総合対策交付金について、必要な予算を確保すること。
- 2 有害鳥獣の効果的な捕獲が可能となるよう、生息場所や行動様式などの野生鳥獣の生態解明及び精度の高い生息数推計手法を確立すること。
- 3 有害鳥獣の個体数の適切な管理等に資するため、ICTを活用した新たな技術や化学的防除技術、繁殖抑制技術などを開発すること。
- 4 鳥獣被害対策の従事者を確保するため、自衛隊OB等に対して、鳥獣被害防止活動への参加を促すよう、広報・普及活動を充実させること。
- 5 キョンを狩猟鳥獣に指定すること。
- 6 外来生物への対策を強化すること（国による特定外来生物の捕獲の強化及び自治体等が行う対策費用に対する支援の充実、特定外来生物を含む外来生物の生息状況の把握及び有効な捕獲手法の開発と普及、特定外来生物以外の外来生物の遺棄・放逐等に対する規制の創設などの規制強化）。

【直面している課題・背景】

1 鳥獣被害防止総合対策交付金の予算確保について

- 本県においては、有害鳥獣対策として、捕獲・防護・生息環境管理及び資源活用に、総合的に取り組んでいるところである。
しかしながら、野生鳥獣による平成30年度の農作物の被害金額は、約4億1千7百万円と依然として深刻な状況にあり、特に、イノシシの被害については、その半分以上を占めている。
- 市町村は、対策に要する経費が増加しているにもかかわらず、限られた財源の中で必要な予算を確保できないことから、十分な対策を講じることが困難となっている。こうした中、本交付金については、市町村が必要としている金額を満たしていない。

2 野生鳥獣の生態解明及び精度の高い生息数推計手法の確立について

- イノシシを始めとする有害鳥獣については、季節による生息場所の違いや行動様式、性別や年齢等による行動の違いなど、生態が十分に明らかにされていない。より詳細な調査を行い、生態等の解明が必要である。
- 特にイノシシは、生息数推計方法が確立されていないことから、効果的な捕獲ができるよう、集中して捕獲を行う場所が把握できるような精度の高い生息数推計方法の開発・確立が必要である。

3 有害鳥獣の個体数の適切な管理等に資する新たな技術の開発について

有害鳥獣の個体数の適切な管理や農作物等の被害防止のためには、生息数を減少させることが急務となっており、そのため、以下のような新たな技術の開発が待たれている。

- ・ ICTを活用した、より安価で高性能なわなの通報システムなどの技術の開発・実用化。
- ・ ドローンを活用した有害鳥獣の監視・調査システムの開発。
- ・ 化学的防除技術の研究・開発。
- ・ 捕獲以外の手法として、個体数そのものを増やさないことを目的とした、避妊薬の投与等の繁殖抑制技術の開発。

4 自衛隊OB等の鳥獣被害防止活動への参加を促す広報・普及活動の充実について

- 捕獲従事者や農業従事者の減少や高齢化により、鳥獣被害防止対策が十分に実施できない状況が生じている。
- 国では、「鳥獣被害対策推進会議」を設置し、被害防止施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図ることとしている。また、県においても、自衛隊OBである隊友会員に向けたパンフレットの配付を依頼するなどの取組を行っているところである。
- 鳥獣被害防止対策の従事者の確保のためには、引き続き、自衛隊OB等に狩猟や鳥獣被害対策に対する理解を深めてもらい、鳥獣被害防止活動への参加を促す取組が必要である。

5 キョンの狩猟鳥獣への指定について

- キョンは、特定外来生物の指定を受けており、狩猟による個体数の減少等を懸念する必要はない。また、キョンの推定生息数は、平成30年度末には約37,700頭に達しており、狩猟鳥獣への指定を含めたあらゆる手段を用いて生息数を削減する必要がある。

- 平成29年1月30日に開催された中央環境審議会において、「平成29年度に狩猟鳥獣にすることは見送るが、キョンの封じ込めや根絶に向けた体制とその運用が確認された場合は、速やかに新規指定の検討を行う」ということで合意が得られた。
- これを受け、千葉県としては、平成30年に専門職員を採用し、捕獲体制の構築を図ってきており、併せて今年度は、次期防除実施計画の改定に向け、県環境審議会鳥獣部会キョン小委員会を開催し、キョンの狩猟鳥獣への指定について、改めて意見を伺う予定である。

6 外来生物への対策強化について

- 生態系等に係る被害を及ぼす外来生物は、「外来生物法」により特定外来生物に指定され、輸入や飼育等が禁止されている。
- 国内に生息する特定外来生物は、国が必要と認めたものについて、国により防除することとされているが、実態として防除の実施は、希少種の生息する島しょ部などの一部の地域に限られている。また、特定外来生物の中には移入初期段階での対応が遅れたことにより、生息数や生息地域が増加・拡大してしまい、防除が困難となった事例もある。
- 県では防除実施計画を策定し、主体となって防除を行っているところであるが、早期防除が重要であることから、以下のような対策が必要である。
 - ・ 国による特定外来生物の捕獲の強化及び自治体等が行う対策費用に対する支援の充実
 - ・ 特定外来生物を含む外来生物の生息状況の把握及び有効な捕獲手法の開発と普及
 - ・ 特定外来生物以外の外来生物の遺棄・放逐等に対する規制の創設などの規制強化

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

9 農林水産業の振興

(1) 力強い産地づくりのための支援

提案・要望先 農林水産省
県担当部局 農林水産部

【提案・要望事項名】

③ スマート農林水産業の普及促進と漁業における労働力不足への対応の強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 機械化やロボット技術・ICTの導入などによるスマート農林水産業の早期普及を図るため、低価格な関連機械の開発を促進するとともに、国庫補助事業の対象拡大や十分な予算の確保を行うことにより、労働力不足への対応を強化すること。
- 2 本県の漁業経営体の大部分を占める小型漁船漁業への新規漁業就業者を増加させるため、収入が不安定な就業直後の給付金制度を創設すること。

【直面している課題・背景】

1について

- 規模拡大による農林水産業の競争力強化の実現には、不足する労働力対策として省力のための機械化やロボット技術、ICTなどを活用したスマート農林水産業の早期の普及を図る必要がある。しかし、現在は「自動操舵トラクター」のような大規模農家を前提としたものや多機能なものが多く、導入コストが高いため導入の障壁となっており、低価格で、多くの農業者が活用できる機械の開発が必要である。
- スマート農業技術の開発・実証プロジェクト等の新規事業の創設や国庫補助事業におけるICTやロボット技術等の先端技術の導入への優先枠の設定などの支援が行われており、今後も、引き続き、導入に向け予算を十分に確保することでスマート農機等の利用拡大が推進可能となる。
- ノリ養殖業では、担い手の減少と高齢化が進んでいることから、省人・省力化を図るため、現在、共同利用での導入を進めている高速浸漬処理船を国庫補助事業の対象に加えると同時に、共同加工施設等の整備に係る予算を十分に確保する必要がある。

2について

- 千葉県では、総トン数10トン未満の小型漁船漁業が経営体の大部分を占めている。独立型漁業である小型漁船漁業では、就業直後の収入が不安定であることから、小型漁船漁業の就業者を増やすには、就業直後の経営を安定させるよう給付金制度を創設し、支援することが必要である。

【参考】 漁業経営体に占める小型漁船漁業の割合

(単位：経営体数)

	全体	小型漁船漁業 (割合)
平成 20 年	3,118	2,508 (80.4%)
平成 25 年	2,441	2,019 (82.7%)
平成 30 年	1,796	1,448 (80.6%)

※小型漁船漁業：総トン数10トン未満 (漁業センサス)

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

9 農林水産業の振興

(1) 力強い産地づくりのための支援

提案・要望先 農林水産省、国土交通省、環境省
県担当部局 農林水産部

【提案・要望事項名】 ④ 東京湾を「豊かな海」とするための取組の強化

【具体的な提案・要望内容】

- 1 東京湾における水生生物の生息環境を悪化させ、漁業に大きな負の影響を及ぼしている貧酸素水塊の解消に向けた取組を強化すること。
- 2 減少した魚介類を回復するため、水生生物の生息や産卵に適した覆砂等による底質改善や浅場造成等を行うこと。
- 3 マコガレイやアサリなどの魚介類が豊富に生息し、また、ノリ養殖を安定的に行うことができる豊かな東京湾の形成に向けた取組を進めること。

【直面している課題・背景】

1について

- 東京湾では、春から秋にかけて貧酸素水塊の形成が常態化・長期化し、青潮が毎年発生するなど、水域環境が悪化している。
- 本県でも湾内へ流入する汚濁負荷の削減を図ってきたところであるが、底層全体に広がる大規模な貧酸素水塊については、発生メカニズムの解明や対策の開発が十分とは言えない状況にあり、依然として底層の溶存酸素量等は改善の傾向を示すには至っていないため、この解消に向けた国の取組強化が必要である。

2について

- 産卵場の底質改善や生息場となる浅場の造成は、減少した魚介類の回復に有効とされており、県でも漁業者による取組支援等を継続してきたところであるが、魚介類は県域を越えて湾内を移動するため、国による広域的な取組が不可欠である。

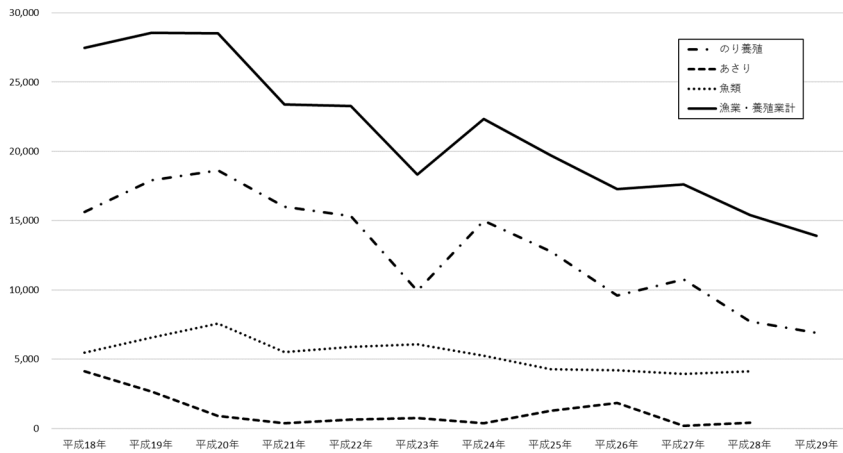
3について

- 東京湾の環境再生に向けて、国は東京湾再生推進会議を設置し、「江戸前」をはじめ多くの生物が生息する東京湾を目指した取組を進めている。

○ しかしながら、近年ではマコガレイやアサリなどの生産量が大きく減少しており、また、ノリ養殖では初春に栄養塩の不足による「色落ち」が発生するなど、富津市以北の東京湾漁業は大変厳しい状況にある。

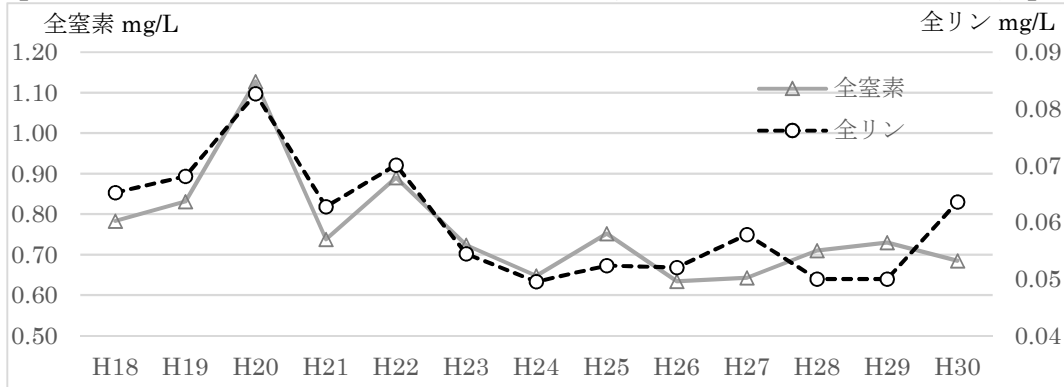
○ このため、「豊かな海」を目指す瀬戸内海等での取組も参考にして、生物の多様性や生産性が確保される豊かな東京湾の実現に向けた取組を、より一層推進していく必要がある。

【参考1：東京湾（浦安市～富津市）の漁業・養殖業生産量の推移】



資料：農林水産省 海面漁業生産統計調査（平成18年～平成29年）

【参考2：東京湾（内湾中央部）の全窒素、全リンの年平均濃度の推移】



令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

9 農林水産業の振興

(1) 力強い産地づくりのための支援

提案・要望先 農林水産省

県担当部局 農林水産部

【提案・要望事項名】 ⑤ CSFワクチン接種体制の見直し【新規】

【具体的な提案・要望内容】

家畜防疫員に任命されなくても、民間の獣医師が日常の診療業務の中でワクチン接種を実施できるよう、特段の措置を講じること。

【直面している課題・背景】

- 家畜伝染病予防法第6条及び同法第53条第3項の規定によると、予防的ワクチン接種を実施できるのは、当該都道府県の職員である獣医師の中から知事が任命した家畜防疫員に限られる。
- 今後も長期に渡ってワクチン接種を実施せざるを得ない状況の中で、常勤の県職員として獣医師を増員することは困難である。
- 産業動物分野の獣医師の絶対数が不足しているため、家畜防疫員の安定的な確保が困難となりかねない。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

9 農林水産業の振興

(2) 農林水産物、食品等の輸出に対する支援

提案・要望先 農林水産省
県担当部局 商工労働部、農林水産部

【提案・要望事項名】 農林水産物、食品等の輸出に対する支援

【具体的な提案・要望内容】

- 1 引き続き、日本から輸出される食品等に対する諸外国の規制等の状況を把握し、都道府県等に速やかに情報を提供すること。
- 2 依然として輸入規制を強化している諸外国に対して、食品等の安全性に関する正確な情報を十分に提供するとともに、科学的根拠に基づかない過剰な措置をとることがないように、引き続き働きかけを行うこと。

【直面している課題・背景】

- 日本から輸出される食品等に対する輸入規制については、令和元年度までに、香港やマカオ、EUなどで緩和され、要望に対する一定の成果が見られたものの、依然として、千葉県産の食品等の輸入を全面的に停止している国や、政府作成の放射性物質検査証明書の添付を求めている国、検査機関作成の検査レポートの添付を求めている国があり、県内食品関連企業、団体等の輸出にあたっての障害となっている。
- 本県が現在、重点的に交流等を推進している国・地域の一つである台湾では、平成27年5月に措置された千葉県を含む5県に対する食品（酒類を除く。）の輸入停止に加え、新たに42都道府県を対象として輸入規制を強化する措置がとられた中、平成30年11月には5県産の食品への輸入規制の継続是非を問う住民投票において「継続賛成」が多数を占めたことから、規制の解除が非常に困難な状況となっている。
- また、本県産農産物の輸出が進むタイでは、近年、梨やいちごなどの品目において同国側の植物検疫制度の変更などに伴い、青果物の選別・梱包施設に関する新たな規則が定められるといった状況にある。このような、諸外国における新たな規制や制度変更に対して、速やかな対応や産地への指導・支援が求められている。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

9 農林水産業の振興

(3) 国際的な経済連携における農林水産業への十分な配慮

提案・要望先 農林水産省
県担当部局 農林水産部

【提案・要望事項名】 国際的な経済連携における農林水産業への十分な配慮

【具体的な提案・要望内容】

- 1 国際的な経済連携に対する農林漁業者の将来への不安を払拭するため、交渉状況等を速やかに情報提供するとともに、諸外国との生産性格差を調整するための、必要な措置を確保すること。
- 2 農林水産業の国際競争力の強化を図るため、体質強化対策を継続的に実施すること。

【直面している課題・背景】

- 国際的な経済連携は、その交渉結果により、地域の基幹産業である農林水産物の価格低下などの影響が懸念され、県内の生産現場では、将来に対する不安感が大きく、十分な配慮が必要である。
- 既に発効されている「日米貿易協定」及び「TPP11」による、本県の農林水産業への影響額は、国の方法に準じて試算すると、最大約47億円の減少となる見込みであり、本県農林水産業への影響が懸念されている。

1について

- 令和元年11月に第3回東アジア地域包括的経済連携（RCEP）首脳会議が開催され、「2020年における署名のために15か国による法的精査を開始する」共同首脳声明が発出された。さらに、日中韓FTAなども、継続した交渉が実施されている。

2について

- 日米貿易協定に加え、TPP11、日EU・EPAの効果を最大限に活かすため、令和元年12月に「総合的なTPP等関連施策大綱」が改定されたが、引き続き十分な配慮が必要である。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

9 農林水産業の振興

(4) 水産資源の適切な管理

提案・要望先 農林水産省

県担当部局 農林水産部

【提案・要望事項名】

- ① T A C法に基づく太平洋クロマグロの漁獲管理に関する円滑な運用と支援策の充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 クロマグロの漁獲管理を適切かつ円滑に行うためには、沿岸漁業者の理解が重要であるため、漁業種類ごとの特性や魚群の来遊状況を十分考慮した漁獲枠の配分及び制度運用を図ること。
- 2 クロマグロ資源は増加傾向とされていることから、我が国の漁獲枠の増枠に向けて、国際委員会での交渉を強力に進めること。
- 3 漁獲枠を遵守するための休漁や再放流などにより、沿岸漁業者の経営への負担が増えていることから、十分な経営的支援を受けられるよう、支援策の更なる充実を図ること。

【直面している課題・背景】

- 太平洋クロマグロについては、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（いわゆるT A C法）に基づく数量管理が行われていることから、漁獲上限量が過去実績の半分となるなど沿岸漁業者の経営に影響が出ている。
漁業者からは、最近の漁獲実績等を踏まえた漁獲枠の配分、来遊状況による留保枠の柔軟な対応、国際交渉における漁獲枠の増加、共済制度の拡充では補てんできない収入分への支援の充実等の要望が出されている。

1について

- クロマグロの来遊を待って操業している本県沿岸漁業では、黒潮の影響等で大きく変化する来遊状況によって漁獲が左右されるが、来遊が多い時期に速やかに漁獲枠の追加配分や融通が行えるよう、手続きの簡素化が必要である。

2について

- 太平洋クロマグロの親魚資源量は2010年に底を打って以降、ゆっくりと回復しているとされており、漁業者は増枠を望んでいる。
我が国は、国際委員会において認められた漁獲枠の増枠を検討できる条件（暫定回復目標の達成確率が75%を上回ること）を満たす状況となったことから、昨年12月に開催された国際委員会で漁獲枠の増枠を提案したが認められなかった。

3について

- 沿岸漁業者は、漁獲枠の遵守のため、休漁や再放流による漁業操業の中断によって収入の機会を逸失していることに加え、資源が回復傾向にある中で再放流等の労力が増加するなど負担が増えているにもかかわらず、十分な支援を受けられていない。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

9 農林水産業の振興

(4) 水産資源の適切な管理

提案・要望先 農林水産省

県担当部局 農林水産部

【提案・要望事項名】② サンマ・サバなどの国際水産資源の管理強化

【具体的な提案・要望内容】

国際水産資源であるサンマ、サバ類及びカツオは本県における最も重要な漁獲対象種であるが、公海等での外国漁船による漁獲量が多いことから、引き続き関係国と共同で資源評価を行い、科学的根拠に基づく資源管理の強化を図ること。

【直面している課題・背景】

- サンマ、サバ類及びカツオは漁獲量が多く、本県における最も重要な漁獲対象種である。これらの漁獲量の低迷は、漁業だけでなく、水産加工業や観光業等への影響も懸念されるため、資源の安定確保が強く求められている。
サンマの漁獲量は令和元年に過去最低となり、サバ類（マサバ）資源は長年の低位・減少傾向から回復基調に転じたと評価されているものの実際の漁獲量は近年減少傾向であり、カツオの漁獲量は平成23年以降低位の状況が続いている。
- このため、サンマ、マサバは北太平洋漁業委員会（NPFC）、カツオは中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）において、漁獲量規制などの実効ある資源管理の措置に関する議論が行われており、日本も同機関に加盟し、資源の適切な管理と持続的利用のための活動に積極的に参画している。
しかしながら、日本の排他的経済水域に隣接する公海等において、外国漁船による国際水産資源の漁獲量が増加していることなどから、資源管理の強化を目指した関係国との合意に向け、日本の主導による国際交渉が必要とされている。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

10 活力ある県土の基盤づくり

(1) 首都圏中央連絡自動車道の建設推進

提案・要望先 国土交通省

県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】 首都圏中央連絡自動車道の建設推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 大栄から横芝間については、令和6年度の開通に向け、確実に事業を進めること。
- 2 県境から大栄間の4車線化については、令和6年度までの供用に向け、確実に事業を進めること。また、横芝・木更津東間については、早期に4車線化に着手し、一日も早く完成させること。
- 3 圏央道の利便性の向上や地域の活性化に大きく寄与する（仮称）かずさインターチェンジの早期整備を図るとともに、圏央道のストック効果を最大限発揮させるため、銚子連絡道路や長生グリーンラインなどインターチェンジへのアクセス道路が確実に整備されるよう必要な予算を確保すること。
- 4 （仮称）神崎パーキングエリアについては、令和6年度までの供用に向け確実に整備を進めるとともに、山武市域の休憩施設については、早期に計画の具体化を図ること。

【直面している課題・背景】

- 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）は、首都圏全体の交通の円滑化を図り、首都圏の各都市と成田空港などの拠点間を環状につなぎ、地方創生と地域経済の活性化を実現するとともに、国際競争力の強化や国土強靱化を図る上で、極めて重要な道路である。
- 圏央道は、全延長約300kmのうち約9割が開通しており、県内の観光入込客数の増加や、物流施設等の立地の進展など、経済に好循環をもたらすストック効果が表れている。本県の状況としては、県内区間95kmのうち、約8割にあたる76kmが開通しており、残る大栄から横芝間については、令和6年度の開通を目指し、平成30年3月には本体工事に着手するなど、確実に事業が進められているところである。

- 本県の圏央道の大部分の区間が暫定2車線で開通しており、対面交通の安全性や走行性、大規模災害時の対応などに課題があり、安全で円滑な交通の確保や防災力の向上を図るためにも、早期に4車線化に着手し、一日も早く完成させることが必要である。
- (仮称)かずさインターチェンジ及び銚子連絡道路や長生グリーンラインなどインターチェンジへのアクセス道路については、圏央道の全線開通や4車線化に伴う効果を県内に波及させるとともに地域の活性化に大きく寄与することから、確実に整備していく必要がある。
- 圏央道の千葉県区間における休憩施設については、令和2年3月19日に開催した、国、県、東日本高速道路株式会社で構成する「圏央道(千葉県区間)休憩施設調整会議」で、(仮称)神崎パーキングエリアは、圏央道の4車線化整備時期である2024年度までに整備すること、(仮称)神崎パーキングエリアから高滝湖パーキングエリアの間は、山武市域(松尾横芝IC～山武成東IC間)を候補箇所とすることを確認したところである。今後、高速道路を安全で快適に利用するためにも、これら休憩施設の早期整備が必要である。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

10 活力ある県土の基盤づくり

(2) 北千葉道路の早期整備

提案・要望先 国土交通省

県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】 北千葉道路の早期整備

【具体的な提案・要望内容】

- 1 国道464号の全線の直轄編入を図ること。
- 2 西側区間（小室IC以西）は、専用部と一般部の併設構造であり、専用部は直轄事業と有料事業の合併施行の計画として、令和3年度の新規事業化を図ること。
- 3 東側区間は、早期開通に向け十分な予算を確保するとともに、直轄施行区間については、引き続き4車線での整備を図ること。

【直面している課題・背景】

- 東京外かく環状道路と成田国際空港を最短で結び、沿線にある千葉ニュータウン、成田ニュータウンを連絡する道路である国道464号北千葉道路は、国際競争力の強化や周辺道路の渋滞緩和による物流等の効率化、災害時における緊急輸送道路の確保等に寄与し、地方創生と国土強靱化を実現する、千葉県のみならず、我が国にとって重要な道路である。
- 現在、全体区間約43kmのうち、約30kmが供用済みである。小室インターチェンジ以西の西側区間約15kmは、国、県、及び高速道路会社で組織される「千葉県道路協議会」において、自動車専用道路については、直轄事業と有料事業の合併施行の計画とする方針が確認された。平成30年1月からは、国の協力を得ながら、都市計画・環境アセスメントの手続きを進めており、令和2年2月に「都市計画案」と「環境影響評価準備書」を縦覧した。本年度中には必要な手続きを完了するよう進めているところであり、北千葉道路の重要性を踏まえ、その後速やかに、令和3年度から事業化する必要がある。
- 東側区間（印西市～成田市間）の13.5kmについては、国と分担して整備を進めている。国施行区間の成田市船形から押畑間約3.8kmが平成31年3月に開通したことにより、印西市若萩から成田市押畑までの9.8kmが暫定2車線で供用した。これに続く、県施行区間の成田市押畑から大山間約3.7kmについては、早期開通に向けて整備を推進しているところ

である。既に開通した区間においては、開通後の交通量が増加しており、今後成田国際空港の更なる機能強化の進展に伴い、交通需要の増加が見込まれることから、既に暫定2車線で供用している区間についても、引き続き4車線化を図る必要がある。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

10 活力ある県土の基盤づくり

(3) 第二東京湾岸道路を軸とした新たな規格の高い道路ネットワークの早期具体化

提案・要望先 国土交通省

県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】

第二東京湾岸道路を軸とした新たな規格の高い道路ネットワークの早期具体化

【具体的な提案・要望内容】

第二東京湾岸道路を軸とした新たな規格の高い道路ネットワークについては、早期に整備効果を発揮できるよう、外環道高谷ジャンクション周辺から蘇我インターチェンジ周辺ならびに市原インターチェンジ周辺までの湾岸部において、多車線の自動車専用道路として早期に計画の具体化を図ること。

【直面している課題・背景】

- 東京都と千葉県を結ぶ湾岸地域では、都心方面と千葉県を行き交う人・モノの流れが集中し、広範囲にわたり慢性的な交通渋滞が発生しており、この解消に取り組むことが重要である。
- 本県湾岸地域においては、商業施設や物流施設などが集中している市街地周辺において依然として慢性的な交通渋滞が発生しており、まずはこの解消が喫緊の課題となっている。
- また、今後も港湾機能の強化や物流施設の立地等の開発計画に伴う交通需要の増大が見込まれているところであり、こうした状況を踏まえ、湾岸地域のポテンシャルを十分発揮させ、我が国の国際競争力の強化や首都圏の生産性の向上、湾岸地域の更なる活性化のため、必要な規格の高い道路として、多車線の自動車専用道路の計画の具体化が必要である。
- 計画の具体化にあたっては、まずは早期に整備効果を発揮できるよう、外環道高谷ジャンクション周辺から蘇我インターチェンジ周辺ならびに市原インターチェンジ周辺までの湾岸部においてルートの検討を進める必要がある。
- 令和2年5月に、千葉県湾岸地区道路検討会において、沿線市の意見を踏まえ「千葉県湾岸地域における規格の高い道路計画の基本方針」が策定され、速やかに計画段階評価の手続きに着手することが確認されたところである。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

10 活力ある県土の基盤づくり

(4) 国道16号千葉柏道路の早期具体化

提案・要望先 国土交通省

県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】 国道16号千葉柏道路の早期具体化

【具体的な提案・要望内容】

国道16号の渋滞を解消するとともに、県北西部の生産性の向上や地域活性化のため、国道16号千葉柏道路の計画の早期具体化を図ること。

【直面している課題・背景】

- 東葛飾地域と千葉市内及び東京湾臨海部を連結する国道16号については、沿線に多くの工業団地や大型物流施設、商業施設が立地し、近年も大型物流施設や大型商業施設が相次いで開設しているとともに、平成30年6月の外環道千葉県区間の開通後においても、大型車混入率も高く広範囲にわたり渋滞が発生している。
- 国道16号千葉柏道路は、県北西部における広域的な道路ネットワークを構築し、国道16号の渋滞を解消するとともに、配送時間の短縮・定時性の確保による物流の生産性の向上や沿線地域への企業立地の進展など、県北西部のさらなる発展に大きく寄与することから、計画の早期具体化が必要である。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

10 活力ある県土の基盤づくり

(5) 高規格幹線道路等のネットワーク機能の充実

提案・要望先 国土交通省

県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】 高規格幹線道路等のネットワーク機能の充実

【具体的な提案・要望内容】

1 東京外かく環状道路の建設推進

(1) 東京外かく環状道路の京葉道路との接続部である京葉ジャンクションについては、京葉道路千葉方面と外環道高谷方面とを連絡するランプの整備を進め、早期にフルジャンクション化を図ること。また、外環道を完全な環状道路とし、東京湾アクアラインと一体となって、その機能を十分発揮させるため、東名高速道路から湾岸道路間の計画の早期具体化を図ること。

(2) 外環道の開通に伴う周辺環境の状況を把握し、必要に応じて適切な対策を講じる等、環境の保全に努め、本道路と密接に関連するまちづくりのための道路、河川、下水道等の事業を着実に推進できるよう、予算の確保を図ること。

2 富津館山道路等の4車線化

(1) 南房総地域の交流や連携の強化を図るため、富津館山道路の早期4車線化を図ること。

(2) 富津館山道路の終点部である富浦インターチェンジから館山市内までの国道127号については、安房地域における地域防災力強化のため、道路ネットワークの強化が必要なことから、ボトルネックとなっている館富トンネルを含む延長約1キロメートル区間の4車線化について、早期に工事に着手すること。

3 京葉道路の渋滞対策の推進

渋滞の著しい京葉道路については、車線運用の見直しによる対策工事を早期に完成させるとともに、貝塚トンネル付近の車線追加による抜本的な対策について、調査・設計を進め、早期に工事に着手すること。

4 東京湾岸道路の整備推進

- (1) 東京湾岸道路を構成する国道357号については、塩浜立体及び船橋市域の渋滞対策のための事業を推進すること。
- (2) 東京湾岸道路の千葉地区専用部や未整備区間について、計画の早期具体化を図ること。

5 国道51号の整備推進

事業中である北千葉拡幅、成田拡幅、大栄拡幅の早期整備を図ること。

6 銚子連絡道路や長生グリーンラインなどの幹線道路網の整備促進

圏央道などの広域的な幹線道路ネットワークの整備効果を県内各地に波及させるため、銚子連絡道路や長生グリーンラインなど広域的な幹線道路から県内各地域にアクセスする道路の整備に必要な予算の確保を図ること。

7 重要物流道路に係る地方公共団体への支援等

重要物流道路及びその代替・補完路の事業中・計画中を含めた今後の指定にあたり、地方の意見を十分に反映するとともに、これらに該当する地方管理道路において、機能強化及び整備促進のための支援や必要な財源を確保すること。

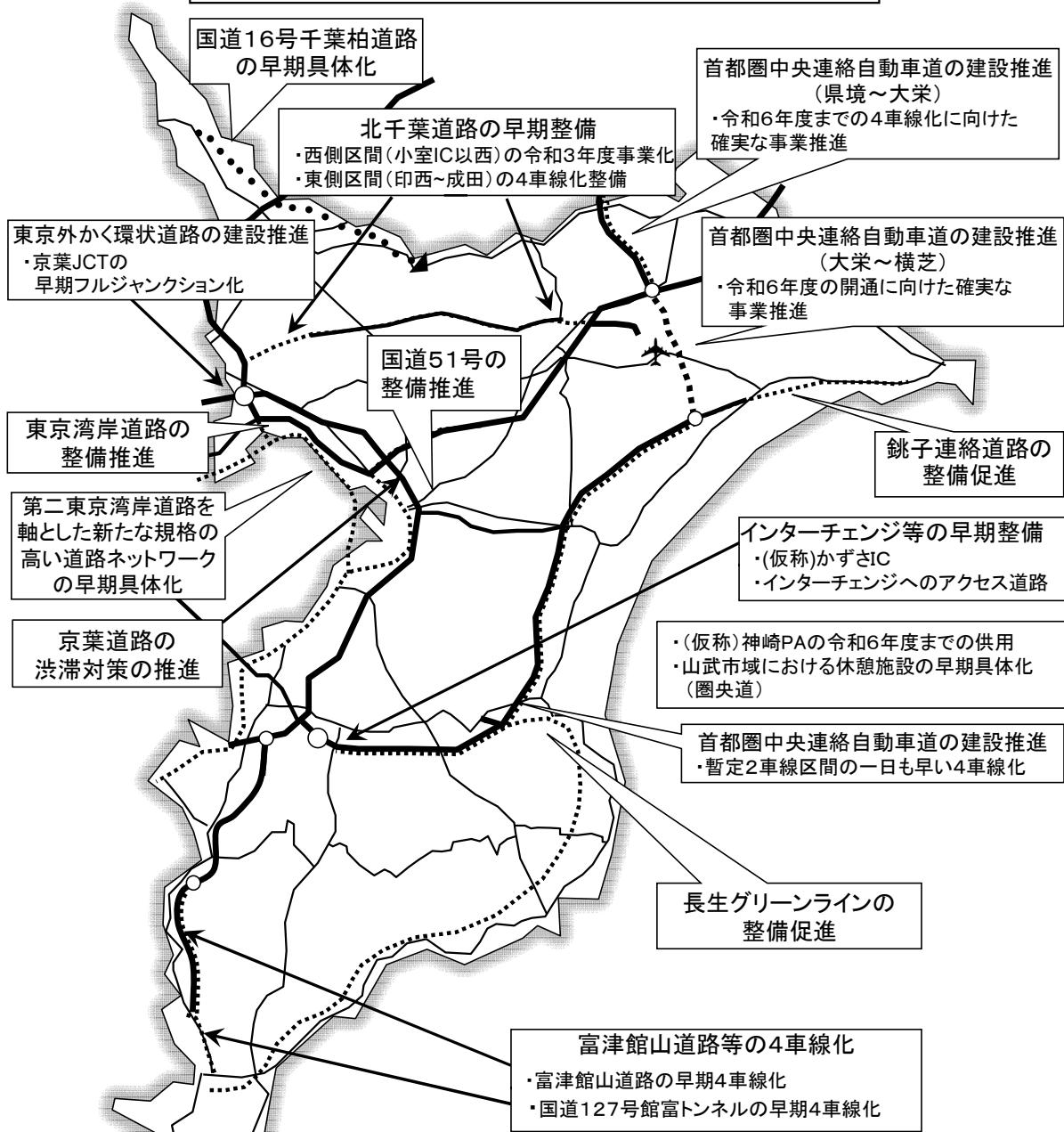
【直面している課題・背景】

- 東京外かく環状道路と京葉道路を接続する、京葉ジャンクションが未完成であり、早期にフルジャンクション化を実現する必要がある。また、東名高速道路から湾岸道路間については、東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会において検討が進められており、計画の早期具体化が必要である。
- 富津館山道路は、対面交通の2車線区間であるため、観光シーズンや休日等において渋滞が頻発しており、令和2年3月に館山自動車道が4車線化され、交通量の増加により、さらなる渋滞が懸念される。平成31年3月には、富津竹岡インターチェンジから富津金谷インターチェンジ間の一部区間で、付加車線の設置が決定し、令和元年9月には国が公表した「高速道路における安全・安心基本計画」において、全線が4車線化の優先整備区間に選定されている。今後、切迫する巨大地震、激甚化する気象災害等に対応するためにも、緊急輸送道路としての機能強化が必要不可欠である。

- 国道127号の現在2車線の館富トンネルを含む約1km区間は、令和2年3月に開催された国道127号防災対策検討委員会において、4車線化を早期に着手していくとされ、令和2年度から事業化されたところである。安房地域への支援物資輸送、館山港と連携した緊急輸送ネットワークとして、国道127号が重要な役割を担っていることから早期の4車線化が必要である。
- 京葉道路の渋滞対策については、これまで千葉県湾岸地域渋滞ボトルネック検討ワーキンググループにおいて、特に渋滞の著しい渋滞箇所が特定され、車線運用の見直しなどの対策が示され、工事が進められているところである。また、貝塚トンネルについては、円滑な交通確保に向け、車線追加などの抜本的な対策について、調査・設計を進め、早期に工事に着手する必要がある。
- 湾岸地域においては、東京湾岸道路の一部をなす国道357号において、渋滞緩和を目的に交差点改良等が進められているが、いまだ渋滞は解消されておらず、塩浜立体事業や、船橋市域の渋滞対策を進めるとともに東京湾岸道路（千葉地区専用部）の計画の具体化を図る必要がある。また、東京湾アクアライン着岸地周辺地域における、より一層の交通の円滑化を図るため、東京湾岸道路の未整備区間となっている袖ヶ浦市から木更津市間などについて計画の早期具体化を図る必要がある。
- 一般国道51号は、一部区間で4車線化が図られ、交通環境が大きく改善しているが、2車線の区間については通勤時間帯を中心とした慢性的な交通渋滞が発生している。また、緊急輸送路道路の1次路線に指定されており、令和元年の一連の台風、大雨時には、災害時の円滑な物資輸送や救援活動の支援ルートとして国道51号の重要性が改めて認識されたところであり、事業中区間の早期整備が必要である。
- 県内外とのスムーズな人・モノの流れを強化し、地方創生と国土強靱化を実現するため、地域の交流と連携を支える高規格幹線道路等の広域的な幹線道路ネットワークを形成する道路の整備に努めるとともに、これらの整備効果を県内全域に波及させるため、各地域へアクセスする銚子連絡道路や長生グリーンラインなどの地域高規格道路や国道・県道の整備を進めているところである。
- 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、平成30年3月の道路法改正において、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として、指定し、国際海上コンテナ車（40ft 背高）の特車通行許可を不要とする措置の導入や災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行する制度が創設された。平成31年4月には、供用中の道路（千葉県分：重要物流道

路762km、代替・補完路574km)が指定されたところである。今後は、事業中・計画中を含めて重要物流道路の指定を行う予定とされている。

高規格幹線道路等のネットワーク機能の充実



令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

10 活力ある県土の基盤づくり

(6) 千葉港港湾計画に基づく埠頭再編等の推進

提案・要望先 国土交通省

県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】千葉港港湾計画に基づく埠頭再編等の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 港湾計画に基づく埠頭再編に必要な直轄事業施設について、整備を促進すること。
- 2 地域防災力強化及び被災による県内経済活動への影響を最小限とするため、耐震強化岸壁（緊急物資輸送用・幹線貨物輸送用）の整備を促進すること。
- 3 埠頭再編にあたり県が実施する防波堤や物揚場等の整備に必要な予算を十分確保すること。

【直面している課題・背景】

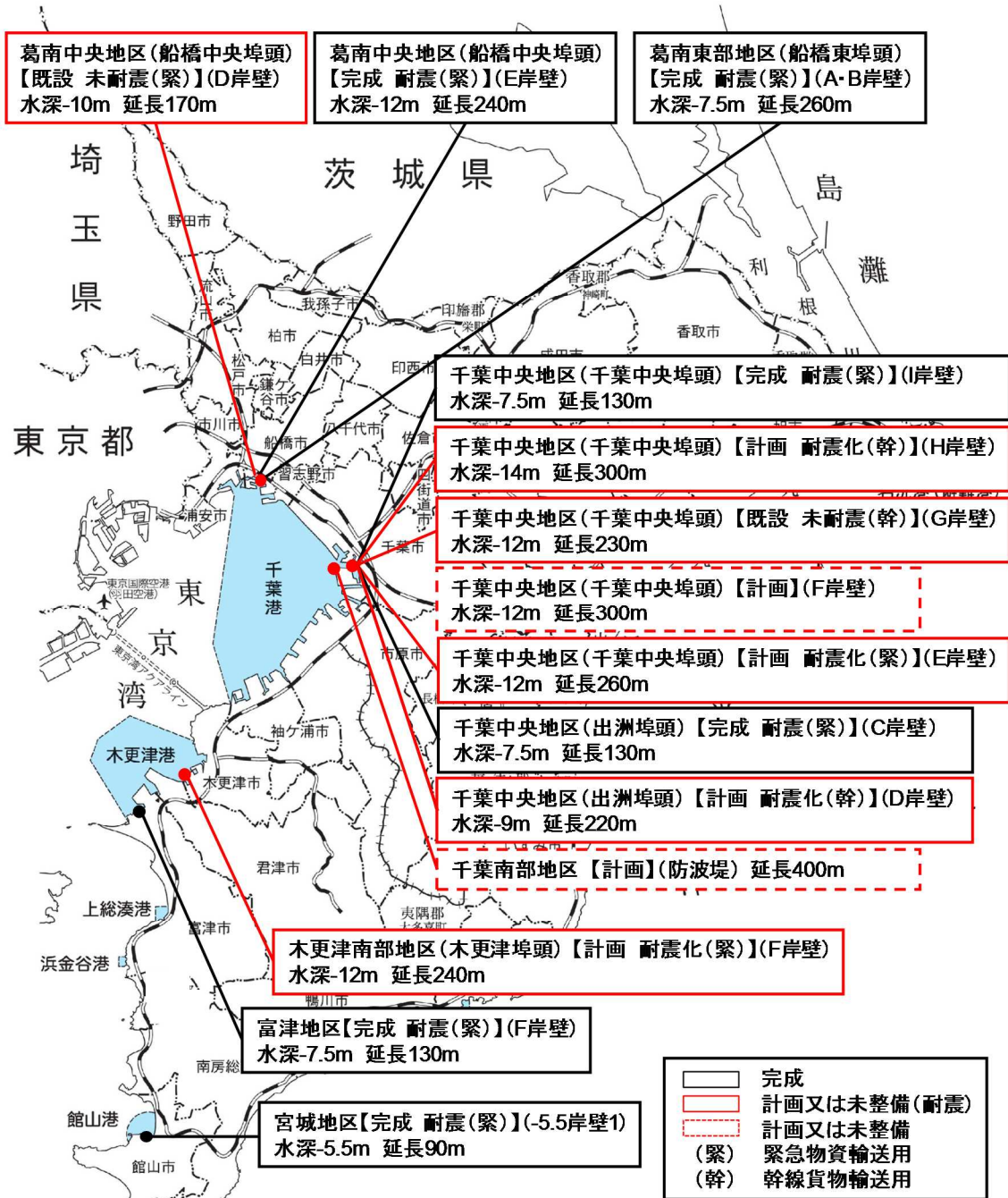
- 千葉中央地区では、コンテナ、完成自動車、一般貨物、RORO 貨物を扱っているが、各船舶が利用する岸壁や荷捌き地の配置が混在しており、非効率な荷役が行われている。
- 船舶の大型化も進んでおり、隣接する岸壁にはみ出て係留するなどバース延長の不足が問題となっており、大型化する船舶に対応したバース延長や水深の確保が必要となっている。
- また、現状のコンテナ取扱量に対し、年間取扱能力の上限に達している状況からコンテナターミナルのヤードが不足しており、コンテナ専用のシャーシ置場のバンプールなどが物揚場背後を利用せざるをえない状況にある。
- これらの問題や課題を解消するための埠頭再編に向けて、平成30年11月に千葉港港湾計画改訂を行い、事業化に向けた調整を関係機関や利用者とすでに実施しているところである。
- 埠頭再編において、計画に位置付けられている港湾施設のうち、大規模で高度な技術を要する大水深岸壁等の施設については、今年度その一部が国による直轄事業化がなされたところであるが、残る施設についても国による早期整備が必要である。

- さらに、首都直下地震等の切迫性が指摘されている中、特に膨大な人口を抱える首都圏では、大規模地震発生時に緊急物資等の輸送や物流機能の確保に資する「耐震強化岸壁」の整備が急務であり、本県では、千葉港に耐震強化岸壁10バース、木更津港では耐震強化岸壁2バースが位置付けられている。
- 千葉港及び木更津港の耐震強化岸壁12バースのうち、6バースが未整備であり、切迫する大規模地震の被災による経済活動等への影響を最小限とするため、直轄事業施設として早急な整備が必要である。
- 埠頭再編にあたり県が実施する防波堤や物揚場等の整備についても、直轄事業施設の整備と同時に進めていくことから、予算の確保が必要である。

【参考】千葉港港湾計画改訂に基づく埠頭再編内容



【参考】県内港湾における直轄化事業の整備状況



令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

10 活力ある県土の基盤づくり

(7) 社会資本整備の推進と適正な維持管理

提案・要望先 国土交通省

県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】

① 地域の活力向上のための道路整備や交通安全対策等の充実

【具体的な提案・要望内容】

- 1 都市部や観光地における交通渋滞の改善、成田空港をはじめとする国際的な拠点などへのアクセス向上や救急医療機関への移動時間の短縮等に資する道路の整備を推進するため、予算の確保を図ること。
- 2 通学路における児童等の安全を確保するとともに、子どもや高齢者や障がい者など誰もが安全に安心して通行できるよう利用者の視点に立った歩道の整備や自転車走行環境の改善、ガードレール・ポールの設置を含めた交差点改良等の交通安全対策について、安定的な予算の確保を図ること。
- 3 予防保全を含む道路の老朽化対策に必要な予算を社会資本整備とは別枠で確保するとともに、効果的・効率的な点検を実施するため、点検に関する新技術の開発などを推進すること。

【直面している課題・背景】

- 県民生活の利便性向上を図り、道路交通の安全・安心を確保するとともに、県内経済の活性化や観光振興につなげるため、県では、銚子連絡道路、長生グリーンラインなどの県内各地域にアクセスする道路や、地域に密着した道路の整備を進めているところである。

都市部や観光地における交通渋滞の改善、成田空港や千葉港等へのアクセス性の向上、救急医療機関への移動時間の短縮などが喫緊の課題となっていることから、市町村道も含めた必要な道路を整備することなどにより、交通円滑化による生産性の向上や経済に好循環をもたらすストック効果を早期に発現させることが重要である。

- 昨春、他県で発生した未就学児が死傷する痛ましい交通事故を踏まえ、県では未就学児の移動経路の緊急点検を行い、その結果を踏まえた安全対策が急務となっている。また、通学路の交通安全対策、高齢者や障がい者に配慮したバリアフリー対策など、引続き千葉県内の交通安全環境の改善に向けた取組が必要となっている。

- 高度経済成長期に建設された道路施設の老朽化対策については、国土強靱化の実現に向け緊急に対応していく必要があり、計画的な修繕を行うため、施設ごとに長寿命化修繕計画を策定し修繕を実施しているところであるが、厳しい財政状況や技術者不足に直面している。計画的な修繕には、人・技術力不足を補うための制度や生産性の向上を目的とした新技術の開発が引続き必要である。

- 令和2年度から、橋梁、トンネル及び道路付属物については、計画的かつ集中的な支援を実施するため、個別補助制度が創設された。今後、高度経済成長期に建設された道路施設の高齢化が急速に進行し、早期に措置を講ずるべき施設が継続的に発生することとなる。このため、これらの施設に適切に対応し、予防保全型の老朽化対策に早期に移行するためには、別枠で予算を確保する必要がある。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

10 活力ある県土の基盤づくり

(7) 社会資本整備の推進と適正な維持管理

提案・要望先 国土交通省

県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】 ② 連続立体交差事業の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 連続立体交差事業の計画的かつ円滑な事業推進を図るため、必要な予算を確保すること。
- 2 連続立体交差事業のストック効果を最大化させるため、関連街路等の整備に必要な予算についてより一層拡大すること。

【直面している課題・背景】

- 千葉県では、東武野田線野田市駅付近、新京成線新鎌ヶ谷駅付近において連続立体交差事業を進めている。東武野田線については、高架橋工事が概ね完了し、現在、駅舎工事や軌道工事を進めているところであり、引き続き、早期の高架化に向けて残る電気工事等を遅れることなく進めていく必要がある。新京成線については、令和元年12月に全線の高架化が完了し、引き続き、駅前広場の整備や交差する街路事業と一体的に側道工事等を実施していく必要がある。
- 今後も計画的かつ円滑な事業推進を図るため、事業費を継続的に確保していくことが必要である。
- 野田市や鎌ヶ谷市では、連続立体交差事業の効果を最大限発揮させるため、駅前広場や接続する都市計画道路の整備を進めており、連続立体交差事業に遅れることなく一体的にこれらの事業を進めていくには、予算の一層の拡大が必要である。

【参考：県内連続立体交差事業】

ア 東武野田連続立体交差事業（野田市）

- ・事業区間 東武野田線（清水公園駅～梅郷駅間）
- ・事業延長 2, 905 m
- ・供用予定 令和3～令和5年度高架化予定
- ・除去踏切数 11箇所
- ・高架化される駅 愛宕駅、野田市駅
- ・総事業費 約353億円

イ 新京成線連続立体交差事業（鎌ヶ谷市）

- ・事業区間 新京成線（鎌ヶ谷大仏駅～くぬぎ山駅間）
- ・事業延長 3, 257 m
- ・供用予定 令和元年12月1日 全線高架化
- ・除去踏切数 12箇所
- ・高架化される駅 初富駅、新鎌ヶ谷駅、北初富駅
- ・総事業費 約495億円

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

10 活力ある県土の基盤づくり

(7) 社会資本整備の推進と適正な維持管理

提案・要望先 国土交通省

県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】③ 河川管理施設の適正な維持管理・更新の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 排水機場等河川管理施設の適正な維持管理、更新のための安定した予算確保を図るとともに、補助事業採択基準の引き下げ、国費率の引き上げ等、費用負担の軽減を図ること。
- 2 水防上重要な堤防や護岸等の河川管理施設及び河道の点検、維持修繕について、財政支援を講じること。

【直面している課題・背景】

- 県で管理している排水機場、水門等は、人口が集中する北西部に多く、半数程度の施設は、既に耐用年数を超過している状況である。排水機場等に機能障害が生じた場合には、洪水や浸水等、甚大な被害が生じることから、維持管理及び更新を適正に実施する必要があるが、既に老朽化した施設が多いことから、今後、維持管理及び更新に要する費用の増大が懸念される。国では、県において長寿命化計画を策定したもので、延命化に必要な費用が概ね4億円以上である排水機場等を補助対象要件に、特定構造物改築事業として延命化事業を実施しているが、補助対象とならない比較的小規模な施設も多く、維持管理費の確保が課題となっており、財政支援が必要である。
- 平成25年12月に河川法が一部改正され、河川管理施設等の維持又は修繕の義務の明確化されたこと、法改正に伴い施行令が一部改正され、河川管理施設等の点検を適切な時期に目視によって行うこと等が明確化されたことなどから、施設の点検や維持修繕等を適切に実施する必要があるが、費用の確保が課題となっており、財政支援が必要である。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

10 活力ある県土の基盤づくり

(7) 社会資本整備の推進と適正な維持管理

提案・要望先 国土交通省
県担当部局 県土整備部、農林水産部

【提案・要望事項名】④ 利根川及び江戸川の治水対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 安全な県土の形成のため、人口が集中する東葛飾・葛南地域における江戸川の堤防整備等を進めるとともに、利根川下流部における河道掘削及び無堤区間の築堤工事を積極的に推進すること。
- 2 利根川河口部での津波対策及び印旛沼を調節池として活用した放水路について「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」に位置付けを行い、必要となる整備を実施すること。
- 3 印旛沼流域全体の治水安全度の向上のため、排水流路となる長門川及び印旛放水路の着実な改修に向け、必要な予算を措置すること。併せて印旛沼から利根川、東京湾へ排水する印旛機場、大和田機場の排水能力増強を検討すること。

【直面している課題・背景】

- 平成27年9月の関東・東北豪雨では鬼怒川の堤防が決壊し、広範囲の浸水、家屋の倒壊・流出など、甚大な被害が発生した。また、令和元年東日本台風では利根川の複数地点で氾濫危険水位を上回る水位を観測した。このことから、利根川と江戸川に接する千葉県にとって、堤防整備は喫緊の課題である。
- 利根川及び江戸川の直轄河川工事については、平成25年5月に国が策定（平成29年9月一部変更）した「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」に基づき堤防整備等を進めている。
- 江戸川については、堤防の断面が不足している箇所があり、段階的に整備を実施しているが、東京都及び埼玉県側（右岸側）に比べ、千葉県側（左岸側）の整備の遅れが懸念されている。
- 利根川の千葉県区間については、流下能力を確保するための河道掘削及び無堤区間における築堤工事を実施しているが、整備が完了するまで概ね20～30年の期間を要する見込みである。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

10 活力ある県土の基盤づくり

(7) 社会資本整備の推進と適正な維持管理

提案・要望先 国土交通省
県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】⑤ 社会資本の整備や老朽化対策等の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 社会資本の整備及び施設の老朽化対策等を着実に進めるため、必要な公共事業予算を安定的・持続的に確保すること。
また、近年激甚化している災害を踏まえ、平成30年度より「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が集中的に実施されているところであるが、令和3年度以降も、大規模自然災害から生命・財産を守り、防災上必要である重要インフラ等の機能強化を図るため、防災・減災、国土強靱化対策に必要な事業予算を継続的・計画的に別枠で確保するとともに、対象事業の拡大を図ること。
- 2 社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金、公共施設等適正管理事業債など、制度をより一層拡充し、地方への財政支援の充実を図ること。

【直面している課題・背景】

- 千葉県ではこれまでの公共投資により、物流施設の立地など、民間の投資が拡大され、新たな雇用が創出されるなどのストック効果が着実に現れてきているものの、その効果を更に広く県内へ波及させていくために必要な国県道や、安全安心な生活を支える河川や港湾、公園などの社会資本整備はいまだ十分ではない状況であり、引き続き、生産性の向上を導くストック効果の高い公共投資が必要である。
- さらに、全国的に高度経済成長期に建設された道路、河川、港湾、公園、下水道などの社会資本の老朽化が急速に進んでいる中、千葉県においても、施設ごとに長寿命化計画を策定し、事後的な修繕・更新から予防的な修繕への転換に取り組んでいるところであるが、今後、予防保全型の老朽化対策に早期に移行するためには、必要な予算が大きく増大する。
- 平成30年12月14日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」でも示されているとおり、豪雨、高潮、暴風、波浪、地震など近年頻発する大規模自然災害に備えた、防災・減災、国土強靱化は一層重要性が増しており、喫緊の課題となっている。

当該緊急対策は、令和2年度で終了予定であるが、今後も引き続き、社会資本整備の推進とともに強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進める必要がある。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

10 活力ある県土の基盤づくり

(8) 九十九里浜における侵食対策の推進

提案・要望先 国土交通省
県担当部局 県土整備部

【提案・要望事項名】 九十九里浜における侵食対策の推進

【具体的な提案・要望内容】

九十九里浜の侵食対策は、防護・利用・環境の観点から国土保全上特に重要なものである。九十九里浜全域（60 km）の海岸保全施設の整備や養浜など侵食対策に対して、一層の推進のための予算の確保を図ること。

また、整備が広範囲にわたり、事業規模が大きいことから、国による直轄事業の必要性の検討を行うこと。

【直面している課題・背景】

- 九十九里浜（60 km）では、沿岸漂砂の減少等により海岸侵食が進み、越波等に対する防護レベルの低下や、砂浜喪失による海水浴場の閉鎖、動植物の生息環境の喪失など、防護・利用・環境の面で深刻な影響が出ている。
- 特に、南九十九里浜（片貝海岸（九十九里町）～一宮海岸（一宮町））では、近年は台風に伴う波浪等により、各所で大規模な浜崖が発生するなど、著しい砂の流出による防護レベルの脆弱化が進み、さらに、海浜空間の消失により地域の活力が低下している。
- このため、平成21年に南九十九里浜沿岸の市町村等により「南九十九里浜保全対策協議会」が設立され、海岸侵食対策等について要望を実施してきたところである。
- しかしながら、これまで進めてきた事業区間以外においても侵食が拡大してきたことから、沿岸9市町村長などから構成される「九十九里浜侵食対策検討会議」において、九十九里浜全域を対象とした対策の検討を進め、侵食対策の目標や対策手法について合意を得て、侵食対策計画をとりまとめたところであるが、その整備が広範囲にわたり、事業規模が大きい。

【参考：九十九里浜の侵食状況】

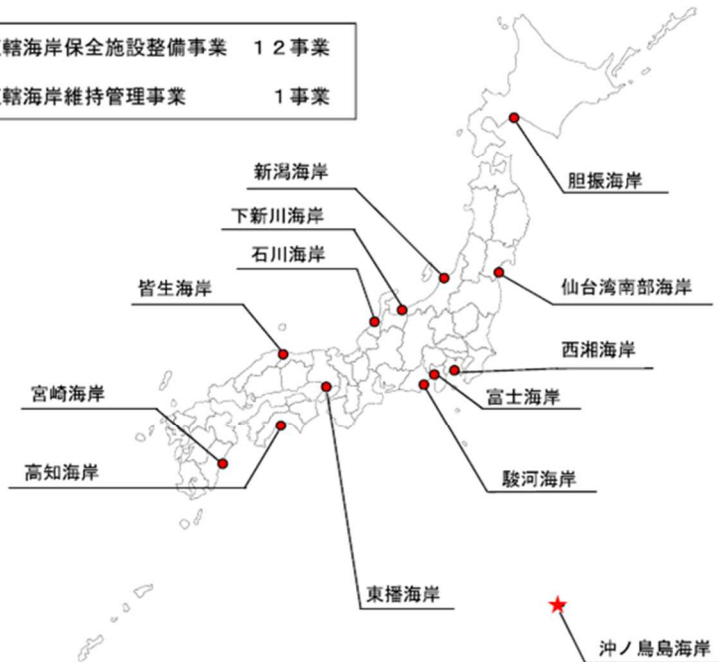


○直轄事業化に係る要件（国資料）

直轄海岸事業(水管理・国土保全局所管)

直轄海岸位置図（国土交通省水管理・国土保全局）

- ：直轄海岸保全施設整備事業 12事業
- ★：直轄海岸維持管理事業 1事業



○海岸法 第6条

以下に該当する場合において、海岸管理者に代わって海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事を実施することができる。

- 1 工事の規模が著しく大であるとき
- 2 工事が高度の技術力を必要とするとき
- 3 高度の機械力を使用して実施する必要があるとき
- 4 都府県の区域の境界に係るとき

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

10 活力ある県土の基盤づくり

(9) 水道事業の統合・広域連携の推進に向けた支援の拡充について

提案・要望先 総務省、厚生労働省
県担当部局 総合企画部

【提案・要望事項名】

水道事業の統合・広域連携の推進に向けた支援の拡充について

【具体的な提案・要望内容】

・生活基盤施設耐震化等交付金（水道事業運営基盤強化推進事業）について、下記2点の見直し等をお願いしたい。

ア 広域化事業（広域化により統合元の人材・経営能力を活用して実施できる施設・設備整備）について「給水人口10万人以下の統合先」との要件があるが、給水人口が多くとも、区域が広範囲に及ぶことから、10万人以下の事業体と同様に経営基盤が脆弱な事業体もある。

については、当該要件の撤廃や給水区域に応じた要件を加味するなど、見直しをしていただきたい。

イ 水道施設共同化事業に係る「将来的に事業統合又は経営の一体化を行う方針が明示されていること」の要件について、直ちに事業統合等を行うことが困難なことから、施設の共同化等の広域連携から段階を踏んで検討を進める団体は、交付金の対象とならない。

については、上記方針の明示のない広域連携についても、統合に向けた段階的な支援策として、交付金の対象としていただきたい。

【直面している課題・背景】

・生活基盤施設耐震化等交付金に係る採択要件の緩和について

ア 水道事業運営基盤強化推進事業の広域化事業における対象事業のうち、「広域化により統合元の人材・経営能力を活用して実施できる施設・設備整備」については、「対象事業体は、給水人口概ね10万人以下の統合先、対象事業費は、統合先が過去5年間に行った建設投資額の平均を上回る額」とされ、対象事業体等が限定されている。

現在、千葉県内で検討されている末端給水事業体の統合のうち、4事業体での統合を検討している地域では、給水人口が10万人を超えているものの、その区域が広範囲に及ぶこと等により、管路の法定耐用年数経過比率が非常に高くなるなど、経営基盤が脆弱な事業体がある。

それにも関わらず、当該事業体が交付金の対象から外れてしまうため、統合に係る十分なインセンティブが働かず、協議が難航している状況が続いている。

については、「給水人口概ね10万人以下の統合先」とする要件の撤廃や給水区域に応じた条件を加味するなど、要件の見直しをしていただきたい。

イ 本県では、地域内の事業体間の格差が大きく、直ちに統合が困難な地域については、まずは、施設の共同化等の広域連携から検討をスタートさせ、次に統合の段階に進めるよう取り組んでいるところである。

こうした中、水道施設共同化事業においては、「将来的に事業統合又は経営の一体化を行う方針が明示されていること」が要件となっているため、広域連携による施設の共同化を行っても、交付金の対象とならないことから、インセンティブが働かず、将来的な統合に向けた第一歩が踏み出せない状況となることが懸念される。

については、上記方針の明示のない広域連携についても、統合に向けた段階的な支援策として、交付金の対象としていただきたい。

※なお、水道施設共同化事業については、広域化事業と異なり、「運営基盤強化事業」の対象とならないことから統合と広域連携との差別化を図ることもできる。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

10 活力ある県土の基盤づくり

(10) 公共交通機関の充実・確保

提案・要望先 国土交通省

県担当部局 総合企画部

【提案・要望事項名】

① J R 京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線との相互直通運転の実現及び J R 京葉線の輸送力増強

【具体的な提案・要望内容】

- 1 J R 京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線との相互直通運転が実現するよう、J R 東日本と東京臨海高速鉄道との協議の加速化や乗車経路の判別技術の開発などに取り組むこと。
- 2 J R 京葉線の一部区間の複々線化等の輸送力増強について促進すること。

【直面している課題・背景】

- J R 京葉線とりんかい線の相互直通運転は、東京ディズニーリゾートや幕張メッセなどの大型集客施設や宿泊施設等が多数立地する東京湾岸地域の一体的な産業・観光の発展ばかりでなく、南房総・九十九里地域における通勤圏の拡大、産業や観光の振興、まちづくり等にとっても重要である。
- また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、競技会場や宿泊施設が集中する東京臨海部と幕張メッセ間の観客の輸送対策という観点から、有効な手段である。
- しかしながら、両路線は、新木場駅の蘇我寄りで線路が接続されているものの、乗車経路が判別できないことによる運賃配分等の課題があるため、相互直通運転が実施されていない。
- また、J R 京葉線の朝ラッシュ時は混雑率が高く、混雑緩和を図る必要があることや、同時時間帯にりんかい線直通列車を運行した場合、東京駅方面への列車本数を削減せざるを得ないこと、などの課題があることから、一部区間の複々線化等の輸送力増強にも取り組む必要がある。
- 「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」（平成28年4月20日 交通政策審議会答申）においては、「羽田空港アクセス線の新設及び京葉線・りんかい線相互直通運転化」が国際競争力の強化に資する鉄道

ネットワークのプロジェクトとして位置付けられている。また、平成30年7月にJR東日本が策定したグループ経営ビジョン「変革2027」においても、りんかい線を経由する臨海部ルートを含む羽田空港アクセス線構想の推進が掲げられていることから、これらの新線建設の推進に合わせて、京葉線とりんかい線の相互直通運転についても実現に向けて取り組んでいただきたい。

(※) 羽田空港アクセス線構想の計画ルートである「東山手ルート」「西山手ルート」「臨海部ルート」の3ルートのうち、「東山手ルート」については、JR東日本が2019年5月15日に環境影響評価手続きに着手している。

【参考】

・京葉線・りんかい線路線図



・羽田空港アクセス線 (出典：平成 28 年 4 月 20 日交通政策審議会答申)



令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

10 活力ある県土の基盤づくり

(10) 公共交通機関の充実・確保

提案・要望先 国土交通省

県担当部局 総合企画部

【提案・要望事項名】

② 東葉高速鉄道・北総鉄道の経営安定化に向けた支援の充実

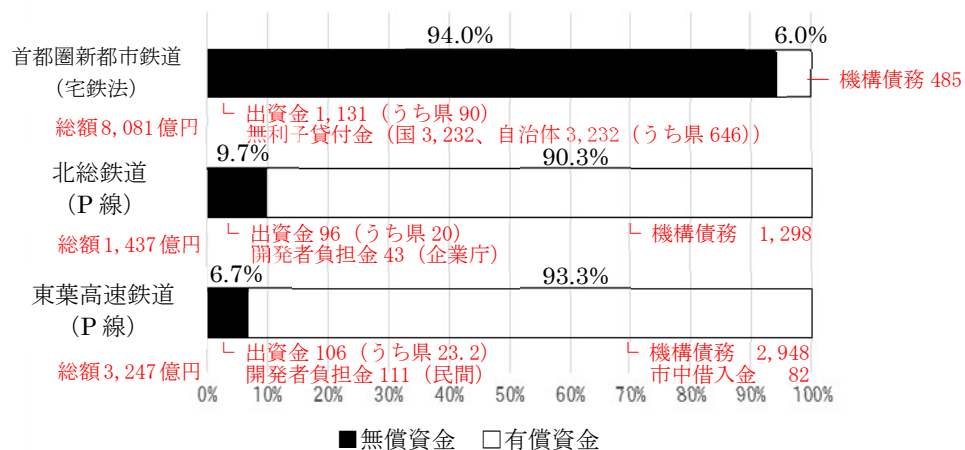
【具体的な提案・要望内容】

東葉高速鉄道及び北総鉄道の経営安定化を図るため、鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する多額の長期債務の縮減や利払いの軽減など、各年の元利償還金の更なる軽減措置を講じること。

【直面している課題・背景】

- 東葉高速鉄道及び北総鉄道は、建設費の増大により、鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する多額の長期債務を抱えており、開業以来、その償還が経営を圧迫する厳しい状況が続いている。
- このことは、両鉄道の建設当時、後につくばエクスプレス等で採用された建設費の大半が無償資金で充てられるような制度がなく、財政投融资等の有償資金を中心とするP線方式を両鉄道が採用せざるを得なかったことが大きく影響している。
- こうした中で、県では、沿線自治体等と連携し、多額の追加出資等、様々な経営支援策を実施するほか、沿線開発による需要増のための取組みに努めてきた。
- しかしながら、両鉄道の経営は、依然として金利の動向に大きく左右されるなど、非常に脆弱な状態が続いており、会社の経営安定化を図るためには、機構に対する長期債務の負担軽減や利払いの軽減などの根本的な対策が必要不可欠である。

【参考】各鉄道の建設費に占める無償資金の割合について



令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

10 活力ある県土の基盤づくり

(10) 公共交通機関の充実・確保

提案・要望先 国土交通省

県担当部局 総合企画部

【提案・要望事項名】 ③ ホームドアの整備による転落防止対策の促進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 利用者数10万人未満の駅であっても、利用者の安全確保の観点から特段の事情を有する駅については、国庫補助を措置すること。
- 2 従来型のホームドアや、鉄道車両の扉位置の相違などの課題に対応可能な、新たなタイプのホームドアの普及促進に向け、鉄道事業者の負担軽減のための支援の拡充を図ること。
- 3 ホームドア整備に係る地方公共団体の財政負担軽減のため、地方債の特例の要件緩和や、交付税措置の拡充についても検討を行うこと。

【直面している課題・背景】

- 鉄道駅のホームからの転落事故や、列車との接触事故が相次いで発生する中で、国土交通省では、平成28年12月の「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」における中間とりまとめ概要において、利用者数10万人以上の駅を優先して整備を進める考えや、同10万人未満の駅についても、駅の状況等を勘案した上で、優先的な整備が必要と認められる場合に整備する方針を示したところである。
- 本県のホームドアの補助制度においても、国が優先的に整備することとしている利用者数10万人以上の駅のみならず、同10万人未満の駅についても、駅周辺に病院や、社会福祉施設、特別支援学校等が存するなど、特段の事情を有する駅については、補助対象としているところであるが、直近の国庫補助は同10万人以上の駅でも満額措置されていない場合があり、同10万人未満の駅については、東京2020オリンピック・パラリンピックの競技施設の最寄駅以外は措置されていないところである。
- 今後、ユニバーサル社会を実現するためには、利用者数10万人以上の駅のみならず、鉄道事業者が整備方針を示している同10万人未満の駅においても、利用者の安全確保の観点から社会福祉施設等の最寄駅である場合には、利用者数に関わらず、同10万人以上の駅と同様に、国庫補助を措置することが求められる。

- また、鉄道事業者がホームドアの整備を進めるにあたっては、車両の長さ・ドア位置・ドア数の相違といった問題を解決するために、従来型よりもさらに多額の設置費用を要する新型ホームドアを整備することが求められる場合もあり、国として、鉄道事業者に財政支援をするための国庫補助は満額措置することが求められる。

- また、近年、ホームドアの整備が加速する中で、設置費用は一部補助を行う地方公共団体にとっても重い負担となっている。地方公共団体に対する財政措置として、バリアフリー法に地方債の特例が設けられているが、その適用にあたっては、市町村の負荷が大きく、地方債を充てることが困難となっているため、その手続きの簡略化等を含め、地方への財政措置の拡充を検討されたい。

令和3年度 国の施策に対する重点提案・要望

1.1 地方分権の推進

提案・要望先 内閣府、総務省、財務省
県担当部局 総合企画部

【提案・要望事項名】 地方分権の推進

【具体的な提案・要望内容】

- 1 地方分権改革を推進するため、国と地方の役割分担を適切に見直し、地方が必要とする事務・権限及び税財源の一体的な移譲とともに、「従うべき基準」の原則廃止を含めた義務付け・枠付けの見直しを行うこと。
- 2 地方分権改革を推し進めるために導入された「提案募集方式」について、対象を拡充する等、制度の見直しを行い、地方の発意に根差した提案の実現に向け積極的に取り組むこと。
- 3 国・地方の税財源配分のあり方を見直し、地方税源の充実と、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- 4 地方の安定的財政運営に必要な地方交付税の総額を確保・充実し、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債は廃止すること。
- 5 国庫補助負担金については、国と地方の役割分担を見直した上で、地方への税源及び権限の移譲を中心とした改革を進めること。

【直面している課題・背景】

- 地方分権改革は、個性豊かで活力に満ちた地域社会を構築し、地域の実情に合った住民サービスの向上を図るための基盤であり、これまで、地方に対する事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しなど、様々な取組が行われてきたところである。
しかしながら、地域の抱える課題が多様化・複雑化している中、個々の地域課題を、地域が自らの発想と創意工夫により、それぞれの実情に応じた解決を図るためには、国と地方の役割分担を適切に見直し、地方分権改革を更に推進していくことが不可欠である。
- 「提案募集方式」については、地方からの提案総数の約3割が検討対象外とされているが、地方分権改革における国と地方の役割分担のあるべき姿を実現するという観点から、過去と同内容の提案が複数の団体からあった場合には検討対象とすることや、将来予想される支障を防止するための提案に当たり一律に具体的な支障事例を求めないことなどの制度拡充を始めとした、制度の見直しを行っていく必要がある。

- 地方が担うべき事務権限に見合った税財源の移譲等が行われていないことから、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保するとともに、地方の財源不足は、臨時財政対策債による補てんではなく、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な対策によって解消すべきである。
- 地方の自由裁量を拡大し、国からの依存財源ではなく自主財源である地方税への税源移譲を進めることが重要であることから、国と地方の役割を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係る国庫補助負担金については、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、地方税財源の拡充に向けた本質的な議論を行うべきである。

【参考1：令和元年の地方からの提案と検討区分別の状況（提案募集）】

○ 令和元年の提案総数：301件（H30：319件）

（内訳）

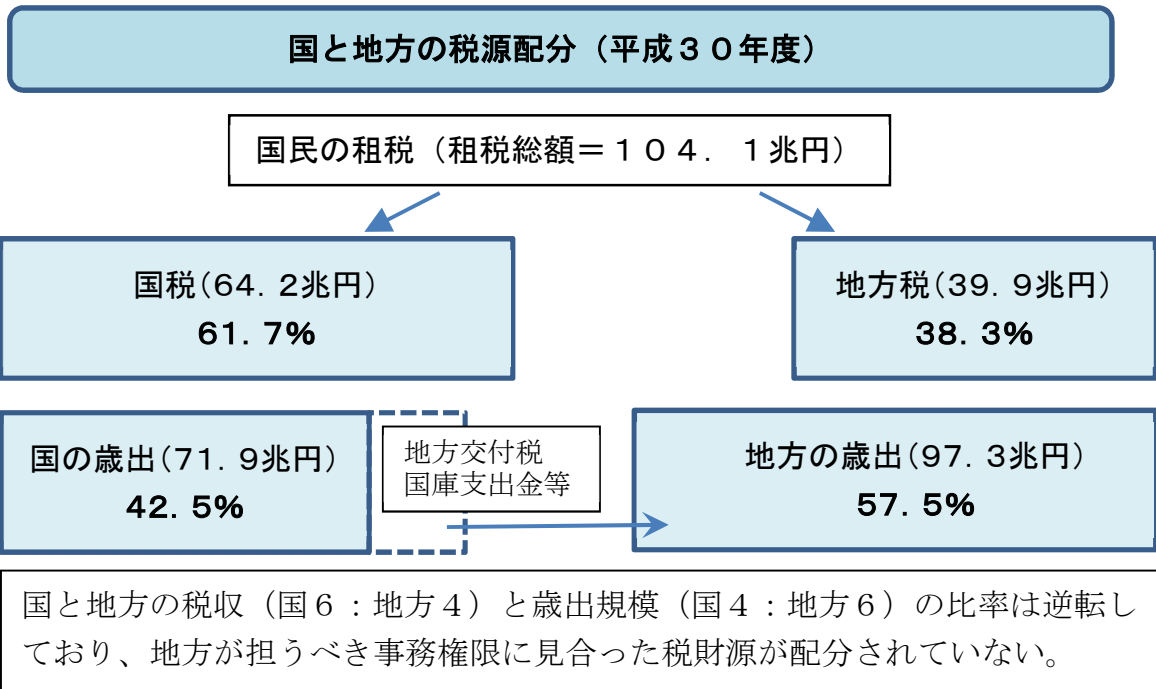
（参考：H30）

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案	182件	301件	188件
重点事項（フォローアップ案件含む）（※）	45事項		51事項
重点事項と位置付けられた提案	55件		75件
関係府省における予算編成過程での検討を求める提案	18件		15件
その他	101件		116件
提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案	86件		101件
提案募集の対象外である提案	15件		15件

※ 地方分権改革有識者会議の提案募集検討専門部会で調査・審議を行う案件

地方からの提案総数（301件）に対して内閣府が調整を行う提案（予算編成過程での検討を求める提案を含む）とされなかった提案（101件）の割合は約3割を占める。

【参考 2 : 国と地方の税源配分 (平成 30 年度)】



【参考】災害に強い千葉県づくりに向けた要望事項について

令和元年房総半島台風・令和元年東日本台風及び令和元年10月25日に発生した大雨による一連の災害では、本県において、住宅損壊や、広範囲・長期の停電と通信遮断や断水、更には河川の越水により生じた浸水、土砂災害などの被害が発生した。また、農林水産業の被害額は台風災害としては過去最大級となり、本県経済の成長を支える中小企業においても大きな被害が発生するなど、産業活動にも極めて深刻な影響を及ぼした。

県では、一日も早い復旧・復興に向け取り組んでいるところであるが、今後も起こり得る台風や地震などの災害時においても、県民誰もが安心して暮らしていけるよう、「災害に強い千葉県づくり」を進めるため、次の事項を要望しているところである。

重点提案・要望事項		ページ
1 防災対策の推進		
(1) 令和元年房総半島台風などを踏まえた災害対応力の強化等 ① 風害対策及び大規模停電対策の充実強化 ② 被災者生活再建支援制度の適用対象区域の見直し及び支給対象の拡大 ③ 業務継続性確保のための非常用電源の整備 ④ 水道施設・工業用水道施設における停電対策・浸水対策の強化に向けた支援の拡充 ⑤ 医療機関等の復旧と防災力の強化への支援 ⑥ 公立学校施設及び社会教育施設の復旧に係る支援の拡充 ⑦ 災害時における県内企業の事業継続や被災企業の早期復旧に向けた支援 ⑧ 土砂災害対策の推進 ⑨ 災害に強い森林づくりの推進 ⑩ 水防災意識社会再構築ビジョン等の取組実施に係る地方負担の軽減 ⑪ 死者・行方不明者の氏名公表の基準策定	P. 1 ～ P. 17	
(2) 自助・共助・公助が一体となった地域防災力の向上 ① 地震・津波対策に係る防災環境の整備 ② 市町村の消防広域化に対する支援の拡充	P. 18 ～ P. 20	
(3) 災害に強い社会基盤の整備 ① 河川・海岸等における津波・耐震・水害対策の推進 ② 国の直轄事業化導入による千葉港海岸船舶橋地区の高潮及び耐震化対策の促進 ③ 水門操作に係る安全性の確保の推進 ④ 道路ネットワークの機能強化 ⑤ 医療機関の耐震化の促進 ⑥ 私立学校施設の耐震化の促進	P. 21 ～ P. 30	
2 暮らしの安全・安心		
(1) 治安基盤の強化	P. 36	
7 成田国際空港の機能強化及び観光立県の推進		
(1) 成田国際空港の更なる機能強化と利便性の向上等	P. 77	
10 活力ある県土の基盤づくり		
(6) 千葉港港湾計画に基づく埠頭再編等の推進	P. 123	
(7) 社会資本整備の推進と適正な維持管理 ④ 利根川及び江戸川の治水対策の推進 ⑤ 社会資本の整備や老朽化対策等の推進	P. 131 ～ P. 133	

【参考】東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 を通じた本県の更なる発展に向けた要望事項について

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、国や世代、文化を越えた交流を通じて、今後の活力ある社会づくりにつながるものである。

競技会場として予定されている幕張メッセや一宮町釣ヶ崎海岸、さらには空の表玄関・成田国際空港を有する本県としても、増大する交通需要に適切に対応し、世界最高水準の安心・安全な都市環境を提供するとともに、観光やMICE等による経済の活性化を図ることにより、首都圏全体の魅力の向上と経済発展に貢献することが重要である。

このため、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を通じた本県の更なる発展に向けて、次の事項を要望しているところである。

重点提案・要望事項		ページ
I 危機管理・安全対策		
1 (2) ①	地震・津波対策に係る防災環境の整備	P. 18
2 (1)	治安基盤の強化	P. 36
2 (2)	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における安全・安心の確立及び円滑な交通輸送の実現	P. 37
II 成田国際空港の利便性向上、交通ネットワーク・アクセスの強化		
7 (1)	成田国際空港の更なる機能強化と利便性の向上等	P. 77
10 (1)	首都圏中央連絡自動車道の建設推進	P. 112
10 (2)	北千葉道路の早期整備	P. 114
10 (5)	高規格幹線道路等のネットワーク機能の充実	P. 118
10 (10) ①	J R 京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線との相互直通運転の実現及びJ R 京葉線の輸送力増強	P. 139
III バリアフリー化の促進		
10 (10) ③	ホームドアの整備による転落防止対策の促進	P. 144
IV 外国人受入体制		
7 (2)	観光立県の実現に向けた外国人旅行者誘致及びMICEの推進	P. 82

※ 大項目の名称は「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた千葉県戦略」における戦略名とした。